

建設工事施工管理基準(案)

建設工事施工管理基準（案）

目 次

建設工事施工管理基準

1. 目 的	1
2. 適 用	1
3. 構 成	1
4. 管理の実施	1
5. 管理項目及び方法	1
6. 規 格 値	1
7. そ の 他	1

出来形管理基準及び規格値

第1編 共通編

一般施工	2
土 工	23
無筋、鉄筋コンクリート	25

第2編 河川・水路編

築堤・護岸	26
浚渫（川）	37
樋門・樋管・水路工	38
水 門	43
堰・頭首工	43
排水機場	60
床止め・床固め	64
河川維持	68
河川修繕	69
堰・頭首工（追加分）	74
床止め・床固め（追加分）	74
開水路工	75
暗渠・サイホン工	75

第3編 海岸編

堤防・護岸	81
-------------	----

突堤・人工岬	91
海域堤防	96
浚渫（海）	100
海岸防災林造成工	100
第4編 砂防・治山・地滑り防止編	
ダム	101
流路工	107
斜面对策	110
山腹工	117
治山	118
第5編 ダム編	
コンクリートダム	123
フィルダム	125
基礎グラウチング	125
第6編 道路編	
道路開設・改良	126
舗装	133
林道	142
橋梁下部	147
鋼橋上部	157
コンクリート橋上部	169
トンネル（NATM）	175
トンネル（矢板）	178
共同溝	179
電線共同溝	181
道路修繕	183
第7編 水道・工業用水道編	
構造物	186
管路	186
資材料及び接合	186
第8編 下水道・集落排水編	
管路	187
処理場・ポンプ場	194
第9編 農地編	
農用地造成工	199

ほ場整備工	200
ため池改修工	201
第10編 植栽工編	
植栽工	202
第11編 港湾・漁港編	
浚渫及び床掘	204
埋立及び裏理	204
地盤改良	205
マット	209
捨石及び均し	212
杭及び矢板	217
控工	222
ケーソン	223
コンクリートブロック	226
中詰	231
上部コンクリート	234
付属工	236
溶接及び切断	239
鋼橋の仮組立による検査を省略する場合の施工管理基準及び規格値	241
品質管理基準及び規格値	
1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	243
2. ガス圧接	245
3. 既製杭工	246
4. 下層路盤	247
5. 上層路盤	248
6. アスファルト安定処理路盤	251
7. セメント安定処理路盤	251
8. アスファルト舗装	252
9. 転圧コンクリート	257
10. グースアスファルト舗装	259
11. 路床安定処理工	263
12. 表層安定処理工(表層混合処理)	263

13. 固 結 工	264
14. アンカー工	264
15. 補強土壁工	264
15 1. ロックボルト	265
15 2. 抑止アンカー工	265
16. 吹 付 工	265
16 1. 特殊モルタル等吹付け工	267
17. 現場吹付法砕工	267
18. 河川・海岸土工	268
19. 砂 防 土 工	269
20. 道 路 土 工	269
21. 捨 石 工	270
22. コンクリートダム	271
22 1. ため池堤体盛工	273
23. 覆工コンクリート (N A T M)	273
24. 吹付けコンクリート (N A T M)	275
25. ロックボルト (N A T M)	277
26. 路上再生路盤工	277
27. 路上表層再生工	277
28. 排水性舗装工・透水性舗装工	278
29. 簡易舗装工	282
30. プラント再生舗装工	283
31. ガス切断工	284
32. 溶接工	284
33. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	285
34. 下水・集落排水	286
35. 鋼材等	295
36. 石材等	300
37. 防舷材	302
38. マット類	307
39. ロックボルトの引抜試験 (参考資料)	308
40. 品質管理基準および規格値	310
写真管理基準 (案)	312

建設工事施工管理基準（案）

この建設工事施工管理基準は、公共工事共通仕様書第1編1-1-29「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

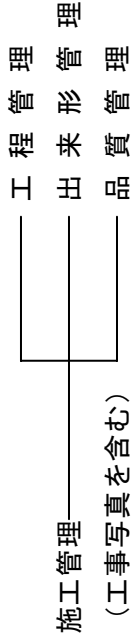
1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、三重県が発注する公共工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。また、この基準に定めのない工種については、監督員と協議し定めるものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

- 工程管理
請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
- 出来形管理
請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は出来形図を作成し管理するものとする。
- 品質管理

- 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、行程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、X-R、X-Rs

ーRmなど）を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、以下に掲げる工種（イ）、（ロ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

（イ）路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1 000㎡以下のもの）

（ロ）アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100 t 未満のもの）

- 請負者はセメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

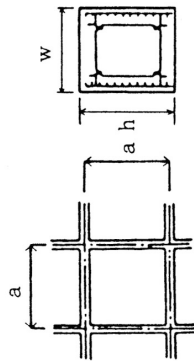
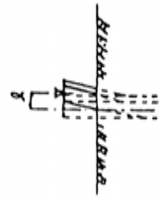
7. その他

（1）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後後視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	基準高 ∇	± 50
						根入長	設計値
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	変位 \varnothing	100
						法長 \varnothing	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5	2	法枠工 (プレキヤスト法枠工)	幅 w	-30
						高さ h	-30
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5	3	吹付枠中心間隔 a	吹付枠中心間隔 a	± 100
						延長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	延長 \varnothing	-100
						厚さ t	-200
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	延長 \varnothing	-50
						厚さ t	-100
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	延長 \varnothing	-10
						厚さ t	-20
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	延長 L	-200
						厚さ t	-10

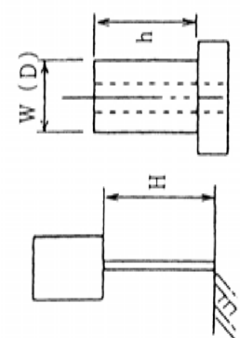
測	定	基	準	測	定	箇	所	摘	要
基準高は	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
変位は、	施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1箇所につき2箇所。	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
吹付枠延長	100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1箇所につき2箇所。	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
延長	40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
吹付枠	中心間隔 a	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
延長	L	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
吹付工	(コンクリート) (モルタル)	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						
吹付工	(コンクリート) (モルタル)	測点間隔25mの場	合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。						



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ϕ	-200
						$\phi < 5 \text{ m}$	
						$\phi \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%
						切土法長 ϕ	-100
						$\phi < 5 \text{ m}$	
						$\phi \geq 5 \text{ m}$	法長の-2%
						延 長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	2	植生工 (厚層基材吹付工)	法長 ϕ	-200
						$\phi < 5 \text{ m}$	
						$\phi \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%
						厚 さ	-10
						$t < 5 \text{ cm}$	
						$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
						但し、吹付面に凸凹がある場合の 最小吹付厚は設計厚の50%以上と し、平均値は設計厚以上	
						延 長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
施工延長40mにつき1箇所、40m 以下のものは1施工箇所につき2 箇所。		
施工面積200㎡につき1箇所、面積 200㎡以下のものは、1施工箇所に つき2箇所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎。		
1 箇所 / 1 施工箇所		

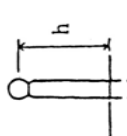
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8 縁石工	2	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200
						段差 H	0cm以下 2cm以下
						勾配 i (フラット形以外の の場合のみ)	設計値以下
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9	小型標識工	段差 H	3cm以上 5cm以下 (但し、特殊 ブロックは 除く)	
					勾配 i (フラット形以外の の場合のみ)	±1%	
					設置高さ H	設計値以上	
						幅 w (D)	-30
						高さ h	-30

測定基準	測定箇所	摘要
1 箇所 / 1 施工箇所		
全箇所 (各箇所 3 測点)	図 1	
全箇所 (各箇所 3 測点)	図 2	
1 箇所 / 1 基 基礎 1 基毎。		

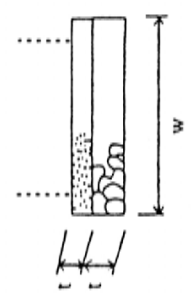
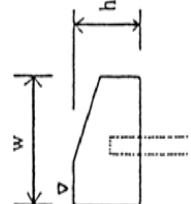
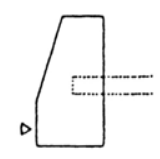
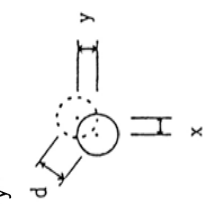
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
						高さ h	-30	
						パイプ取付高H	+30 -30	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11	1	路側防護策工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
						高さ h	-30	
						ビーム取付高H	+30 -20	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11	2	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎	幅 w	-30
						高さ h	-30	
						延長 L	-100	
						ケープル取付高H	+30 -20	

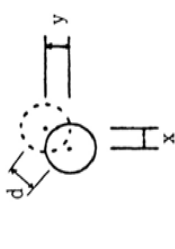
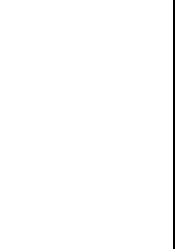
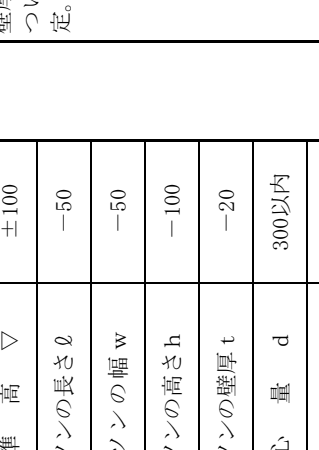
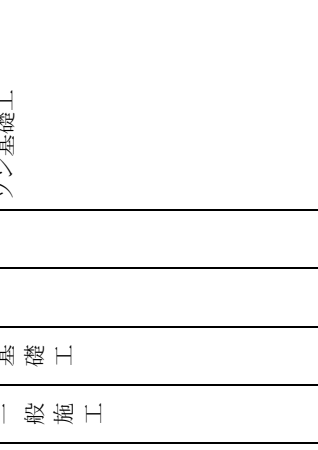
測定基準	測定箇所	摘要
単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所		
1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。 1箇所/1施工箇所		
1箇所/1基礎毎 1箇所/1施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
						厚 (溶融式のみ) t	幅 w	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	12		区画線工			設計値以上
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	13		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h		±30

測定基準	測定箇所	摘要
1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		

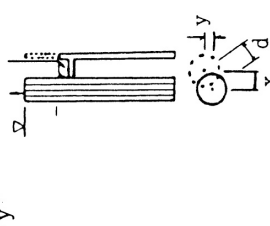
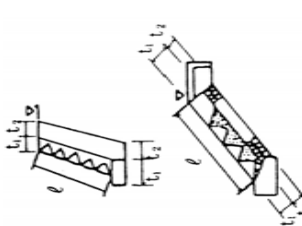
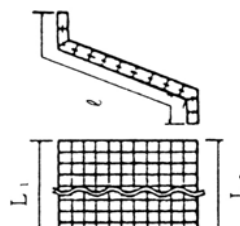
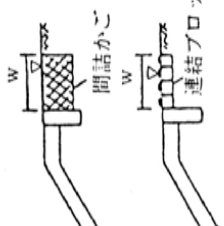
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上
						厚 さ	設計値以上
						延 長	各構造物の規格値による。
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高	±30
						幅	-30
						高 さ	-30
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工 (プレキャスト)	延 長	-200
						基 準 高	±30
						幅	-200
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既設杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高	±50
						根 入	設計値以上
						偏 心 量	D / 4 以内 かつ100以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
全数について杭中心で測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。		
全数について杭中心で測定。		
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高	±50
						根 入	設計値以上
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内
						杭 径	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高	±50
						根 入	設計値以上
						偏心量 d	150以内
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高	±100
						ケーソンの長さℓ	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏心量 d	300以内
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高	±100
						ケーソンの長さℓ	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏心量 d	300以内

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管井筒基礎工	基準高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	300以内
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高 ∇	± 50
						法 長 \varnothing	$\varnothing < 3 \text{ m}$
						\varnothing	$\varnothing \geq 3 \text{ m}$
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50
						厚さ(ブロック積張) t_2	-50
延 長 L	-50						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ∇	± 50
						法 長 \varnothing	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。厚さは上端 部及び下端部の2箇所を測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1	3	一般施工	共通偏	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50
						法長 ℓ	-50
1	3	一般施工	共通偏	5	石積(張)工	厚さ (裏込) t_1	-100
						厚さ (裏込) t_2	-50
1	3	一般施工	共通偏	5	石積(張)工	延 長 L	-200
						厚さ (石積・張) t_1	-50
1	3	一般施工	共通偏	5	石積(張)工	厚さ (裏込) t_2	-50
						延 長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均値 (X ₁₀)	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5 1		アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-
						厚 さ	-45	-15	
						幅	-50		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5 2		アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5 3		アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100 t未滿あるいは施工面積が1,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100 t未滿あるいは施工面積が1,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の規格値の平均 (X ₁₀)	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上 -15	小規模以下 -20	中規模以上 -5
						幅	-50		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (表裏工)	厚 さ	-7	-9	-2
						幅	-25		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (σ) 1.75mm以下		
						基準高▽	±40	±50	-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	厚 さ	-45	-	-15
						幅	-50		-

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割りでコア一を採取して測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割りでコア一を採取して測定。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が1,000m ² 以上とする。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割りでコア一を採取して測定。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100 t 未満あるいは施工面積が1,000m ² 未満。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割りでコア一を採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬといふ満足を満たさなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	コア一採取について橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の規格値の平均 (X ₁₀)	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8
						幅	-50		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚	-25	-30	-8
						幅	-50		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚	-9	-12	-3
						幅	-25		-

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100 t 未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の規格値の平均 (X ₁₀)	中規模以上
1	共通編	3	一般施工	9	一般舗装工	厚	中規模以上	-10	-3.5
							小規模以下	-25	-
1	共通編	3	一般施工	9	一般舗装工	平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下		
							基準高▽	±40	±50
1	共通編	3	一般施工	9	一般舗装工	厚	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所を割に測定。		
							幅	-45	-50
1	共通編	3	一般施工	9	一般舗装工	厚	幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
							幅	-25	-30
1	共通編	3	一般施工	9	一般舗装工	幅	幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
							幅	-50	-

測定基準	測定箇所	摘要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所を割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の規格値の平均 (X ₁₀)	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8
						幅	-50		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚	-9	-12	-3
						幅	-25		
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚	-15	-4.5	
						幅	-35		
						平坦性			

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100 t 未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー採取して測定。		
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベリングにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所を割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の 規定値 の平均 (X_{10})	中規模 以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	中規模以上 ±50	中規模以上
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		-

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100 t 未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所の掘り起こして測定。</p>		

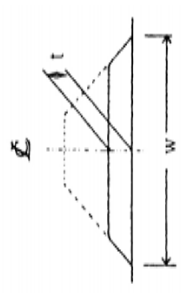
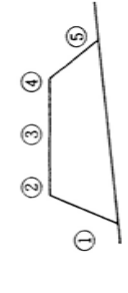
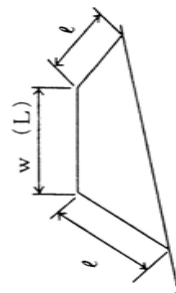
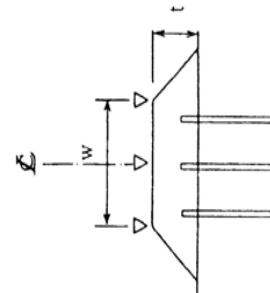
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の規格の平均値 (X ₁₀)	中規模以上
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8
						幅	-50		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱スファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		-
1 共通編	3 一般施工	9 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		-

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所を割りし、厚さは、1,000㎡に1個の割りコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱スファルト混合物の総使用量が100 t 未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1箇所を割りし、厚さは、1,000㎡に1個の割りコアーを採取して測定。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所を割りし、厚さは、1,000㎡に1個の割りコアーを採取して測定。		

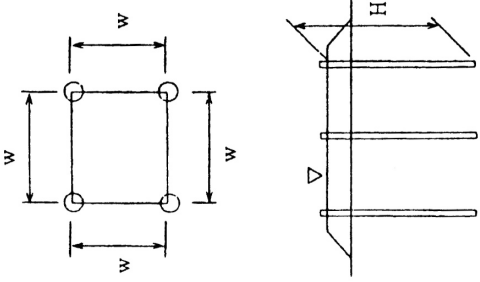
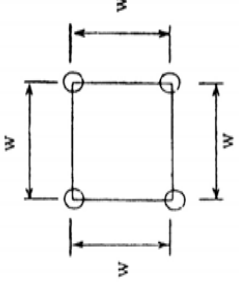
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長40m毎に1箇所を割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50
						施工厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	3		置換工	基準高 ∇	± 50
						置換厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延長 L	-200

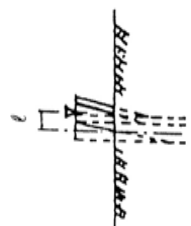
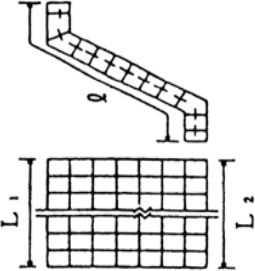
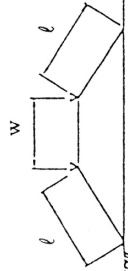
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施工厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書 に明示
						法長 ϕ	-500
						天端幅 w	-300
						天端延長 L	-500
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	5		パイレット工	基準高 ∇	±50
						厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>w. (L) は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>	 	
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	7		パーチカルドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工) 縮固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	8		サンドドレイン、袋詰式 サンドドレイン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	打込長さ h	設計値以上
							-
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (セメントミルク攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50
						位置・間隔 w	D/4以内
1 共通編	3 一般施工	10 地盤改良工				杭 径 D	設計値以上
						深 度 ϕ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレインの杭径は対象外とする。		
全本数。		
全本数。 計器管理にかえることができる。		
全本数。		
100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。	※余長は、適用除外	
全本数。		

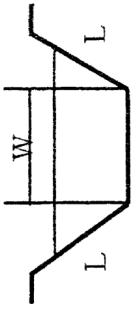
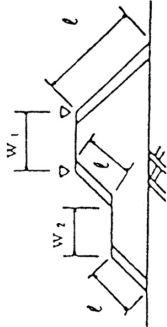
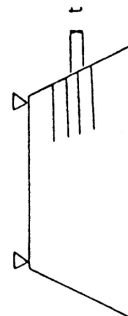
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ϕ	設計深さ以上
						配 置 誤 差	100
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連筋ブロッケン張り工)	法 長 ϕ	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛工)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ϕ	-100
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛工)	基 準 高 ∇	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。(任意仮設は除く)		
全数。 (任意仮設は除く)		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1施工箇所毎。		
施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	8		地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	± 50
						連壁の長さ \varnothing	-50
						変位	300
						壁体長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工	9		地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	± 50
						連壁の長さ \varnothing	-50
						変位	D/4以内
						壁体長 L	-200
1 共通編	3 一般施工	13 仮設工			法面吹付工	法長 \varnothing	-50
						\varnothing	-100
						厚さ t	-10
						t	-20
但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p> <p>変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p> <p>変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		D: 杭径
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎。		

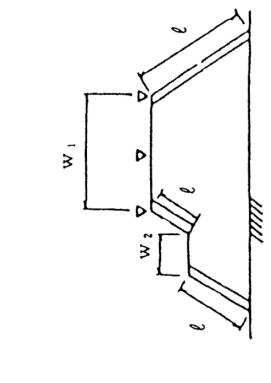
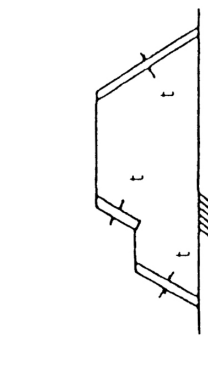
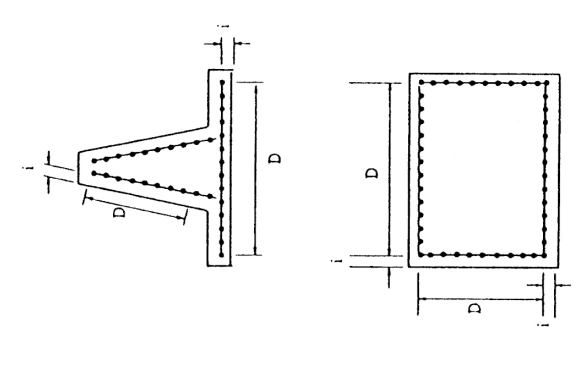
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工(切土工)	基準高 ∇	± 50	
						法長 \varnothing	$\varnothing < 5 \text{ m}$	-200
							$\varnothing \geq 5 \text{ m}$	-4%
						幅	$W < 10 \text{ m}$	-100
$W \geq 10 \text{ m}$	-200							
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基準高 ∇	± 50	
						法長 \varnothing	$\varnothing < 5 \text{ m}$	-100
							$\varnothing \geq 5 \text{ m}$	法長 $\times 2\%$
						幅	w_1	-100
w_2								
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		盛土補強工	基準高 ∇	-50	
						厚さ t	-50	
						控え長さ	設計値以上	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	7		整形仕上げ工(盛土工)	厚	-30	
						厚さ t		
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	8		天端敷砂利工	t < 15 cm	-25	
						t ≥ 15 cm	-50	
					幅 w	-100		
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%
						幅 w	-100	

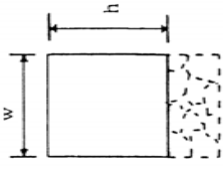
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 土羽打ちのある場合。</p>		
<p>幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。</p>		
<p>施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ∇	± 50
						法 長 \varnothing	$\varnothing < 5 \text{ m}$
						$\varnothing \geq 5 \text{ m}$	法長 -2%
					幅 w_1 w_2	-100	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土工)	厚 さ t	-30
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	3 鉄筋の組立て		鉄筋の組立て	平均間隔 d	$\pm \phi$
						か ぶ り i	$\pm \phi$ かつ 最小かぶり 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 法の中央で測定。 土羽打ちのある場合。		
$d = \frac{D}{n-1}$ D : m本間の長さ n : 10本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書 (設計値9.2) 参照		重要構造物 かつ主鉄筋 について適 用する。

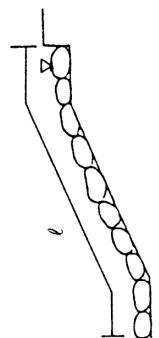
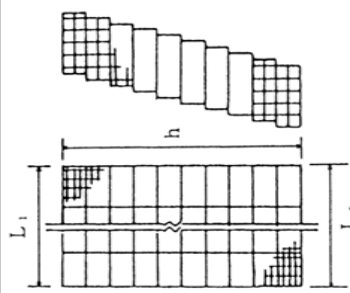
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-4-3基礎工(護岸)に準ずる。		
第1編3-3-4矢板工に準ずる。		
第1編3-4-3基礎工(護岸)に準ずる。		
第1編3-3-4矢板工に準ずる。		
第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	3 護岸基礎工	3		基礎工		
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	3 護岸基礎工	4		矢板工		
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	4 矢板護岸工	3		笠コンクリート工		
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	4 矢板護岸工	4		矢板工		
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	3		コンクリートブロック工		

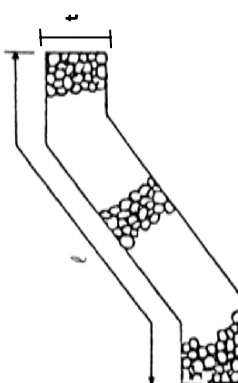
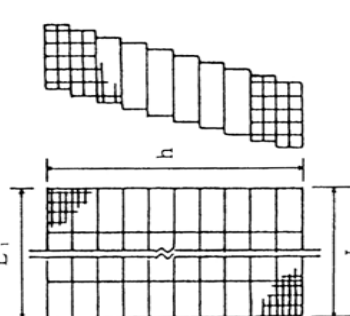
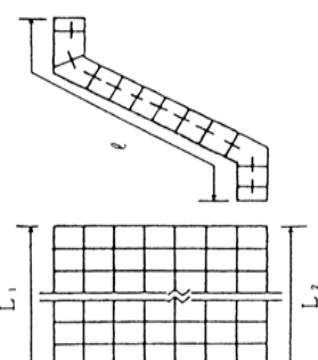
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各格子間の中央部1箇所を測定。		
第1編3-5-4緑化ブロック工に準ずる。		
第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
第1編3-5-5石積(張)工に準ずる。		
第1編3-3-5法枠工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅	-30
						高さ	-30
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	5	緑化ブロック工		
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	6	環境護岸ブロック工		
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	7	石積(張)工		
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	8	法枠工		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	9 多自然型護岸工	1 2	巨石張り 巨石積み	基準	±500	
						法	長 ℓ	-200
						延	長 L	-200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	9 多自然型護岸工	3	かごマット	高さ	h	-100
						延長	L_1 L_2	-200
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	10		吹付工			
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	11		植生工			
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	12		覆土工			

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。	 	
第1編 3-3-6 吹付工に準ずる。		
第1編 3-3-7 植生工に準ずる。		
第1編 4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	13 羽口工	1 じゃかご	法	長 ϕ	
						$\phi < 3$ m	-50	
						$\phi \geq 3$ m	-100	
						厚	さ	-50
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	13 羽口工	かごマット	法	長 ϕ	
						厚	さ t	-0.2 t
						延	長 L	-200
						高	さ h	-100
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	13 羽口工	ふとんかご かご枠	延	長 L_1, L_2	
								-200
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	13 羽口工	連節ブロック張り	法	長 ϕ	
						延	長 L_1, L_2	-100
								-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。</p>		

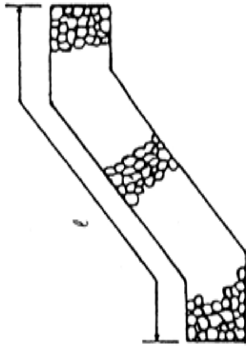
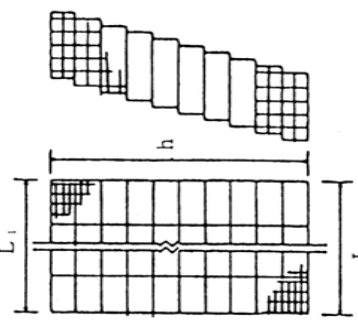
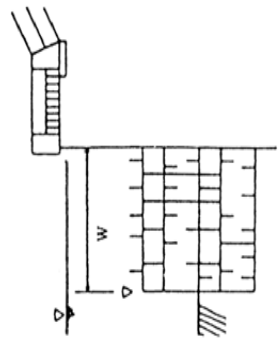
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	6 擁壁護岸工	3	場所打擁壁工	基準高	▽	±50
						厚さ	t	-20
						幅	w_1 w_2	-30
						高さ	$h < 3\text{ m}$	-50
						高さ	$h \geq 3\text{ m}$	-100
						延長	L	-200
						裏込厚さ		-50
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	6 擁壁護岸工	4	プレキャスト擁壁工	基準高	▽	±50
						延長	L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		

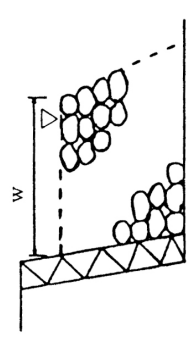
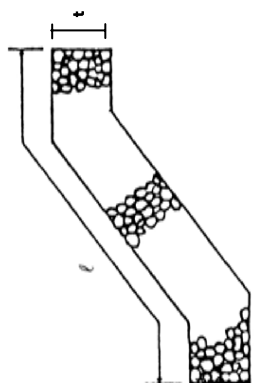
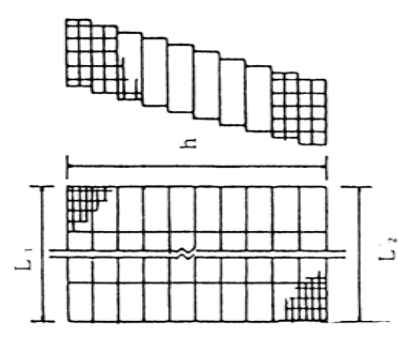
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						基 準 高 ∇	積	
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	3		根固めブロック工	層	積	± 100
						乱	積	$\pm t/2$
						厚	さ t	-20
						幅	w_1, w_2	-20
						延 長	L_1, L_2	-200
						乱	w_1, w_2	$-t/2$
積	L_1, L_2	$-t/2$						
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	5		沈床工	基 準 高 ∇		± 150
						幅	w	± 300
						延 長	L	-200
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	6		捨石工	基 準 高 ∇		-100
						幅	w	-100
						延 長	L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所。延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。 延長は1施工箇所毎測定。		
1組毎		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		

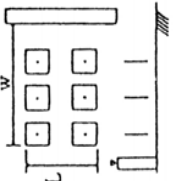
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	7 根固め工	7 かご工	じゃかご	法	長 ϕ	
						$\phi < 3$ m	-50	
						$\phi \geq 3$ m	-100	
						厚	さ	-50
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	7 根固め工	7 かご工	かごマット	法	長 ϕ	-100
						厚	さ t	-0.2 t
						延	長 L	-200
						高	さ h	-100
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	7 根固め工	7 かご工	ふとんかご	延	長 L_1 L_2	-200
2	河川・水路編	8 水制工	3	沈床工	基	準 高 ∇	± 150	
					幅	w	± 300	
					延	長 L	-200	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>1 組毎。</p>		

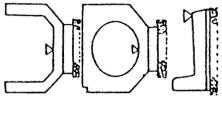
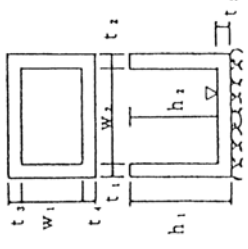
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	8 水制工	4	捨石工	基準高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延長 L	-200
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	8 水制工	5	じゃかご	法 長 ϕ	-50
						$\phi < 3$ m	-100
						$\phi \geq 3$ m	-50
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	8 水制工	5	かごマット	法 長 ϕ	-100
						厚 さ t	-0.2 t
						延長 L	-200
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	8 水制工	2	ふとんかご	高 さ h	-100
						延長 L_1 L_2	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	1.0個の規格値の平均 (X ₁₀)	
2	河川・水路編	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50		
						幅 w	±300		
						方 向	±7°		
						延 長L	-200		
2	河川・水路編	9 付帯道路工	5		アスファルト舗装工				
2	河川・水路編	9 付帯道路工	6		コンクリート舗装工				
2	河川・水路編	9 付帯道路工	7		薄層カラー舗装工				
2	河川・水路編	9 付帯道路工	9	1	下層路盤工	測定項目	個々の測定値 (X)	1.0個の規格値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	中規模以下	中規模以上
						基準高▽	±40	±50	-
						厚 さ	-45	-15	-
						幅	-50	-	-
						厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50	-	-
2	河川・水路編	9 付帯道路工	8	2	上層路盤工 粒度調整路盤工				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 組毎。		
第1編3-9-5アスファルト舗装工に準ずる。		
第1編3-9-6コンクリート舗装工に準ずる。		
第1編3-9-7薄層カラー舗装工に準ずる。		
基準高・幅は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割りとし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		

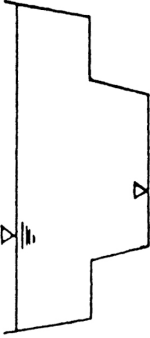
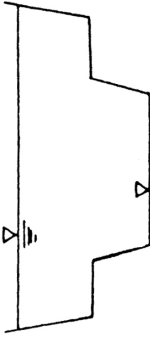
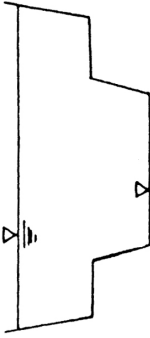
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の規格の平均値 (X ₁₀)	中規模以上
2	河川・水路編	9	付帯道路工	8	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	厚	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8
						幅	-50		-
2	河川・水路編	9	付帯道路工	8	加熱アスファルト 安定処理工	厚	-15	-20	-5
						幅	-50		-
2	河川・水路編	9	付帯道路工	8	基層工	厚	-9	-12	-3
						幅	-25		-
2	河川・水路編	9	付帯道路工	9	側溝工	測定項目	規格値		
						基準	高	▽	±30
2	河川・水路編	9	付帯道路工	9	集水軒工	延	長 L		
						基準	高	▽	±30
2	河川・水路編	9	付帯道路工	10	集水軒工	厚	t ₁	t ₅	-20
						幅	w ₁	w ₂	-30
2	河川・水路編	9	付帯道路工	10	集水軒工	高	h ₁	h ₂	-30

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬと同時に10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアーにより床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
1 箇所毎。 厚さ、幅、高さは現場打ちのある場合。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	9 付帯道路工	11		縁石工	埋	0～+50
						延長	-200
						基準	±30
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	10 付帯道路工	4		小型標識工	※ 厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※ 幅 w_1, w_2	-30
						※ 高さ h_1, h_2	-30
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	路側防護策工	
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	9 付帯道路工	12		区画線工		

測	定	基	準	測	定	箇	所	摘	要
第1編	3-3-8	縁石工	に準ずる。						
第1編	3-3-9	小型標識工	に準ずる。						
		接続部 (地上機器部)	間毎に1箇所						
		接続部 (地上機器部)	間毎で全数。 【管路センターで測定】						
		1箇所毎	※は現場打部分のある場合						
第1編	3-3-11	路側防護柵工	に準ずる。						
第1編	3-3-12	区画線工	に準ずる。						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	1 築堤・護岸	3		道路付属物工		
2	河川・水路編	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2		浚渫船運転工 (民船・管船)	基準高▽	上限 下限
						電機	+200 -800
						500ps	+200 -1000
						1000ps	+200 -1200
						250ps	+200 -800
						420ps 600ps	+200 -1000
						1350ps	+200 -1200
						幅	-200
						延長	-200
2	河川・水路編	3 浚渫工(グラブ船)・4 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2		浚渫船運転工	基準高▽	上限 +200
						幅	-200
						延長	-200

測定基準	測定箇所	摘要
第1編3-3-13道路付属物工に準ずる。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 ただし、各測定他の平均他は設計基準高以下であること。		

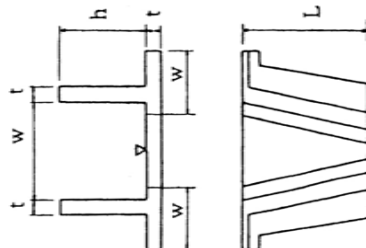
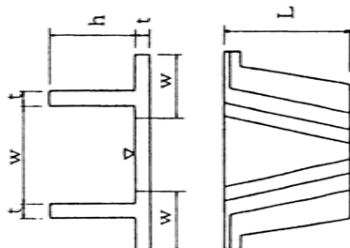
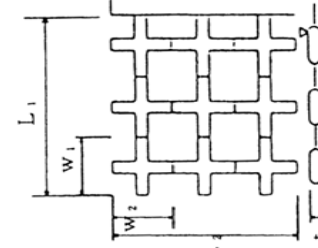
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	4	既製杭工		
				既製杭工			
2	河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	5	場所打杭工		
				場所打杭工			
2	河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体工	6	矢板工		
				矢板工			

測定基準	測定箇所	摘要
第1編 3-4-4 既製杭工に準ずる。		
第1編 3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
第1編 3-3-4 矢板工に準ずる。		

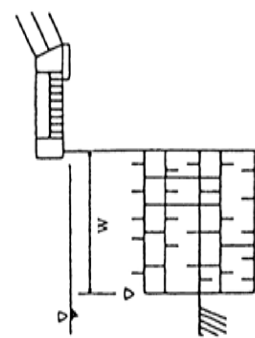

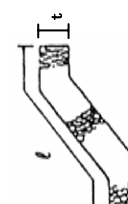
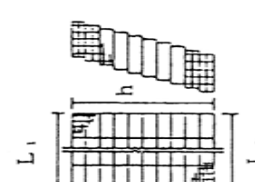
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体内工	7 函渠工	1	本体内工	基準高 ∇	± 30
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 w_1, w_2	-30
						内空幅 w_3	-30
						内空高 h_1	± 30
						延長 L	-200
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体内工	7 函渠工	2	ヒューム管	基準高 ∇	± 30
				3	PC管		
				4	コルゲートパイプ		
				5	クタイル鉄管		
						延長 L	-200
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	3 樋門・樋管本体内工	7 函渠工	6	PC函渠	基準高 ∇	± 30
						※幅 w	-50
						※高さ h	-30
						延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。</p> <p>プレキャスト製品使用の場合に適用</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。</p> <p>1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。</p> <p>※印は、現場打部分のある場合。</p> <p>1施工箇所毎。</p>		

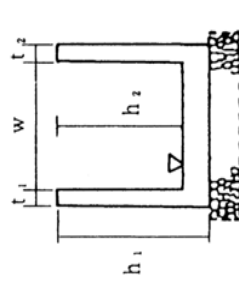
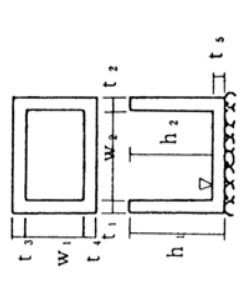
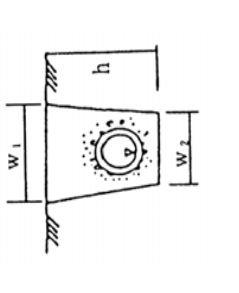
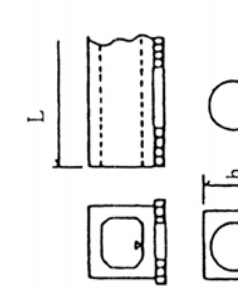
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	樋門・樋管・水路工	8 翼壁工		翼壁工	基準高 ∇	± 30
						厚さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h	± 30
						延長 L	-50
2	河川・水路編	樋門・樋管・水路工	9 水叩工		水叩工	基準高 ∇	± 30
						厚さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h	± 30
						延長 L	-50
2	河川・水路編	樋門・樋管・水路工	3 根固めブロック工		根固めブロック工	層積	± 100
						乱積	$\pm t/2$
						厚さ t	-20
						層幅 w_1 w_2	-20
						積延長 L_1 L_2	-200
						乱幅 w_1 w_2	- t/2
						積延長 L_1 L_2	- t/2

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。 延長は1施工箇所毎。		


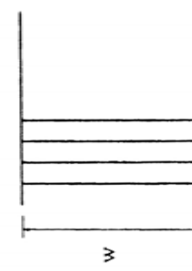

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	3	樋門・樋管・水路工	4	護床工	基礎高 ∇	± 150
						幅 w	± 300
						延長 L	-200
2	河川・水路編	3	樋門・樋管・水路工	4	護床工	基礎高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延長 L	-200
2	河川・水路編	3	樋門・樋管・水路工	4	護床工	法 長 ϕ	
						$\phi < 3$ m	-50
						$\phi \geq 3$ m	-100
2	河川・水路編	3	樋門・樋管・水路工	4	護床工	厚 長さ	-50
						法 長 ϕ	-100
						厚 長さ t	-0.2 t
2	河川・水路編	3	樋門・樋管・水路工	4	護床工	延長 L	-200
						高 長さ h	-100
						延長 L_1 L_2	-200

測定基準	測定箇所	摘要
1組毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

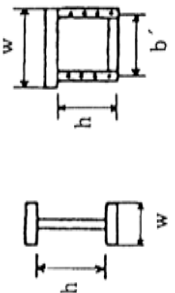
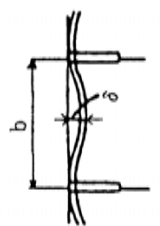
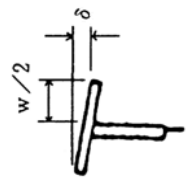
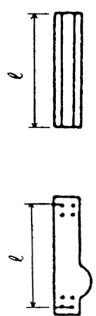
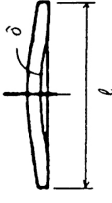
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 水路工	2 側溝工		側溝工	基準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1 t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1 h_2	-30
						延 長 L	-200
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 水路工	3 集水柵工		集水柵工	基準 高 ∇	± 30
						厚 さ $t_1 \sim t_2$	-20
						幅 w_1 w_2	-30
						高 さ h_1 h_2	-30
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 水路工	5 暗渠工		暗渠工	基準 高 ∇	± 30
						幅 w_1 w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 水路工	6 樋門接続暗渠		樋門接続暗渠工	基準 高 ∇	± 30
						※ 幅 w	-30
						※ 高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。なお、製品 使用の場合、製品寸法については 規格証明書等による。 1 施工箇所毎。		
1 箇所毎。 厚さ、幅、高さについては現場打 ちがある場合		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。なお、製品 使用の場合、製品寸法については 規格証明書等による。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	6 付属物設置工	7 階段工	1 2	階段工 現場打階段 フレキヤスト階段	幅	w	-30
						高さ	h	-30
						長さ	L	-30
						段数	数	±0段
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	6 付属物設置工	3 防止柵工		防止柵工			
2 河川・水路編	4 水門	4 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高さ	▽	±30
						厚さ	t	-20
						幅	w	-30
						高さ	h	±30
						延長	L	-50
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	3 刃口金物製作工		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2..... h ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < h ≤ 2.0	
						外周長 φ (m)	±(10+L/10)	

測定基準	測定箇所	摘要
1回/1施工箇所	 	
第1編3-3-10防止柵工に準ずる。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5	堰・頭首工	4	桁製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$
						腹板高 h (m)	$h / 250$
						腹板間隔 b' (m)	$b / 150$
						板の平面度 δ (mm)	$w / 200$
						フランジの直角度 δ (mm)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$
						部材長 ℓ (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots$ $\ell > 10$
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
プレートガーター	トラス・アーチ等		
主桁・主溝	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型プレート ガーター トラス弦材	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		
	主要部材全数を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	4 桁製作工		桁製作工 (仮組立による検査を実施する。場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	全長、 支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
						主げた、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots B > 2$
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \dots h > 5$
						主げた、主溝の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$
						主げた、主構 の δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$
						主げた、主構の 橋端における 差 δ (mm)	設計値 ± 10
						主げた、主構の 鉛直 δ (mm)	$3+h/1,000$
						現場継手部の 間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5

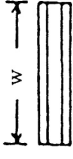
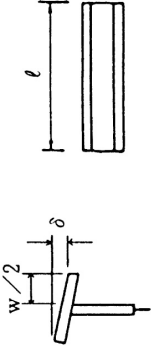
仮組立時

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	測 定 基 準
			銅げた等 主げた、主構全数を測定。
			銅げた等 主げた、主構全数を測定。
			各支点及び各支間中央付近を測定。
			両端部及び中心部を測定。
			最も外側の主桁又は主げたについて支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長(m)
			各主げたについて各主構の各格点 を測定。 L: 主げたの支 間長(m)
			どちらか一方の主げた(主構)端 を測定。
			各主桁の両端部 を測定。 h: 主げたの高 さ(mm)
			主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいものせつけ 位置が5mm以下の場合、マイナ スを認めない

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	4 桁製作工		桁製作工 (仮組立による検査を実施する。場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	フランジ幅高隔 w (m) h (m) b (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w
						腹板間隔 b (m)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10
部 材 精 度						鋼げた及びトラス等の部材の腹板 箱げた及びトラス等のフランジ補床版のデッキプレート フランジの直角度 δ (mm)	h / 250 b / 150 w / 200
部 材 精 度						鋼げた トラス、アーチ など 圧縮材の曲り δ (mm)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10 ℓ / 1000
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	4 桁製作工		桁製作工 (仮組立による検査を実施する。場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	フランジ幅高隔 w (m) h (m) b (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w
						腹板間隔 b (m)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10
部 材 精 度						鋼げた等の部材の腹板 箱げた等のフランジ 鋼床版のデッキプレート フランジの直角度 δ (mm)	h / 250 b / 150 w / 200
部 材 精 度						鋼げた 部材長 ℓ m	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10

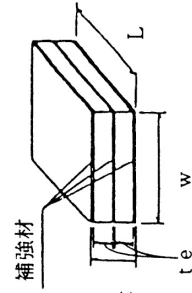
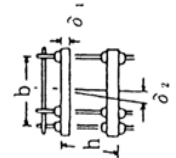
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
銅げた等 トラス・アーチ等		
主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。		
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
-		原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。
主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。		主要部材全数を測定。 部材長 (mm) ℓ
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
測定		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	5	検査路製作工	部 材	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10
						部 材	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	6	銅製伸縮継手製作工	部 材	-5~+10 ……w ≤ 10 -5~+ (5+w)/2 ……w > 10
						部 材	-5~+10 ……w ≤ 10 -5~+ (5+w)/2 ……w > 10
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	7	落橋防止装置製作工	仮 組 立 時	設計値 ±4
						部 材	±2
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	8	銅製排水管製作工	部 材	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10
						部 材	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	9 プレベーム用桁製作工	工	フランジ幅 W (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	
						腹高 h (m)	$\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$	
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	10 橋梁用防護柵製作工	工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	
						部材 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	1 金属支承工	工	孔の直径差	+2 -0	
						中心距離	≤ 1000 mm	± 1
							> 1000 mm	± 1.5
						孔の直径	≤ 100 mm	+3 -1
							> 100 mm	+4 -2
孔の中心距離	JIS B 0412 並級							
セクタボス	ボスの直径	+0 -1						
	ボスの高さ	+1 -0						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
製品全数を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	11 1	金属支承工	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0412 中級	
						全移動量	$\varnothing \leq 300$ mm ± 2 $\varnothing > 300$ mm $\pm \frac{\varnothing}{100}$	
						組立絶対高さ	± 3	
						CO構造用	$h \leq 300$ mm	± 3
							$h > 300$ mm	$(h/200+3)$ 小数点以下切捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法	JIS B 0412並級
							鑄放し肉厚寸法	JIS B 0412並級
							機械加工寸法	JIS B 0412並級
						幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$ mm	0~+5
							$500 < w, L, D \leq 1500$ mm	0~+1%
$1500 < w, L, D$	0~+15							
厚さ t	$t \leq 20$ mm 0~+1 $20 < t \leq 160$ 0~+5% $160 < t$ 0~+8							
平行度	平行度	± 1						
	$Te \leq 16$	± 1						
	$Te > 16$	10%						
仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	b / 500						
	鉛直度 δ_2 (mm)	h / 500						
	高さ h (mm)	± 5						
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	12	アンカーフレーム製作工	測 定 項 目	規 格 値	
						測 定 基 準	製品全数を測定。	
						測 定 箇 所		
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	12	アンカーフレーム製作工	測 定 基 準	製品全数を測定。	
						測 定 箇 所		
						測 定 要 要	軸心上全数を測定。	

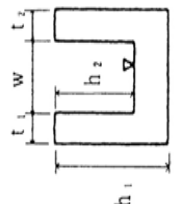
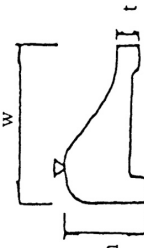
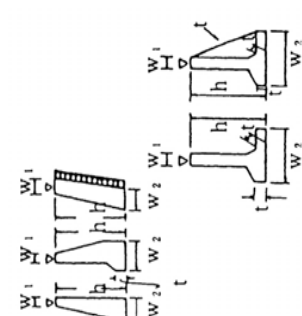
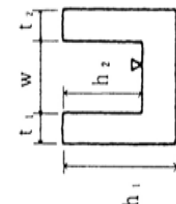
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	13		仮設材製作工	部 材 長 ℓ (m)	±3 …… ℓ ≤10 ±4 …… ℓ >10
				部 材			
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	3 工場製作工	14		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	3		既製杭工		
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	4		場所打杭工		
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	5		オープンケーン基礎工		
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	6		ニューマチックケーン基礎工		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
工場塗装終了時に測定。ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。 なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合、無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
第1編3-4-4既製杭工に準ずる。		
第1編3-4-5場所打杭工に準ずる。		
第1編3-4-7オープンケーン基礎工に準ずる。		
第1編3-4-8ニューマチックケーン基礎工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	7	矢板工		
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	8	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30
				9		厚 さ t	-20
				10		幅 w	-30
				11		高 さ h	± 30
				12		延 長 L	-50
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	4 可動堰本体工	15	取付擁壁工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-20
						幅 w_1 w_2	-30
						高 さ h	-50
						$h < 3 \text{ m}$	-100
						$h \geq 3 \text{ m}$	-200
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	5 固定堰本体工	3	既製杭工	延 長 L	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	5 固定堰本体工	4	場所打杭工		
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	5 固定堰本体工	5	オープンケーン 基礎工		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-3-4 矢板工に準ずる。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
第1編3-4-4 既製杭工に準ずる。		
第1編3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
第1編3-4-7 オープンケーン基礎工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	5	6	ニューマチックケーソン基礎工		
			5	7	矢板工		
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	8	9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準 高さ ∇	± 30
			厚さ t			-20	
					幅 w	-30	
					高さ h	± 30	
					堰長 $L < 20 \text{ m}$	-50	
					堰長 $L \geq 20 \text{ m}$	-100	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	11		取付擁壁工	基準 高さ ∇	± 50
						厚さ t	-20
					幅 w_1 w_2	-30	
					高さ h	-50	
					高さ $h \geq 3 \text{ m}$	-100	
					延長 L	-200	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	3	魚道本体工	魚道本体工	基準 高さ ∇	± 30
						厚さ t_1 t_2	-20
					幅 w	-30	
					高さ h_1 h_2	-30	
					延長 L	-200	

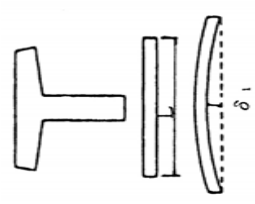
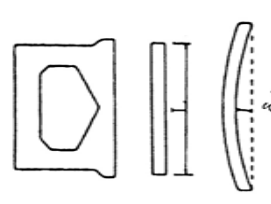
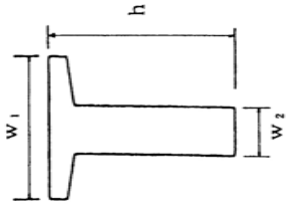
測定基準	測定箇所	摘要
第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
第1編 3-3-4 矢板工に準ずる。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2	河川・水路編	5	堰・頭首工	10	床版工	基準高さ	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1箇所測定。床版の厚さは、型枠検査をもって代える。 1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。 1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。 支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						床版の厚さ t	+20~0			
						床版の幅 w	0~+30			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋間隔	±20			
						鉄筋高さがマイナスの場合	±10			
						据付け高さ 注1)	±5			
						可動支承の橋軸方向ずれ 注2)	設計移動量 ±10			
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5 4 + 0.5 × (B-2)			
2	河川・水路編	5	堰・頭首工	10	支承工(鋼製支承)	橋軸方向	1/100	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認する。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注3) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注4) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						橋軸直角方向	5			
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
						据付け高さ 注1)	±5			
						可動支承の橋軸方向ずれ 注2)	設計移動量 ±10			
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5 4 + 0.5 × (B-2)			
						橋軸方向	1/300			
						橋軸直角方向	5			
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

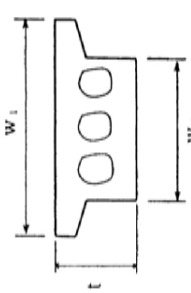
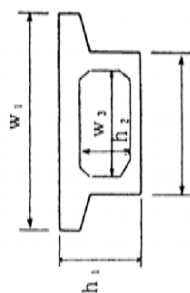
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値						
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	11 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~-2						
						表面の凹凸	3						
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2						
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	11 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		鋼製フィンガンジョ イント	高	±3						
						さ	3						
						表面の凹凸	3						
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2						
						縦方向間隙	±2						
						横方向間隙	±5						
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2						
						2 河川・水路編	5 堰・頭首工	11 橋梁付属物工	4 地覆工		地覆工	地覆の幅 W_1	+20~-10
												地覆の高さ h	+20~-10
												有効幅員 W_2	+30~0
2 河川・水路編	5 堰・頭首工	11 橋梁付属物工	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅	+10~-5						
						高さ h	±10						

測定基準	測定箇所	摘要
両端及び中央部付近を測定。		
高さについては車道端部、中央部各3点合計9点。 縦方向及び横方向間隙は両端、中央部の3点。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	5	2	プレテンション桁購入工	プレテンション桁購入工 (けた橋)	桁長 L (mm)	±L/1000
						断面の外形寸法 (mm)	±5
						橋桁のそり δ_1 (mm)	±8
						横方向の曲がり δ_2 (mm)	±10
2	河川・水路編	5	2	プレテンション桁購入工	プレテンション桁購入工 (スラブ桁)	桁長 L (mm)	±10…… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m
						断面の外形寸法 (mm)	±5
						橋桁のそり δ_1 (mm)	±8
						横方向の曲がり δ_2 (mm)	±10
2	河川・水路編	5	3	ボスステンションT (I) 桁製作工	ボスステンションT (I) 桁製作工	幅 (上) W_1	+10 -5
						幅 (下) W_2	±5
						高さ h	+10 -5
						桁スパン長 ℓ	$\ell < 15$ ±10 $\ell \geq 15$ ±(ℓ-5) かつ -30mm以内
2	河川・水路編	5	4	プレキャストセグメント桁購入工	プレキャストセグメント桁購入工	横方向・最大タワミ	0.8ℓ
						桁長 ℓ	
2	河川・水路編	5	4	プレキャストセグメント桁購入工	プレキャストセグメント桁購入工	断面外形寸法	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準じる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準じる。		
桁全数について測定。 横方向タワミ測定は、プレスストレッチング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：スパン長		
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、一般図の寸法表示箇所測定。		

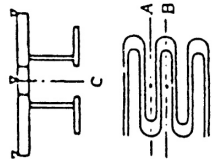
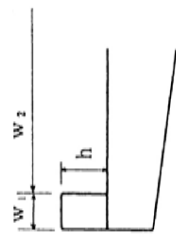
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	13	5	プレキャストブロック組立工	桁 支 間 長	$\phi < 15 \pm 10$ $\phi \geq 15$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内
						横方向・最大タワミ	0.8ϕ
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	14	5	P Cホロースラブ製 作工	基 準 高	± 20
						厚 さ	$+20 \sim -10$
						幅	$+30 \sim -5$
						桁 支 間 長	$\phi < 15 \pm 10$ $\phi \geq 15$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	15	4	P C箱桁製作工	基 準 高	± 20
						幅 (上)	$+30 \sim -5$
						幅 (下)	$+30 \sim -5$
						内 空 幅	± 5
						高 さ	$+10 \sim -5$
						内 空 高 さ	$+10 \sim -5$
						桁 支 間 長	$\phi < 15 \pm 10$ $\phi \geq 15$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。桁断面寸法 測定箇所は、両端部、中央部の3 箇所とする。 ϕ : 支間長</p>		
<p>基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支 点付近) で、1 箇所当たり両端と 中央部の3点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さはおおむね 10m^2 に 1 箇所。 ϕ : 支間長</p>		
<p>全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支 点付近) で、1 箇所当たり両端と 中央部の3点、幅及び高さは 1 径 間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。 ϕ : 支間長</p>		

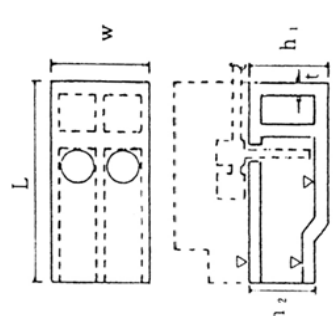
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	7		クレーン架設 架設桁架設 架設支保工	全長・支間 けたの中心間距離 そ	
			8				
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	9		床版・横組工	基準高	±20
				幅		0～+30	
						厚さ	-10～+20
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	±10
						鉄筋間隔	±20
						上記、鉄筋の有効高さが マイナスの場合	±10
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	6		落橋防止装置工	アール削孔長	設計値以上
				アール削孔長		-20以内 かつ -1D以内	
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	6	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ(注1)	±5
						稼働支承の移動可能量(注2)	設計移動量 ±10以上
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	±5
						橋 軸 方 向	1/100
						橋 軸 直 角 方 向	1/100
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5
						可動支承の移動量(注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上
2	河川・水路編	5 堰・頭首工	6	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ(注1)	±5
						稼働支承の移動可能量(注2)	設計移動量 ±10以上
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	±5 4+0.5× (B-2)
						橋 軸 方 向	1/300
						橋 軸 直 角 方 向	
						同一支承線上の 相 対 誤 差	5
						可動支承の移動量(注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。		
1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定		
全数測定		
全数測定 D:アール削孔径(mm)		
支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌つきが無いことを確認する。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		

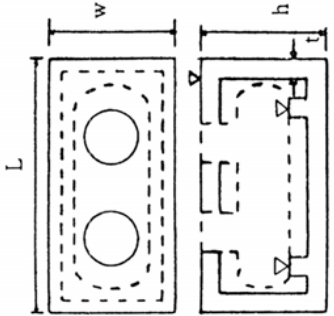
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値					
2	河川・水路編	5	堰・頭首工	16	橋梁附属物工(コンクリート管理種)	2	伸縮装置		伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付けの高さ	舗装面に対し 0~-2	
										表面の凹凸		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2					
2	河川・水路編	5	堰・頭首工	16	橋梁附属物工(コンクリート管理種)	2	伸縮装置		鋼製フィンガージョイント	高さ	据付け高さ 車線方向各点 誤差の相対差	±3 3
										表面の凹凸	表面の凹凸	3
										歯型板面の齧咬み 合い部の高低差		2
										縦方向間隙	縦方向間隙	±2
										横方向間隙	横方向間隙	±5
										仕上げ高さ	仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2
										地覆の幅	地覆の幅 W_1	+20~-10
										地覆の高さ	地覆の高さ h	+20~-10
										有効幅員	有効幅員 W_2	+30~0
										幅	幅	-5~+10
2	河川・水路編	5	堰・頭首工	16	橋梁附属物工(コンクリート管理種)	5	6		橋梁防護柵工 橋梁用高欄工	高さ	±10	

測定基準	測定箇所	摘要
両端及び中央部付近を測定。		
高さについては車道端部、中央部各3点合計9点。 縦方向及び横方向間隙は両端、中央部の3点。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	5	9			橋梁現場塗装工	塗 膜 厚	a ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
2	6	3	3		既製杭工		
2	6	3	4		場所打杭工		
2	6	3	5		矢板工		
2	6	3	6		本体工	基 準 高 度 厚 さ t 幅 W 高 さ h ₁ h ₂ 延 長 L	±30 -20 -30 ±30 -50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロットの当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
第1編3-4-4 既製杭工に準ずる。		
第1編3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
第1編3-3-4 矢板工に準ずる。		
図面の表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	6 排水機場	3 機場本體工	7	燃料貯油槽工	基準	±30
						高さ	▽
						厚	t
						幅	W
						高さ	h
延長	L						
2	河川・水路編	6 排水機場	4 沈砂池工	3	既製杭工		
2	河川・水路編	6 排水機場	4 沈砂池工	4	場所打杭工		
2	河川・水路編	6 排水機場	4 沈砂池工	5	矢板工		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
第1編3-4-4既製杭工に準ずる。		
第1編3-4-5場所打杭工に準ずる。		
第1編3-3-4矢板工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	6	排水機場	4	沈砂池工	基準高さ	±50
						厚さ	-20
						幅	-30
						高さ $h < 3\text{ m}$	-50
						高さ $h \geq 3\text{ m}$	-100
						延長	-200
						裏込厚さ	-50
2	河川・水路編	6	排水機場	4	沈砂池工	基準高さ	±30
						厚さ	-20
						幅	-30
						高さ h	-30
						延長	-50

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>図面の表示箇所で測定。</p>		

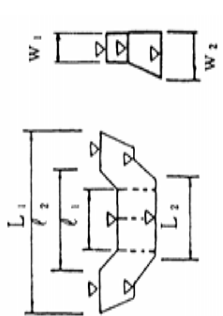
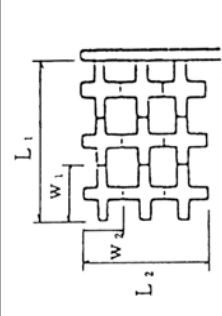
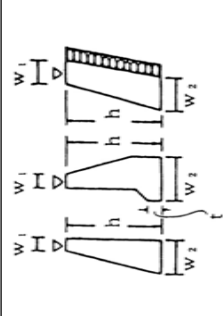
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						基 準	積	
2	河川・水路編	6 排水機場	4 沈砂池工	8	ブロック床版工	厚	積	±100
						高	積	± t / 2
						厚	さ	-20
						層	幅	-20
						積	延 長	-200
						乱	幅	- t / 2
						積	延 長	- t / 2
2	河川・水路編	6 排水機場	4 沈砂池工	9	現場打水路工	基 準	高	±30
						厚 さ	t ₁	-20
						幅	W	-30
						高 さ	h ₁	-30
						延	長	-200
2	河川・水路編	6 排水機場	5 吐出水槽工	3	既製杭工			
2	河川・水路編	6 排水機場	5 吐出水槽工	4	場所打杭工			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。 延長は1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
第1編3-4-4既製杭工に準ず る。		
第1編3-4-5場所打杭工に準 ずる。		

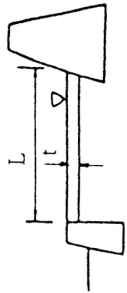
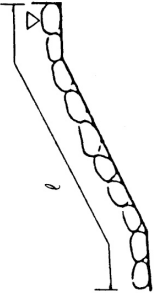
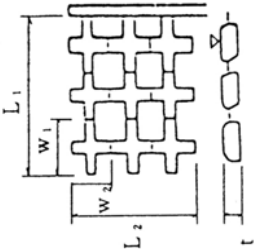
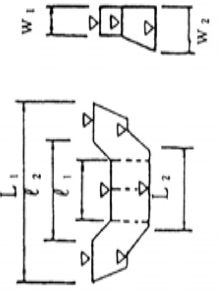
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	6 排水機場	5		矢板工		
2	河川・水路編	6 排水機場	6		本体工	基準高	▽
						厚さ	t
						幅	W
						高さ	h_1 h_2
						延長	L
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	4		既製杭工		
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	5		矢板工		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-3-4 矢板工に準ずる。		
図面の表示箇所測定。		
第1編3-4-4 既製杭工に準ずる。		
第1編3-3-4 矢板工に準ずる。		

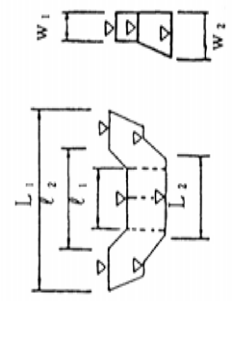
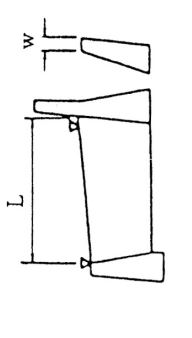
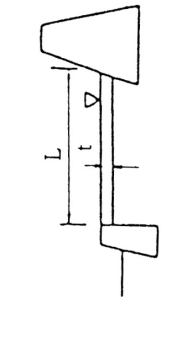
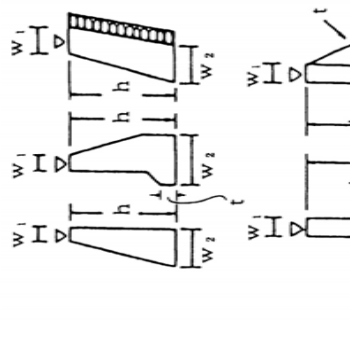
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値								
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	6 本体内工	1	床固め本体内工	基準高	∇	± 30							
						天端幅	W_1	-30							
						堤幅	W_2	-30							
						水通し幅	L_1 L_2 ϕ_1 ϕ_2	± 50							
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	6 本体内工	2	植石張り										
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	6 本体内工	3	根固めブロック	基準高	∇	± 100							
						厚	積	t	-20						
						層幅	積	W_1 W_2	-20						
						積	延長	L_1 L_2	-200						
						乱積	幅	W_1 W_2	$-t/2$						
							積	L_1 L_2	$-t/2$						
						2	河川・水路編	7 床止め・床固め	7	取付擁壁工		基準高	∇	± 50	
												厚	さ	t	-20
												幅	W_1 W_2	-30	
												高さ	$h < 3\text{ m}$	-50	
高さ	$h \geq 3\text{ m}$	-100													
延	長	L	-200												

測定基準	測定箇所	摘要
図面に表示してある箇所測定。		
第1編3-5-5石積(張)工に準ずる。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50mにつき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	8 水叩工	1	水叩工	基準	±30
						厚	-30
						幅	-100
						延	-100
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	8 水叩工	2	巨石張り	基準	±500
						法	-200
						延	-200
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	8 水叩工	3	根固めブロック	基準	±100
						高	± t / 2
						厚	-20
						層	-20
						積	-200
						乱	- t / 2
						積	- t / 2
						基準	±30
						天	-30
						堤	-30
						水	±50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
図面に表示している箇所測定。		

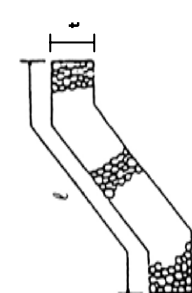
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床固め工	5	垂直壁工	基準高	▽	±30
						天端幅	W_1	-30
						堤幅	W_2	-30
						水通し幅	L_1 L_2 ℓ_1 ℓ_2	±50
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床固め工	6	側壁工	基準高	▽	±30
						天端幅	W	-30
						長さ	L	-100
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床固め工	7	水叩工	基準高	▽	±30
						厚さ	t	-30
						幅	W	-100
						延長	L	-100
2	河川・水路編	7 床止め・床固め	5 山留擁壁工	3	コンクリート擁壁工	基準高	▽	±50
						厚さ	t	-20
						幅	W_1 W_2	-30
						高さ	$h < 3 \text{ m}$	-50
						高さ	$h \geq 3 \text{ m}$	-100
						延長	L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
図面に表示している箇所にて測定。		
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。厚さは目地及びその中間点にて測定。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
第1編3-5-5石積(張)工に準ずる。		
第1編3-4-3基礎工(護岸)に準ずる。		
第1編3-6-6コンクリート舗装工に準ずる。		
第1編3-6-5アスファルト舗装工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	5 山留擁壁工	4		ブロック積擁壁工		
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	5 山留擁壁工	5		石積み擁壁工		
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	5 山留擁壁工	6		山留擁壁基礎工		
2 河川・水路編	8 河川維持		3 路面補修工		不陸整正工	幅	-50
2 河川・水路編	8 河川維持		4		コンクリート舗装補修工		
2 河川・水路編	8 河川維持		5		アスファルト舗装補修工		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2	河川・水路編	8 河川維持	2		付属物復旧工		
2	河川・水路編	8 河川維持	3		配管工	埋 設 深	0～+50
2	河川・水路編	8 河川維持	4		ハンドホール工	延 長 L	-200
2	河川・水路編	10 光ケーブル配管	4		ハンドホール工	基 準 高 ∇	±30
2	河川・水路編	10 光ケーブル配管	4		ハンドホール工	※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20
2	河川・水路編	10 光ケーブル配管	4		ハンドホール工	※幅 w_1, w_2	-30
2	河川・水路編	10 光ケーブル配管	4		ハンドホール工	※高 さ h_1, h_2	-10
2	河川・水路編	12 植栽維持工	3		樹木・芝生管理工		
2	河川・水路編	3 腹付工	2		覆土工		
2	河川・水路編	3 腹付工	3		植生工		
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	法 長 ϕ	-100
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	$\phi < 3$ m	-50
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	$\phi \geq 3$ m	-100
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	厚 さ	-50
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	法 長 ϕ	-100
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	厚 さ t	-0.2 t
2	河川・水路編	4 側帯工	2	1	じゃかご工	延 長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
第1編 3-3-11 路側防護柵工に準ずる。		
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		新規追加 台6辺13- 3-2 管路 工の基準を 引用
接続部（地上機器部）間毎に全数。 【管路センターで測定】		
1箇所毎 ※は現状打部分のある場合		新規追加 台5辺13- 4-2 ハール ドホの基準を引 用
第1編 3-3-7 植生工に準ずる。		
第1編 4-3-3 盛土工に準ずる。		
第1編 3-3-7 植生工に準ずる。		
施工延長40m（脚点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

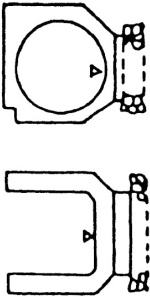
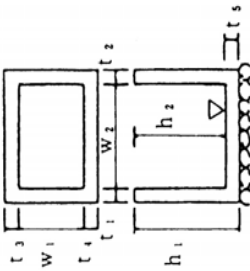
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
2 河川・水路編	9 河川修繕	4 側帯工	2 緑切工	2	連節ブロック張り		
2 河川・水路編	9 河川修繕	4 側帯工	2 緑切工	3	コンクリートブロック張り		
2 河川・水路編	9 河川修繕	4 側帯工	2 緑切工	4	石張工		
2 河川・水路編	9 河川修繕	4 側帯工	3		植生工		
2 河川・水路編	9 河川修繕	5 堤脚保護工	3		石積み工		
2 河川・水路編	9 河川修繕	5 堤脚保護工	4		コンクリートブロック工		

測定基準	測定箇所	摘要
第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
第1編3-5-5石積(張)工に準ずる。		
第1編3-3-7植生工に準ずる。		
第1編3-5-5石積(張)工に準ずる。		
第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)
2 河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用通路修繕工	4		路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 W	-25	-
2 河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用通路修繕工	5		舗装打換え工	路 幅 W	-50	
						盤 延 長 L	-100	
						工 厚 さ t	該当工種	
						舗 幅 W	-25	
						設 延 長 L	-100	
						工 厚 さ t	該当工種	
2 河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用通路修繕工	6		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 W	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	3 mプロファイルメータ (σ) 2.4 mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
各層毎1箇所/1施工箇所		
厚さは、幅40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	9 河川修繕	6 管理用通路工	7 排水構造物修繕工	プレキヤストU型側溝・管(函)渠	基 準 高	±30
						延 長	-200
2	河川・水路編	9 河川修繕	7 排水構造物修繕工	2 集水樹工	基 準 高	±30	
					厚 さ	$t_1 \sim t_5$	
					幅	W_1 W_2	
					高 さ	h_1 h_2	
2	河川・水路編	9 河川修繕	8 道路附属物工	6 管理用通路工	ガードレール		
					ガードパイプ		
2	河川・水路編	9 河川修繕	8 道路附属物工	6 管理用通路工	赤車道境界ブロック		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき 1 箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2 箇所。 1 施工箇所毎。		
1 箇所毎。 厚さ、幅、高さについては現場打 ちがある場合		
第1編3-3-11路側防護柵工に 準ずる。		
第1編3-3-8縁石工に準ず る。		

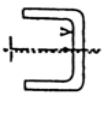
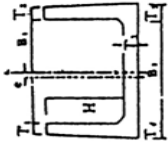
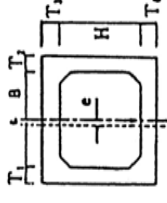
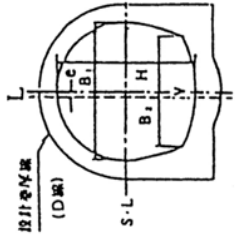
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	9 河川修繕	7 現場塗装工	3	付属物塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚より大きい場合は限りな</p>

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>塗装終了時に測定。 1 ロットの大さは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		

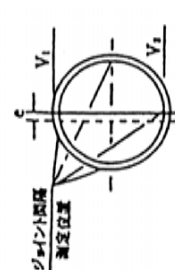
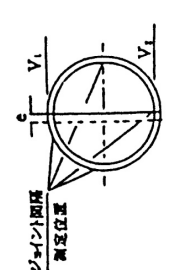
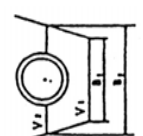
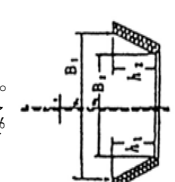
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	5	堰・頭首工	5 固定堰本体工		頭首工	基 準 高	±30
						天 端	-30
						幅 越 流 部	-30
						水 叩 部	-60
2	7	床止め・床固め	6 本体工	4	護床ブロック (異形ブロック)	高	-30
						高さ(導流壁等)	-30
						長さ(導流壁水叩等)	-100
						基 準 高	±150
						面 積	-0.2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手ヶ所及び構造図寸法表示ヶ所で測定。		
1 工事1ロットとする。	左記は据付である。 制作は漁港及び海岸工事の異形ブロックと同じである。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値					
2 河川・水路編	10 開水路工	2 開水路工	フリーフォーム工		U字溝 U字フリーフォーム ベンチフリーフォーム	基準高 V	±40					
						中心線のズレ e	±50					
						基準高 V	±30					
						厚さ T	-20					
						幅 B	-25					
						高さ H	-25					
					中心線のズレ	直線部 e	±50					
						曲線部 e	±100					
					11 暗渠・サイホン工					サイホン (現場打) 暗渠	基準高 V	±30
										厚さ T	-20	
										幅 B	-20	
										高さ H	-20	
中心線のズレ	直線部 e	±50										
	曲線部 e	±100										
					水路トンネル	基準高 V	±50					
						厚さ T	-0					
						幅 B	-40					
						高さ H	-40					
						中心線のズレ	直線部 e	±100				
							曲線部 e	±150				
						施工延長	0					
						支保工間隔	±75					
						支保工幅	±150					

測定基準	測定箇所	摘要
1 工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
〃		
〃		
1 工事200m以上1,000m以下を1ロットとする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2	河川・水路編	10 開水路	水路工		コンクリート 二次製品	基 準 高	±30
						被 圧 地 下 水	±50
						の あ る 場 合	
						中 心 の ズ レ	±100
						ジョイント間隔	別表(ア)
						基 準 高	±30
						被 圧 地 下 水	±50
						の あ る 場 合	
						中 心 の ズ レ	±100
						ジョイント間隔	別表 (イ)(ウ)
						基 準 高	±30
						幅	-100
基 準 高	±50						
中 心 線 の ズ レ	±120						
基 準 高	±50						
中 心 線	直線部 e	±50					
の ズ レ	曲線部 e	±100					
幅	B ₁ B ₂	-40					
高 さ	h ₁ h ₂	-10					
					砂基礎		
					硬質塩ビ管		
					コンクリート 二次製品		
			ライニング水路				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
〃		
〃		
〃		
〃		
幅、高さについては、組立式水路に適用しない。		

3-10-1-3 管水路工

管水路（コンクリート二次製品）ジョイント間隔管理規格値

規格	JIS A 5372 R C管					JIS A 5303 R C管(スペーサー用ゴムを添付)				
	B型及びT型					C型				
呼び径(mm)	標準値	良質地盤		軟弱地盤		標準値	良質地盤		軟弱地盤	
150	6	+10	6	+5	6					
200	6	+10	6	+5	6					
250	6	+10	6	+5	6					
300	6	+9	6	+4	6					
350	6	+9	6	+4	6					
400	8	+9	8	+3	8					
450	8	+9	8	+3	8					
500	8	+9	8	+3	8	8	+9	5	+3	5
600	8	+12	8	+5	8	8	+12	5	+5	5
700	8	+10	8	+4	8	8	+10	5	+4	5
800	8	+12	8	+5	8	8	+12	5	+5	5
900	8	+15	8	+7	8	8	+15	5	+7	5
1,000	10	+18	10	+8	10	10	+18	7	+8	7
1,100	10	+19	10	+9	10	10	+19	7	+9	7
1,200	10	+21	10	+11	10	10	+21	7	+11	7
1,350	10	+23	10	+12	10	10	+23	7	+12	7
1,500	8	+15	8	+7	8					
1,650	8	+15	8	+7	8					
1,800	8	+15	8	+7	8					
2,000	8	+15	8	+7	8					
2,200	8	+15	8	+7	8					
2,400	10	+15	10	+7	10					
2,600	10	+15	10	+7	10					
2,800	10	+15	10	+7	10					
3,000	10	+15	10	+7	10					

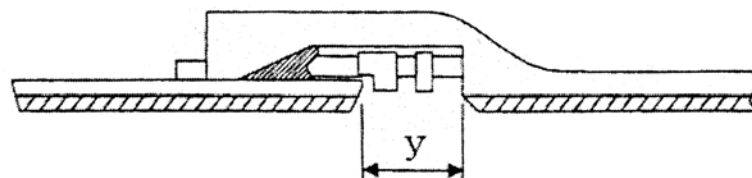
注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

管水路（ダグタイル）ジョイント間隔管理規格値

（単位：mm）

規 格	JDPA		JIS G 5526及び JDPA G1027		JIS G 5526及びJDPA G1029		JIS G 5526, JDPA G1027及びG1209	
	A 型		K 型		U 型		T 型	
呼び径(mm)	規 格 値		規 格 値		標準値	規 格 値		規 格 値
75	+19	0	+19	0				+16 0
100	+19	0	+19	0				+16 0
150	+19	0	+19	0				+16 0
200	+19	0	+19	0				+14 0
250	+19	0	+19	0				+14 0
300	+19	0	+19	0				+24 0
350	+31	0	+31	0				+24 0
400			+31	0				+24 0
450			+31	0				+24 0
500			+31	0				+30 0
600			+31	0				+30 0
700			+31	0	105	+35	+	+30 0
800			+31	0	105	+35	+	+30 0
900			+31	0	105	+35	+	+40 0
1,000			+36	0	105	+35	+	+40 0
1,100			+36	0	105	+35	5	+40 0
1,200			+36	0	105	+35	5	+50 0
1,350			+36	0	105	+35	5	+50 0
1,500			+36	0	105	+35	5	+60 0
1,600			+40	0	115	+36	5	+70 0
1,650			+45	0	115	+36	5	+70 0
1,800			+45	0	115	+36	5	+80 0
2,000			+50	0	115	+36	5	+90 0
2,100			+55	0	115	+36	5	
2,200			+55	0	115	+36	5	
2,400			+60	0	115	+36	5	
2,600			+70	0	130	+36	5	

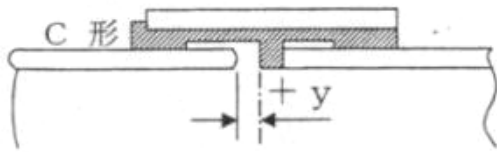
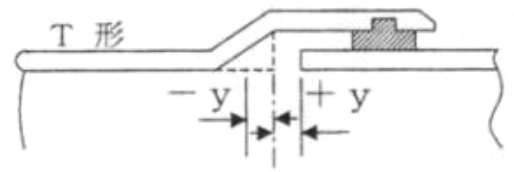
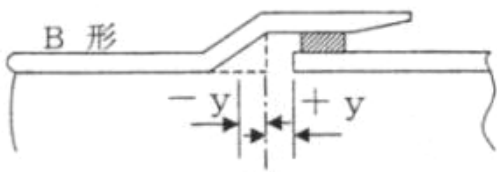
- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の外から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の内から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 3. ダクタイル鋳鉄管のうちU型管の標準値は下図のy寸法である。



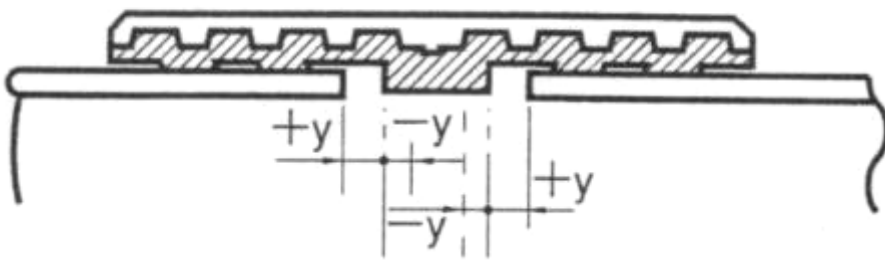
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理規格値

規 格	JIS G 5350				JIS A 5350				JIS A 5350						
	B型及びT型				C型				D型						
呼び径(mm)	標準値	良 質 地 盤		軟 弱 地 盤		標準値	良 質 地 盤		軟 弱 地 盤		標準値	良 質 地 盤		軟 弱 地 盤	
200	0	+33	33(0)	+22	22(0)	0	+33	0	+22	0	0	+25	3	+15	3
250	0	+33	33(0)	+22	22(0)	0	+33	0	+22	0	0	+25	3	+15	3
300	0	+38	38(0)	+25	25(0)	0	+38	0	+25	0	0	+25	3	+15	3
350	0	+38	38(0)	+25	25(0)	0	+38	0	+25	0	0	+25	3	+15	3
400	0	+43	43(0)	+28	28(0)	0	+43	0	+28	0	0	+35	3	+25	3
450	0	+43	43(0)	+28	28(0)	0	+43	0	+28	0	0	+35	3	+25	3
500	0	+53	52(0)	+35	34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+35	3	+25	3
600	0	+53	52(0)	+35	34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+35	3	+25	3
700	0	+53	52(0)	+35	34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+35	3	+25	3
800	0	+53	52(0)	+35	34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	5	+30	5
900	0	+53	52(0)	+35	34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	5	+30	5
1,000	0	+53	51(0)	+35	33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	5	+30	5
1,100	0	+53	51(0)	+35	33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	5	+30	5
1,200	0	+53	51(0)	+35	33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	5	+30	5
1,350	0	+53	51(0)	+35	33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	5	+30	5
1,500	0	+53	51(0)	+35	33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+45	5	+35	5
1,650	0	+80	77(0)	+53	50(0)	0	+80	0	+53	0	0	+45	5	+35	5
1,800	0	+80	77(0)	+53	50(0)	0	+80	0	+53	0	0	+45	5	+35	5
2,000	0	+95	92(0)	+60	60(0)	0	+95	0	+63	0	0	+45	5	+35	5
2,200	0	+95	92(0)	+60	60(0)	0	+95	0	+63	0	0	+50	5	+40	5
2,400	0	+113	110(0)	+75	72(0)	0	+113	0	+75	0	0	+50	5	+40	5
2,600	0	+113	110(0)	+75	72(0)										
2,800	0	+128	125(0)	+85	82(0)										
3,000	0	+128	125(0)	+85	82(0)										

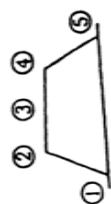

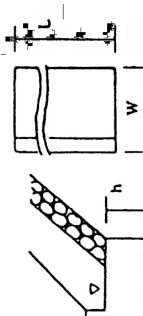
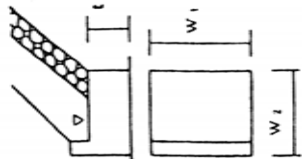
- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 継手部の標準断面は次のページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、規格値のうち0内数値は、点線で示した形状の管に適用する。



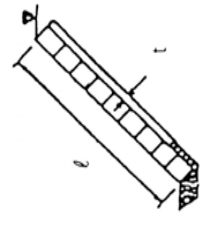
D 形



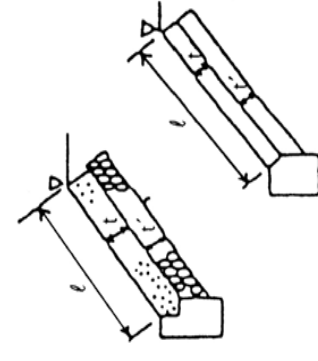
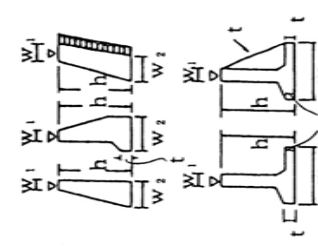
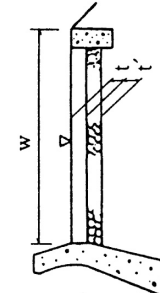
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	1	堤防・護岸	4		捨石工	基 準 高	▽
						本 均 し	
						異形ブロック据付面 (層積)以外の高さ▽	±500
						異形ブロック据付面 (層積)の高さ▽	±300
						異形ブロック据付面 (層積)以外の高さ▽	±500
						異形ブロック据付面 (層積)の高さ▽	±300
						法	長 ℓ
	天 端 幅	w_1	-100				
	天 端 延 長	L_1	-200				
3	1	堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基 準 高	▽
						幅	w
						高 さ	h
						延 長	L
3	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高	▽
						ブ ロ ッ ク 厚	t
						ブ ロ ッ ク 縦 幅	w_1
						ブ ロ ッ ク 横 幅	w_2
						延 長	L
		-200					
3	1	堤防・護岸	7		笠コンクリート工	基 準 高	▽

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p>  		
<p>幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>第1編3-4-3基礎工(護岸)に準ずる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	7 笠コンクリート工	2	プレキャスト笠コンクリート			
			8 基礎工	1	基礎工			
			8 基礎工	2	プレキャスト基礎工			
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	9 矢板工		矢板工			
			4 護岸工	3	石積(張)工			
			4 護岸工	5	海岸コンクリートブロック工			
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	4 護岸工		海岸コンクリートブロック工	基準	高 ∇	±50
						法	長 $\ell < 5 \text{ m}$	-100
						法	長 $\ell \geq 5 \text{ m}$	$\ell \times (-2\%)$
						厚	さ t	-50
						延	長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
第1編 3-4-3 基礎工 (護岸) に準ずる。		
第1編 3-4-3 基礎工 (護岸) に準ずる。		
第1編 3-4-3 基礎工 (護岸) に準ずる。		
第1編 3-3-4 矢板工に準ずる。		
第1編 3-5-5 石積(張)工に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3	海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5	コンクリート被覆工	基準 高さ ∇	± 50
						法 長さ $\ell < 3 \text{ m}$	-50
						法 長さ $\ell \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚さ $t < 100$	-20
						厚さ $t \geq 100$	-30
						裏込材厚 t'	-50
						延長 L	-200
3	海岸編	1 堤防・護岸	5 擁壁工	1	擁壁工	基準 高さ ∇	± 50
						厚さ t	-20
						幅 W_1 W_2	-30
						高さ $h < 3 \text{ m}$	-50
						高さ $h \geq 3 \text{ m}$	-100
						延長 L	-200
						3	海岸編
幅 W	-50						
厚さ t	-10						
基礎厚 t'	-45						
延長 L	-200						

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

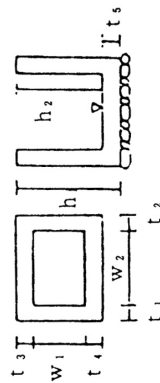
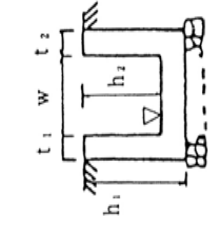
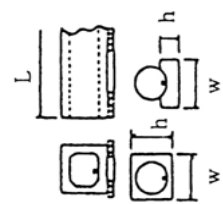
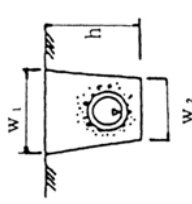
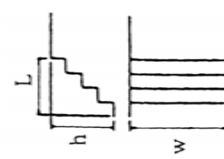
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	1	堤防・護岸	7	波返工	波返工	基 準 高	▽
						幅	W_1 W_2
						高 さ h	$h_1 < 3$ m h_2 h_3
						高 さ h	$h_1 \geq 3$ m h_2 h_3
		延	長	L	-200		
3	1	堤防・護岸	8	裏法被覆工	石積(張)工		
3	1	堤防・護岸	8	裏法被覆工	コンクリートブロック張り コンクリートブロック積み		
3	1	堤防・護岸	8	裏法被覆工	連筋ブロック張り		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>第1編3-5-5石積(張)工に準ずる。</p>		
<p>第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。</p>		
<p>第1編3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3	海岸編	1 堤防・護岸	4		コンクリート被覆工	基準 高	±50
						法 長 $\ell < 3$ m	-50
						法 長 $\ell \geq 3$ m	-100
						厚 さ t	100
						厚 さ t ≥ 100	-30
						裏 込 材 厚 t'	-50
						延 長 L	-200
3	海岸編	1 堤防・護岸	5	1 2 3	現場打法砕工 プレキヤスト法砕工 現場吹付法砕工		
						法 砕 工	
						裏 法 被 覆 工	
3	海岸編	1 堤防・護岸	3	1	プレキヤストU型側溝	基 準 高	±30
						延 長 L	-200
						自由勾配側溝	
3	海岸編	1 堤防・護岸	10	2	自由勾配側溝	基 準 高	±30
						延 長 L	-200
						排水構造工	
3	海岸編	1 堤防・護岸	10	3	排水構造工	基 準 高	±30
						延 長 L	-200
						排水構造工	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 第1編3-3-5法砕工に準ず る。		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		

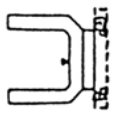
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	1 堤防・護岸	10 排水構造物工	4		集水枳工	基 準 高	▽
						厚 さ	$t_1 \sim t_5$
						幅	W_1, W_2
						高 さ	h_1, h_2
3 海岸編	1 堤防・護岸	10 排水構造物工	6	場所打水路工	堤脚水路工	基 準 高	▽
						厚 さ	t_1, t_2
						幅	W
						高 さ	h_1, h_2
3 海岸編	1 堤防・護岸	10 排水構造物工	5	管渠工	プレキヤストパイプ プレキヤストブロック ス	延 長	L
						基 準 高	▽
						※ 幅	W
						※ 高 さ	h
3 海岸編	1 堤防・護岸	10 排水構造物工	5	管渠工	コルゲートパイプ ダクタイル鉄管	延 長	L
						基 準 高	▽
						幅	W_1, W_2
						高 さ	h
3 海岸編	1 堤防・護岸	11 附属物設置工	6		階段工	延 長	L
						幅	W
						高 さ	h
						長 さ	L
						段 数	±0段

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所毎。 厚さ、幅、高さは現場打ちがある場合		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所に付き2箇所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所に付き2箇所。 ※印は現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所に付き2箇所。 1 施工箇所毎。		
1 回 / 1 施工箇所		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-3-10防止柵工に準ずる。		
第1編3-9-5-1下層路盤工に準ずる。		
第1編3-9-5-2上層路盤工に準ずる。		
第1編3-9-5-5基層工に準ずる。		
第1編3-9-5-6表層工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	1 堤防・護岸	11 附属物設置工	3		防止柵工		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	5 アルファルト舗装工	1	下層路盤		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	5 アルファルト舗装工	2	上層路盤		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	5 アルファルト舗装工	3	基層		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	5 アルファルト舗装工	4	表層		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	6 コンクリート舗装工	1	下層路盤		
				2	上層路盤		
				3	コンクリート舗装		
				7	薄層カラー舗装工		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	8 側溝工	1	ブレキヤストU型側溝	基 準 高 度 ▽	±30
						延 長	L

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編 3-9-6-1 下層路盤工に準ずる。		
第1編 3-9-6-2 粒度調整路盤工に準ずる。		
第1編 3-9-6-5 コンクリート舗装版工に準ずる。		
第1編 3-9-7 薄層カラー舗装工に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		

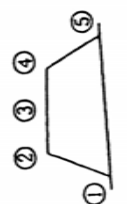

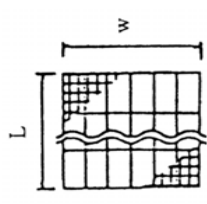
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3	1	12	8	2	L型側溝	基準	±30
						延長	-200
3	1	12	8	3	自由勾配側溝	基準	±30
						延長	-200
3	1	12	8	4	管渠	基準	±30
						延長	-200
3	1	12	9		集水樹工	基準	±30
						厚さ	-20
						幅	-30
						高さ	-30

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
1箇所毎。 1施工箇所毎。		

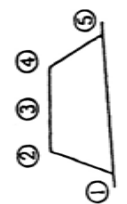
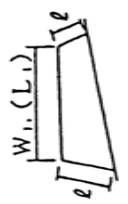
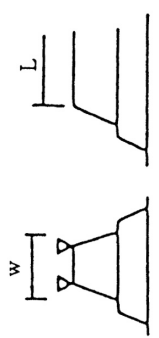
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-3-8縁石工に準ずる。		
第1編3-3-9小型標識工に準ずる。		
第1編3-3-11路側防護柵工に準ずる。		
第1編3-3-12区画線工に準ずる。		
第1編3-3-13道路付属物工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	10		縁石工		
3 海岸編	1 堤防・護岸	13 付帯道路施設工	4		小型標識工		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	3		路側防護柵工		
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	11		区画線工		
3 海岸編	1 堤防・護岸	13 付帯道路施設工	3		道路付属物工		

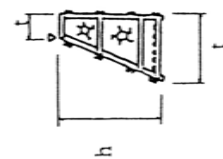
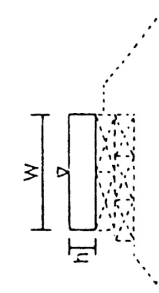
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	4	捨石工	基準	▽	
						本	し	±50
						荒均し	異形ブロック据付面(層積)以外の高さ▽	±500
							異形ブロック据付面の高さ▽	±300
						被覆均し	異形ブロック据付面(層積)以外の高さ▽	±500
							異形ブロック据付面(層積)の高さ▽	±300
						法	長 ϕ	-100
						天端	幅 w_1	-100
						天端	延長 L_1	-200
3	海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	w	-300
						延長	L	-500

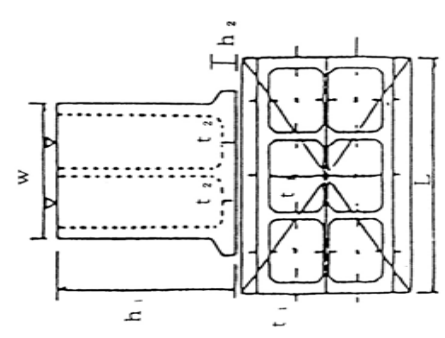
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	 	
幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法厚。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	海岸編	突堤・人工岬	2		捨石工	基準 高	▽	
						異形ブロック据付面(層積)以外の高さ▽	±500	
						異形ブロック据付面(層積)の高さ▽	±300	
						法	長 ℓ	-100
		天 端	幅 w_1		-100			
		天 端	延 長 L_1		-200			
		本	均	し	±50			
3	海岸編	突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基 準	(層積)ブロック規格 26t 未満	±300
						高	(層積)ブロック規格 26t 以上	±500
						▽	(乱積)	±ブロックの高さ1/2
						天 端	幅 W	-ブロックの高さ1/2
		天 端	延 長 L		-ブロックの高さ1/2			
3	海岸編	突堤・人工岬	6		既製杭工	既製杭工		
3	海岸編	突堤本体工	7		既製コンクリート杭	詰杭工		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法厚。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は、センターラインで行う。</p>		
<p>第1編3-4-4既製杭工に準ずる。</p>		
<p>第1編3-4-4既製杭工に準ずる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	海岸編	突堤・人工岬	4 突堤本體工	8	矢板工		
3	海岸編	突堤・人工岬	4 突堤本體工	9	石砕工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						高 さ $h < 3$ m	-50
						高 さ $h \geq 3$ m	-100
	延 長 L	-200					
3	海岸編	突堤・人工岬	4 突堤本體工	10	場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 高 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200
3	海岸編	突堤・人工岬	4 突堤本體工	11	ケーソン工製作	バラストの基準高 ∇	± 100
						コンクリート ∇	± 50
						壁 厚 t_1	± 10
						幅 w	$+30, -10$
	高 さ h_1	$+30, -10$					
	長 さ L	$+30, -10$					
	低 版 厚 さ t_2	$+30, -10$					
	フーチング高さ h_2	$+30, -10$					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-3-4 矢板工に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
各室中央部1箇所。		
底版完成時、各壁1箇所。		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
完成時、四隅。		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
底版完成時、各室中央部1箇所。		
底版完成時、四隅。		



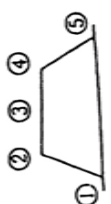
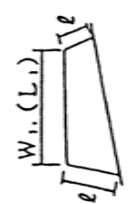
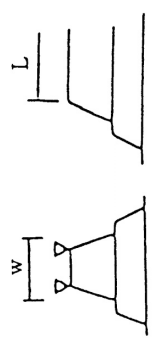
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	11	2	ケーソン工据付	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t未滿 ±100
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t以上 ±150
3	2	4	11	3	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)	基準高▽	ケーソン重量 2000 t未滿 100以下
						陸上▽	ケーソン重量 2000 t以上 200以下
						水中▽	±30
						厚さ t	±50
幅 w	±30						
長さ L	±30						
3	2	4	12	1	セルラー工製作	壁厚 t	±10
						幅 w	+20, -10
						高さ h	+20, -10
						長さ L	+20, -10
3	2	4	12	2	セルラー工据付	法線に対する出入 1、2	±50
						隣接ブロックとの 間隔 1'、2'	50以下
3	2	4	12	3	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)	基準高▽	±30
						陸上▽	±50
						水中▽	±30
						厚さ t	±30
幅 W	±30						
長さ L	±30						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
据付完了後、両端2箇所。		
据付完了後、両端2箇所。		
1室につき1箇所(中心)		
型枠取外し後全数。		
据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		
1室につき1箇所(中心)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		
						基準	高			
3	海岸編	2	5	根固め工	捨石工	異形ブロック据付面 (層積)以外の高さ▽	基準	±500		
							異形ブロック据付面 (層積)の高さ▽	±300		
							法	長	φ	-100
							天 端	幅	w	-100
							天 端	延長	L	-200
3	海岸編	2	5	根固めブロック工	根固めブロック工	基準高▽	層積	±100		
							乱	積	±t/2	
							厚	さ	t	-20
							層	幅	w ₁ w ₂	-20
							積	延長	L ₁ L ₂	-200
							乱	幅	w ₁ w ₂	-t/2
							積	延長	L ₁ L ₂	-t/2
							基準	高	▽	
							異形ブロック据付面 (層積)以外の高さ▽		±500	
							異形ブロック据付面 (層積)の高さ▽		±300	
3	海岸編	2	6	消皮工	捨石工	法	長	φ	-100	
							天 端	幅	w	-100
							天 端	延長	L	-200
							基準	高	▽	±100
							厚	さ	t	-20
							層	幅	w ₁ w ₂	-20
							積	延長	L ₁ L ₂	-200
							乱	幅	w ₁ w ₂	-t/2
							積	延長	L ₁ L ₂	-t/2

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p> <p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所。延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p> <p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所。延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p> <p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所。延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。延長は1施工箇所毎。</p>		

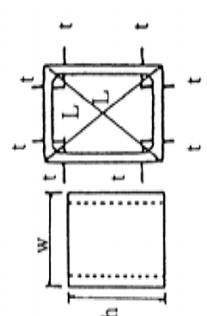
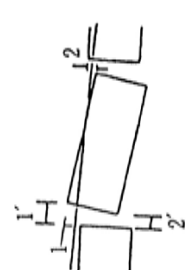
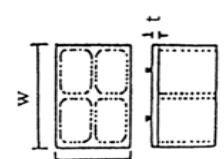
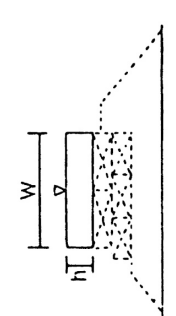
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	2		捨石工	基準 高 ∇	
						本	均 し
			荒	異形ブロック 据付面(層積) 以外の高さ ∇	± 500		
			均	異形ブロック 据付面(層積) の高さ ∇	± 300		
			し	異形ブロック 据付面(層積) 以外の高さ ∇	± 500		
			被	異形ブロック 据付面(層積) の高さ ∇	± 300		
			覆				
			均				
			し				
			法	長 ℓ	-100		
天	端 幅 W_1	-100					
天	端 延 長 L_1	-200					
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	3		海岸コンクリートブ ロック工	積	
						層	ブロック規格 26 t 未 満
			積	層	ブロック規格 26 t 以 上	± 500	
			乱	積	±ブロック の高さの1/2		
			天	端 幅 W	±ブロック の高さの1/2		
			天	端 延 長 L	±ブロック の高さの1/2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	 	
幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は、センターラインで行う。		


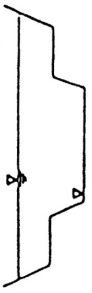
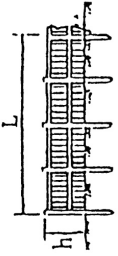
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	4 ケーソン工	1	ケーソン工製作	プラスチックの基準高	±100
						コンクリート▽	±50
						壁 厚 t_1	±10
						幅 w	+30, -10
						高 さ h_1	+30, -10
						長 さ L	+30, -10
						底 版 厚 さ t_2	+30, -10
						フーチング高さ h_2	+30, -10
						法線に対する出入 1 、 2	ケーソン重量 2000 t未滿 ±100 ケーソン重量 2000 t以上 ±150
						据付目地間隔 $1'$ 、 $2'$	ケーソン重量 2000 t未滿 100以下 ケーソン重量 2000 t以上 200以下
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	4 ケーソン工	3	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)	標準高▽	±30
						陸 上 ▽	±30
						水 上 ▽	±50
						厚 さ t	±30
						幅 w	±30
						長 さ L	±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部1箇所		
底版完成時、各壁1箇所。		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
完成時、四隅。		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
底版完成時、各室中央部1箇所。		
底版完成時、四隅。		
据付完了後、両端2箇所。		
据付完了後、天端2箇所。		
1室につき1箇所(中心)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	5 セルラー工	1	セルラー工製作	壁厚 t	±10
						幅 w	+20, -10
						高さ h	+20, -10
						長さ L	+20, -10
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	5 セルラー工	2	セルラー工据付	法線に対する出入 1、2	±50
						隣接ブロックとの 間隔 1'、2'	50以下
						基準陸上▽	±30
						高さ▽	±50
						厚さ t	±30
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	5 セルラー工	3	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリート ブロック)	幅 w	±30
						長さ L	±30
3 海岸編	3 海域堤防	4 海域堤本体工	6		場所打コンクリート 工	基準高▽	±30
						幅 w	-30
						高さ h	-30
						延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
型枠取外し後全数。		
据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		
1室につき1箇所(中心)		
施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

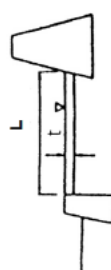
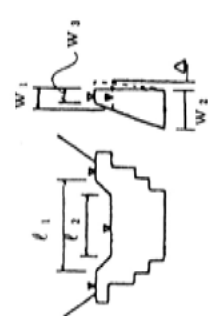
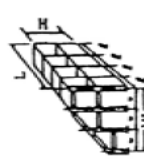
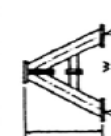
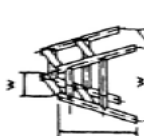
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
						基 準	高 度	上 限	下 限
3 海岸編	4 浚渫(海)	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2		浚渫船運転工	基 準	▽	+200	-800
						電 気 船	200ps	+200	-1000
						1000ps	+200	-1200	
						250ps	+200	-800	
						420ps 600ps	+200	-1000	
						1350ps	+200	-1200	
						幅		-200	
						延 長	長	-200	
						基 準	▽	上限 +200	
						幅		-200	
3 海岸編	4 浚渫(海)	3 浚渫工(クレーン浚渫船)	2		浚渫船運転工	基 準	▽	上限 +200	
						延 長	長	-200	
						幅		-200	
						測 点 間 延 長	L ≤ 20m	-100	
							L > 20m	-0.5%	
						方 位 角 , 仰 角		±2° 以内	
						樹 高	H	-50	
						根 元 径		-2	
						本 数		-1%	
						活 着 率	$\frac{\text{枯死本数}}{\text{植栽本数}}$	-10%	
3 海岸編	6 海岸防災林造成工	2 森林造成工			植え付け	本 数		-5%	
						測 点 間 延 長		-0.5%	
						幅	員	-50	
						高 さ	h	±75	
						延 長	L	-1.5%	
						敷 厚	厚	-50	
						面 積	積	-1.5%	
						林内歩道			
						柵工 堆砂工 防風工 静砂工			
						客土			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 ただし、各測定値の平均値は、設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 ただし、各測定値の平均値は、設計基準高以下であること。		
2 測点間の距離、2 測点の角度 (測量を外注した場合を除く)		測点間延長の確認を以て面積確認とする。 測点間角度の確認。
樹高、根元径の検査は、植栽木 1,000本に1本とする。		
ヒノキの葉の表裏の植栽間違いは 全て植え替える。		植え付け本数の測定は、5 haまでは3箇所、以下5 haを越える毎に1箇所とする。 (標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。)
測点間の距離		測点数の10%
		延長100mにつき1箇所
高さは50mに1箇所。 延長は全箇所。		
厚さは10 a 当り5箇所。 面積は実測。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	3	工場製作工 (仮組立時)	柱の水平度	10	
					堤 長 L	±30	
					堤 長 ϕ	±10	
					堤 幅 W	±30	
					堤 幅 w	±10	
					高 さ H	±10	
					ベースプレートの高さ	±5	
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5	工場塗装工	本体の傾き	$\pm H/0.5$	
					塗 膜 厚		
					(規格値)		
					a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。		
					b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。		
					c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。		
					ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。		
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	3	コンクリートダム本体工 コンクリートダム副ダム工	基準高	±30	
					コンクリート天端部	▽	
					接岸部	▽	
					天端部幅	w_1, w_2, w_3	
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	4	コンクリートダム工	水通しの幅	ϕ_1, ϕ_2	
					堤 長	L_1, L_2	
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5	コンクリート側壁工	基準高	±30	
					コンクリート天端部	▽	
					接岸部	▽	
					天端幅	w	
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5	コンクリート側壁工	長	L	
					長さ	L	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。	<p>図a 格子形鋼製砂防ダム 図b スリット鋼製ダムA型 図c スリット鋼製ダムB型</p>	
工場塗装終了時に測定。ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合は無機ジंकリックペイントの塗布後にも測定。1 ロットの大きさは500㎡とする。1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
図面の表示箇所で測定。		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	4 コンクリートダム工	7		水叩工	基準	±30
						幅	-100
						厚	-30
						延長	-100
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	4	1	鋼製ダム本体工 (不透過型)	水	±50
						通	±100
						し	±50
						部	±0.02H
						袖	±50
						幅	±50
						部	±0.02H
						堤長 L (m) 格	±50
						堤長・(m) 格・B	±(10+ℓ/10)
						堤幅 W (m) 格	±30
堤幅 w (m) 格・B	±(10+W/10)						
堤幅 W (m) A	±5						
高さ H (m) 格・B	±(10+H/10)						
高さ H (m) A	±5						

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。</p>		
<p>1. 図面の表示箇所測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
	<p>図 a 格子形鋼製砂防ダム</p>  <p>図 b 鋼製スリットダムA型</p>  <p>図 c 鋼製スリットダムB型</p> 	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	5		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50
						長 さ L	± 100
						幅 w_1 w_2	± 50
						下流側倒れ \triangle	$\pm 0.02H$
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	6		コンクリート側壁工	高 さ $h < 3 \text{ m}$	-50
						高 さ $h \geq 3 \text{ m}$	-100
						基準高 ∇	± 30
						天 端 幅 w	+30
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	8		水叩工	天 端 幅 w	-30
						長 さ L	-100
						基 準 高 ∇	± 30
						幅	-100
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5 鋼製ダム工	9		現場塗装工	厚 さ t	-30
						延 長 L	-100
						塗 膜 厚	
						(規格値) a. ロットの塗膜厚平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	

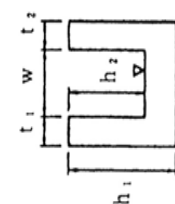
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
						基 準	積			
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	3		根固めブロック工	基準	積	±100		
						高	積	± t / 2		
						▽	厚	t	-20	
						層	幅	W ₁ W ₂	-20	
						積	延 長	L ₁ L ₂	-200	
						乱	幅	W ₁ W ₂	- t / 2	
						延 長	L ₁ L ₂	- t / 2		
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	5		沈床工	基 準	高	▽	±150	
						幅	w	±300		
						延	長	L	-200	
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	6	かご工	じゃかご工	法	長	ℓ	-100	
						ℓ	<	3	m	-50
						ℓ	≥	3	m	-100
						厚	さ		-50	
						法	長	ℓ	-100	
						厚	さ	t	-0.2 t	
						延	長	L	-200	
4	砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	6	かご工	ふとんかご工	高	さ	h	-100	
						延	長	L ₁ L ₂	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
1組毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	7 砂防ダム付属物設置工	4		防止柵工				
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	3		アスファルト舗装工				
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	4		コンクリート舗装工				
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	5		薄層カラー舗装工				
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	6		側溝工	基準	高 ∇	± 30	
						幅	w	-30	
						高さ	h_1	h_2	-30
						厚さ	t_1	t_2	-20
						延長	長 L	-200	

単位: mm

測定基準	測定箇所	摘要
第1編 3-3-10 防止柵工の規定に準ずる。		
第1編 3-9-5 アスファルト舗装工の規定に準ずる。		
第1編 3-9-6 コンクリート舗装工の規定に準ずる。		
第1編 3-9-7 薄層カラー舗装工の規定に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		

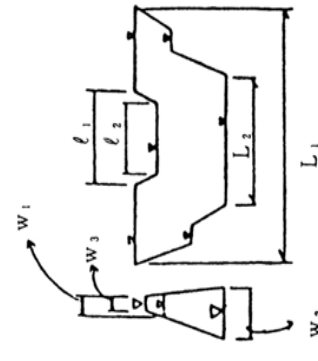
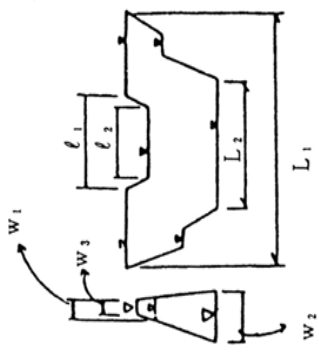
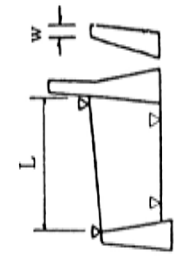
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	7		集水柵工	基準	±30
						高さ	$h_1 \sim h_5$
						幅	w_1 w_2
						高さ	h_1 h_2
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	8		縁石工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	9		小型標識工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	10		路側防護柵工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	11		区画線工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	1 ダム	8 付帯道路工	13		道路付属物工		

測定基準	測定箇所	摘要
1箇所毎。 厚さ、幅、高さは現場打ちがある場合		
第1編3-3-8縁石工の規定に準ずる。		
第1編3-3-9小型標識工の規定に準ずる。		
第1編3-3-11路側防護柵工の規定に準ずる。		
第1編3-3-12区画線工の規定に準ずる。		
第1編3-3-13道路付属物工の規定に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
4	砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	3 流路工	3 流路護岸工	基礎工 (護岸)				
4	砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	4	3 流路護岸工	コンクリート擁壁工	基準	高 ∇	±50	
						厚	高さ	t	-20
						幅	幅	w_1 w_2	-30
							高さ	$h < 3$ m	-50
							高さ	$h \geq 3$ m	-100
							延	長さ	L
4	砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5	3 流路護岸工	ブロック積み擁壁工				
4	砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	6	3 流路護岸工	石積み擁壁工				
4	砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	7	3 流路護岸工	護岸付属物工	幅	w	-30	
						高	高さ	h	-30
4	砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	8	3 流路護岸工	植生工				

測定基準	測定箇所	摘要
第1編 3-4-3 基礎工 (護岸) の規定に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
第1編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定に準ずる。		
第1編 3-5-5 石積工の規定に準ずる。		
各格子間の中央部1箇所を測定。		
第1編 3-3-7 植生工の規定に準ずる。		

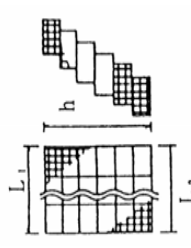
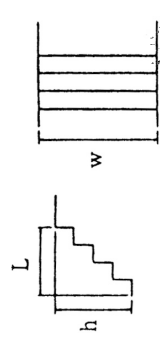
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	4 床固め工	3		床固め本体工	コンクリート 天端部	±30	
						接岸部	+30	
						天端部 堤幅	w_1 w_3 w_2	-30
						水通しの幅	ϕ_1 ϕ_2	±50
						堤長	L_1 L_2	-100
						コンクリート 天端部	±30	
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	4 床固め工	4		垂直壁工	接岸部	+30	
						天端部 堤幅	w_1 w_3 w_2	-30
						水通しの幅	ϕ_1 ϕ_2	+50
						堤長	L_1 L_2	-100
						コンクリート 天端部	±30	
						接岸部	+30	
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	4 床固め工	5		側壁工	コンクリート 天端部	±30	
						接岸部	+30	
						天端部 幅	w	-30
						長さ	L	-100
						コンクリート 天端部	±30	
						接岸部	+30	

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	4 床固め工	6		水叩工	基準高	▽ +30
						幅	w
						厚	t
						延	L
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	4 床固め工	7		魚道工	基準高	▽ ±30
						幅	w
						高さ	h ₁ h ₂
						厚	t ₁ t ₂
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	3		根固めブロック工	延	L
						基準高	▽ ±100
						層積	積
						乱積	積 ±t/2
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	5		捨石工	厚	t
						層積	幅 w ₁ w ₂
						乱積	延長 L ₁ L ₂
						延	幅 w ₁ w ₂
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	6		じゃこ工	延	L ₁ L ₂
						基準高	▽ -100
						天端	幅 w
						延	長 L
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	6		かごマット	法	長 ℓ
						ℓ	< 3 m
						ℓ	≥ 3 m
						厚	さ
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	6		かごマット	法	長 ℓ
						厚	さ t
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	6		かごマット	延	L
							-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>幅、厚さは40個につき1箇所測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		

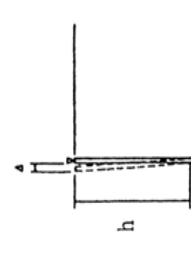
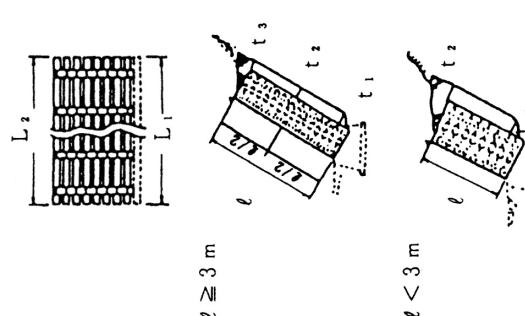
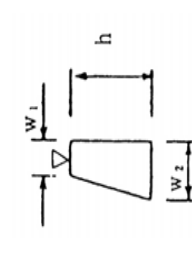
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	5 根固め・水制工	6 かご工	2	ふとんかご工	高さ	-100
						延長	-200
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	6 流路付属物設置工	2		階段工	幅	-30
						高さ	-30
						長さ	-30
					段	±0段	
4 砂防・治山・地滑り防止編	2 流路工	6 流路付属物設置工	3		防止柵工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	3 法面工	3		植生工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	3 法面工	4		吹付工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	3 法面工	5		法枠工		

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のもは1施工箇所につき2箇所。		
1回/1施工箇所。		
第1編3-3-10防止柵工の規定に準ずる。		
第1編3-3-7植生工に準ずる。		
第1編3-3-6吹付工の規定に準ずる。		
第1編3-3-5法枠工の規定に準ずる。		

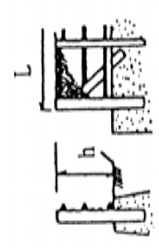
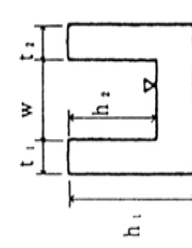
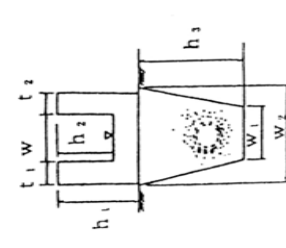
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	3 法面工	9 かご工	1	じゃかご工	法 長 ϕ	-100
						$\phi < 3$ m	-50
						$\phi \geq 3$ m	-100
					厚 さ	-50	
					かごマット	法 長 ϕ	-100
						厚 さ t	-0.2 t
						延 長 L	-200
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	3 法面工	9 かご工	2	ふとんかご工	高 さ h	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	3		既製杭工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	4		現場打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-20
						幅 w_1 w_2	-30
					高 さ h < 3 m	-50	
					高 さ h ≥ 3 m	-100	
					延 長 L	-200	
					裏 込 厚 さ	-50	
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	5		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50
					延 長 L	-200	

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
第1編3-4-4既製杭工の規定に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1施工箇所毎。		

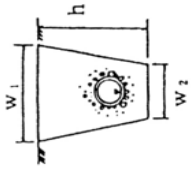
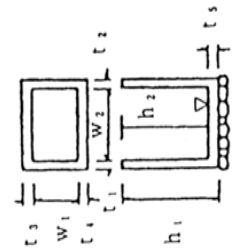
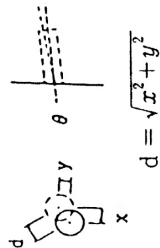
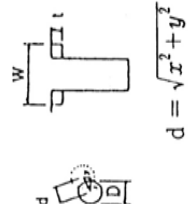
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4	砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	6	補強土壁工	基準高	▽
						高さ $h < 3 \text{ m}$	-50
						高さ $h \geq 3 \text{ m}$	-100
						鉛直度	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内
4	砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	7	井桁ブロック工	延長	L
						基準高	▽
						高さ $h < 3 \text{ m}$	-50
						高さ $h \geq 3 \text{ m}$	-100
4	砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	8	小型擁壁工	厚さ t_1 t_2 t_3	-50
						延長 L_1 L_2	-200
						基準高	▽
						幅	w
4	砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	8	小型擁壁工	高さ	h
						延長	L
						幅	w ₁
						幅	w ₂

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	9		鋼製落石防止壁工	高さ	±30
						延	-200
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	4 擁壁工	13		土留・仮締切工	延	-200
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	5 山腹水路工	2		山腹集水路・排水路工	基準	▽
						高さ	±30
						厚さ	t ₁ t ₂
						幅	w
						高さ	h ₁ h ₁
						延	L
							-200
	-30						
	-30						
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	5 山腹水路工	3		山腹明暗渠工	基準	▽
						高さ	±30
						厚さ	t ₁ t ₂
						幅	w
						幅	w ₁ w ₂
						深さ	h ₃
						延	L
	-200						
	-30						
	-30						

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>第1編3-13-5土留・仮締切工の規定に準ずる。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)</p>		


編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	5 山腹水路工	4		山腹暗渠工	基準高	▽	±30	
						幅	w_1	w_2	-50
						深さ	h		-30
						延長	L		-200
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	5 山腹水路工	5		集水桝工	基準高	▽	±30	
						厚さ	$t_1 \sim t_5$		-20
						幅	w_1	w_2	-30
						高さ	h_1	h_2	-30
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	6 地下水排除工	3		集排水ボーリング工	削孔深さ	ϕ	設計値以上	
						配置誤差	d	100	
						せん孔方向	θ	±2.5度	
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	6 地下水排除工	4		集水井工	基準高	▽	±50	
						偏心量	d	150	
						長さ	L	-100	
						巻立て幅	w	-50	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)</p>		
<p>1箇所毎。 厚さ、幅、高さは現場打ちがある場合</p>		
<p>全数。</p>		
<p>全数測定。 偏心量は、杭頭及び底面で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	7 地下水遮断工	3		現場打擁壁工	基準高さ	▽
						厚さ	t
						幅	w ₁ w ₂
						高さ h < 3 m	-50
		高さ ≥ 3 m	-100				
		延長	L	-200			
		裏込	厚さ	-50			
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	7 地下水遮断工	4		小型擁壁工	基準高さ	▽
						幅	w
						高さ	h
						延長	L
				-200			
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	7 地下水遮断工	5		固結工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	7 地下水遮断工	6		矢板工		
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	8 抑止杭・アンカー工	2		既製杭工		


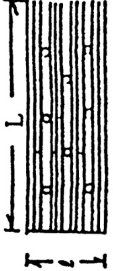
測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下の物は1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>第1編3-10-9 固結工の規定に準ずる。</p>		
<p>第1編3-3-4 矢板工の規定に準ずる。</p>		
<p>第1編3-3-4 既製杭工の規定に準ずる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	8 抑止杭・アンカー工	3		場所打杭工		
			4		シャフト工(深礎工)		
			5		合成杭工	基準高 ∇	+50
4 砂防・治山・地滑り防止編	3 斜面对策	8 抑止杭・アンカー工	6		抑止アンカー工 PC法枠工 アンカー工 ロックボルト工	偏心量 d	D/4以内 かつ100以内
			7			削孔深さ ϕ	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度

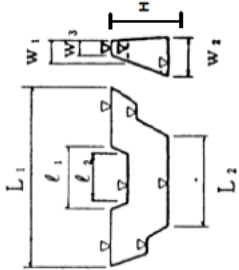
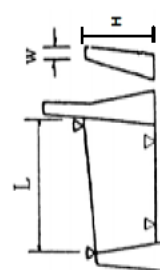
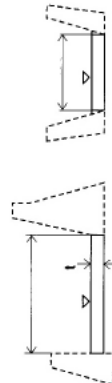
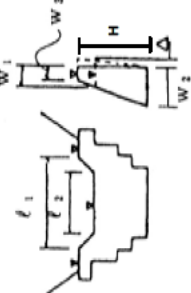
測定基準	測定箇所	摘要
第1編3-4-5場所打杭工に準ずる。		
第1編3-4-6深礎工の規定に準ずる。		
全数測定。		
全数。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4	砂防・治山・地滑り防止編	3	斜面対策		排水トンネル	基 準 高	±150
						高 さ	±75
						上 幅	±75
						下 幅	±75
						延 長	-0
4	砂防・治山・地滑り防止編	3	5		筋工 柵工	延 長	L ≤ 20m -100
							L > 20m -0.5%
		4			伏工	測 点 間 延 長	L ≤ 20m -100
							L > 20m -0.5%
7			2		張芝水路工	延 長	L -1.5%
						幅	B -50
						深 さ	h -30
9					ウッドブロック 土留工	延 長	L -1.5%
						法 長	ℓ -75
						法 勾 配	±0.5分

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
1 工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
1 工事300m ² 以上500m ² を1ロットとする。	測点間延長の確認をもって、面積確認とする。	
		
		

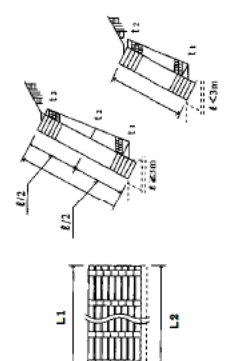
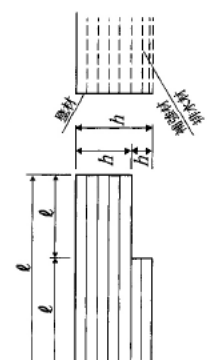
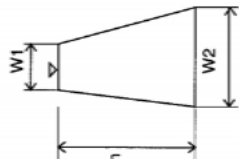
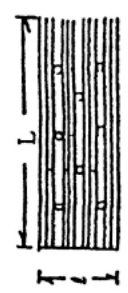
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値						
						基準高▽	コンクリート天端部▽							
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	コンクリートダム工・床固工			コンクリートダム本体工 コンクリートダム副ダム工	天端部	w ₁	±30						
						堤幅	w ₂							
						水通し	幅	±50						
						堤長	φ ₁	-100						
						高さ	φ ₂							
						のり	L ₁	-30						
						勾配	L ₂							
						配	H	±0.2分						
						4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	コンクリートダム工・床固工・鋼製ダム工			側壁工	天端部	w	±30
												接岩部	▽	
天端	幅	±30												
長さ	L	-100												
高さ	H													
のり	勾配	±0.2分												
基準高	▽													
幅	w	-100												
厚	t													
延長	L	-100												
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	コンクリートダム工・床固工・鋼製ダム工			水叩工	基準高	▽	±30						
						幅	w							
						厚	t	-30						
						延長	L							
						水通し	部	±50						
						堤長	φ							
						堤幅	w ₁	L/300 最小許容量-50 最大許容量-100						
						下流側倒れ	△							
						袖高	▽	±0.2分						
						幅	w ₂							
下流側倒れ	△	±50												
高さ	H													

測定基準	測定箇所	摘要
図面の表示箇所にて測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	石・ブロック積(張)工			コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	のり長 ϕ	± 50
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50
						厚さ(裏込) t_2	-50
						のり勾配	± 0.3 分
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	石・ブロック積(張)工			コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	延長 L	L/100 最小許容量-50 最大許容量-100
						基準高 ∇	± 30
						幅 b	-30
						高さ h	-30
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	擁壁工			現場打擁壁工 土留工(コ)	延長 L	L/100 最小許容量-50 最大許容量-100
						基準高 ∇	± 50
						厚さ t	-20
						幅 w_1 w_2	-30
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	擁壁工			現場打擁壁工 土留工(コ)	高さ $h < 3$ m	-50
						高さ $h \geq 3$ m	-100
						のり勾配	± 0.2 分
						延長 L	L/300 最小許容量-50 最大許容量-150

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。厚さは上端 部及び下端部の2箇所を測定。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
4 砂防・治山・地滑り防止編	治山	擁壁工			井桁ブロック工	基準	±50	
						高さ $h < 3\text{ m}$	-50	
						高さ $h \geq 3\text{ m}$	-100	
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50	
						延長 L	$L < 10\text{ m}$	-50
							$L \geq 10\text{ m}$	-0.5% 最大-100
						補強土壁工	基準	±50
							高さ h	-50
							のり勾配 (i)	-0.3分
							延長 (ℓ)	$\ell < 1.0\text{ m}$
$\ell \geq 1.0\text{ m}$	-0.5% 最大-100							
木製構造物 (建築物を除く)	基準	±50						
	幅 w	-50						
	高さ h	-100						
	のり勾配	±0.5分						
	延長 L	$L/50$ 最小許容量-100 最大許容量-400						
ウッドブロック 土留工	延長 L	-1.5%						
	長さ ℓ	-75						
	のり勾配	±0.5分						

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
1施工箇所毎。 施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		

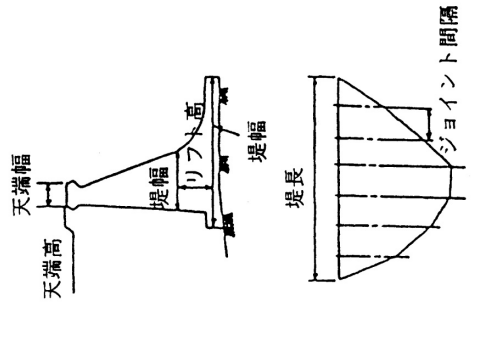
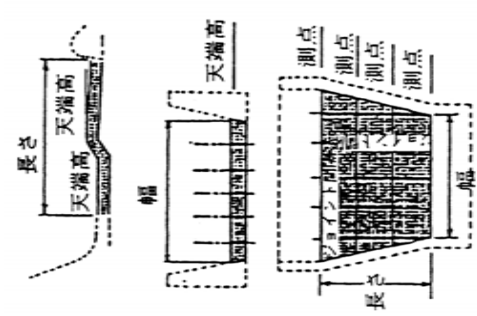
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。面積で管理する場合は規格値は設計値以上 1施工箇所毎。 面積で管理する場合は規格値は設計値以上 200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。		
施工延長40m（測点間隔25の場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のもの1施工箇所につき2箇所。 面積で管理する場合は-2%以内とする。 1施工箇所毎。 面積で管理する場合は、-2%以内とする。		
施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。面積で管理する場合は規格値は、-2%以内とする。 1施工箇所毎。 面積で管理する場合は規格値は、-2%以内とする。 施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						法 長 SL	S L < 3 m S L ≥ 3 m	
4	砂防・治山・地滑り防止編	法面工			吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	区 間 長	L	-200
						厚 さ	t < 5 cm	-10
							t ≥ 5 cm	-20
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		
4	砂防・治山・地滑り防止編	法面工			植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工) (伏工)	切土法長	S L < 5 m S L ≥ 5 m	-200 法長の-4%
						盛土法長	S L < 5 m	-100
							S L ≥ 5 m	法長の-2%
						区 間 長		L
4	砂防・治山・地滑り防止編	法面工			植生工 (植生基材吹付工)	法 長	S L < 5 m S L ≥ 5 m	-200 法長の-4%
						区 間 長	L	-200
						厚 さ	t < 5 cm	-10
							t ≥ 5 cm	-20
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。								
4	砂防・治山・地滑り防止編	法面工			植生工 (植生土のう等)	幅	w	-50
						長	さ	L/50 最小許容量-100 最大許容量-400

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
4	砂防・治山・地滑り防止編	法面工			鋼製落石防止壁工 落石防護柵工等	基準高 ∇	± 50	
						高さ H	-30	
						長さ L	L/300 最小許容量-50 最大許容量-100	
4	砂防・治山・地滑り防止編	法面工			落石防護網工等	ロープ間隔 D	-100	
						のり長さ S ϕ	-2%	
4	砂防・治山・地滑り防止編	柵工			木筋工 木柵工等	区間長	$\phi < 10\text{m}$ $\phi \geq 10\text{m}$	
						延長	L < 10m L \geq 10m	
						柵高 h	-30	
						杭間隔 ϕ o	+200	
						延長	L	-200
						幅	B	-100
深さ h	h	-50						
4	砂防・治山・地滑り防止編	水路工			張芝水路工 植生土のう水路工 コルゲート半円水路 工等	延長	L	
						幅	B	
4	砂防・治山・地滑り防止編	道路開設・改良・舗装			道路開設・改良	林道に準ずる	林道に準ずる	
						深さ h	h	

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
1施工箇所毎。 施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2箇所。		
全延長 施工延長20m毎に1箇所測定。		
林道に準ずる。	林道に準ずる。	

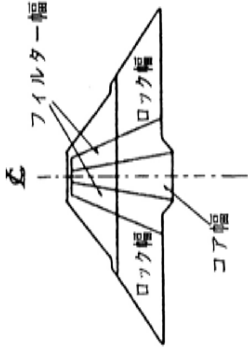
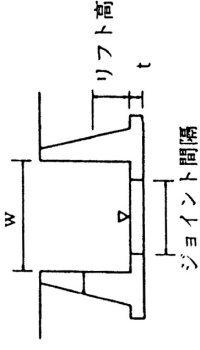
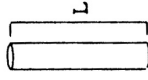
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (本体)	天 端 高	±20
						天 端 幅	±20
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	-100
5	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高	±20
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	±30
						幅	±40
						長 さ	-100, +60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。</p> <p>②堤高、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。（注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づきも含む）</p> <p>③ジョイント間隔（構継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。</p> <p>④堤長は、天端中心線延長を測定。</p> <p>3.</p> <p>①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。</p> <p>②監査箇の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</p>	 <p>(注) 1. j : ジョイント</p>	
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の間を測定。</p> <p>②長さは、各ジョイントごとに測定。</p> <p>③幅は、各測点ごとに測定。</p> <p>3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
5	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム (副ダム)	天端高	±20
						ジョイント間隔	±30
						リフト高	±50
						堤幅	-30, +50
						堤長	+40
5	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム (導流壁)	天端高	±30
						ジョイント間隔	±20
						リフト高	±50
						長さ	±100
						厚さ	±20

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下洗面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づきも含む。 ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>		
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。</p> <p>①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測天に直角な水平延長を測定。</p>		

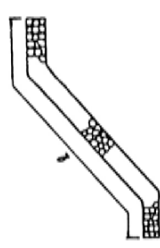
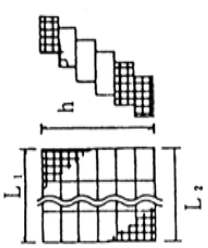
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	ダム編	2	3	5	コアの盛立	基 準 高	-0
						外 側 境 界 線	-0, +500
5	ダム編	2	3	6	フィルターの盛立	基 準 高	-0
						外 側 境 界 線	-0, +1000
						盛 立 幅	-0, +1000
5	ダム編	2	3	7	ロックの盛立	基 準 高	-100
						外 側 境 界 線	-0, +2000
5	ダム編	2	3	2	フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ∇	± 20
						ジ ョ イ ン ト 間 隔	± 30
						厚 さ t	± 20
5	ダム編	2	3	3	フィルダム (洪水吐)	幅	± 40
						リ フ ト 高 さ	± 20
						長 さ L	± 100
5	ダム編	3	3	3	ボーリング工	深 度 L	設計値以上
						配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 1回/1施工箇所。		
ボーリング工毎。		

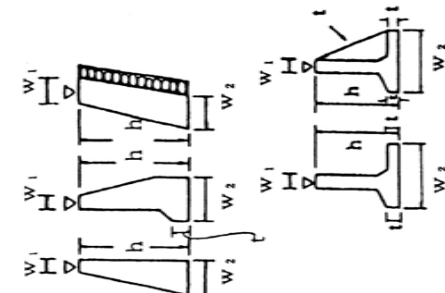
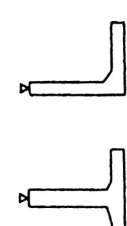
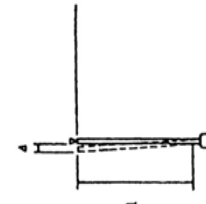
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
工場塗装終了時に測定。ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。 なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合は、無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
第1編3-3-7 植生工の規定に準ずる。		
第1編3-3-6 吹付工の規定に準ずる。		
第1編3-3-5 法砕工の規定に準ずる。		

編	道路編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
							部 材	部 材 長 φ (m)	
6	道路編	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	長	±3……φ ≤ 10 ±4……φ > 10
6	道路編	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2	2	工場塗装工	塗 膜 厚		a ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
6	道路編	1 道路開設・改良	4 法面工	2		植生工			
6	道路編	1 道路改良・改良	4 法面工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)			
6	道路編	1 道路開設・改良	4 法面工	4		法砕工			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 道路編	1 道路開設・改良	4 法面工	5 6 7		アンカー工 ロックボルト工 PC法柱工	削孔深さ L	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
6 道路編	1 道路開設・改良	4 法面工	7 かご工		じゃご	法長 ϕ	-100
						$\phi < 3$ m	-50
						$\phi \geq 3$ m	-100
						厚さ	-50
6 道路編	1 道路開設・改良	4 法面工	7 かご工		かごマット	法長 ϕ	-100
						厚さ t	-0.2 t
						延長 L	-200
						高さ h	-100
6 道路編	1 道路開設・改良	4 法面工	7 かご工		ふとんかご	延長 L_1	-200
						延長 L_2	-200
6 道路編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	3		既製杭工		
6 道路編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	4		場所打杭工		

測定基準	測定箇所	摘要
全数 (任意仮設は除く)		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場 合は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
第1編3-4-4 既製杭工の規定 に準ずる。		
第1編3-4-5 場所打杭工の規 定に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 道路編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	5		現場打擁壁工	基準	±50
						高さ	h < 3 m
						高さ	h ≥ 3 m
						延長	L
						裏込	厚さ
							±50
							-200
6 道路編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	6		プレキャスト擁壁工	基準	±50
						高さ	h < 3 m
						高さ	h ≥ 3 m
						鉛直度	△
							±0.03 h かつ ±300以上
							-200
6 道路編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	7		補強土壁工	基準	±50
						高さ	h < 3 m
						高さ	h ≥ 3 m
							-100

測	定	基	準	測	定	箇	所	摘	要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。									
1 施工箇所毎。									
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。									
1 施工箇所毎。									
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施 工箇所につき2箇所。									
1 施工箇所毎。									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
6	1	5	8		井桁ブロック工	基準	±50	
						高さ	▽	
						長さ	h < 3 m	
						厚さ	h ≥ 3 m	
						厚さ	t ₁ t ₂ t ₃	-50
						延長	L ₁ L ₂	-200
6	1	5	9		小型擁壁工	基準	±50	
						幅	w ₁ w ₂	-30
						高さ	h	-50
						延長	L	-200
6	1	5	10		土留・仮締切工			
6	1	6	6		現場打カルバート工	基準	±30	
						厚さ	t ₁ ~ t ₄	-20
						幅 (内法)	w	-30
						高さ	h	±30
						延長	L < 20 m	-50
						長さ	L ≥ 20 m	-100

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>1施工箇所毎。</p>		
<p>第1編 3-13-5 土留・仮締切工の規定に準ずる。</p>		

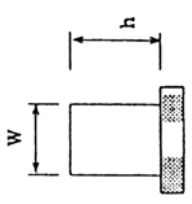
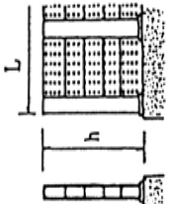
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 道路編	1 道路開設・改良	6 カルバート工	7		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)	基準 高さ	±30
						※ 幅	-50
						※ 高さ	-30
						延長	-200
6 道路編	1 道路開設・改良	6 カルバート工	8		土留・仮締切工		
6 道路編	1 道路開設・改良	7 小型水路工	2		側溝工 (プレキヤストU型側溝) (コルゲートフレーム) (自由勾配側溝)	基準 高さ	±30
						延長	-200
6 道路編	1 道路開設・改良	7 小型水路工	3		管渠工	基準 高さ	±30
						延長	-200
6 道路編	1 道路開設・改良	7 小型水路工	4		集水靴・マンホール工	基準 高さ	±30
						厚さ	t ₁ ~ t ₄
						幅	w ₁ w ₂
						高さ	h ₁ h ₂
						基準 高さ	±30
6 道路編	1 道路開設・改良	7 小型水路工	5		地下排水工	基準 高さ	±30
						幅	w ₁ w ₂
						深さ	L
						延長	-200

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打のある場合。 1施工箇所毎。		
第1編3-13-5土留・仮締切工の規定に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
6 道路編	1 道路開設・改良	7 小型水路工	7		現場打水路工	基 準 高	▽		
						厚 さ	t_1	t_2	
						幅	w	-30	
						高 さ	h_1	h_2	
						延	長 L	-200	
6 道路編	1 道路開設・改良	8 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	-200	
						延	長 L	-200	
6 道路編	1 道路開設・改良	8 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高	さ h	±30	
						延	長 L	-200	
6 道路編	1 道路開設・改良	8 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高	さ h	±30	
						延	長 L	-200	
						基 礎	幅 w_1	w_2	-30
						高	さ h	-30	
6 道路編	1 道路開設・改良	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高	さ h	±30	
						延	長 L	-200	
						基 礎	幅 w_1	w_2	-30
						高	さ h	-30	
						ア ン カ ー 長	打 込 み ℓ	-10%	
					埋 込 み ℓ	-5%			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延 長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延 長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延 長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。 基礎1基毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延 長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。 基礎1基毎。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
6 道路編	1 道路開設・改良	9 遮音壁工	4		既製杭工			
6 道路編	1 道路開設・改良	9 遮音壁工	5		遮音壁基礎工	幅	w	-30
						高さ	h	-30
						延長	L	-200
						支柱	間隔	w
						ずれ	a	10
						倒れ	d	h (5/1000)
						高さ	h	+30, -20
						延長	L	-200
6 道路編	1 道路開設・改良	9 遮音壁工	6		遮音壁本体工			

測定基準	測定箇所	摘要
第1編3-4-4既製杭工の規定に準ずる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長5スパンにつき1箇所。 1 施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の 規定値 の平均 (X_{10})	中規模 以上
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6 半たわみ性舗装工	1	下層路盤工	基準高	±40	±50	—
						厚さ	—45	—15	—
						幅	—50	—	—
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6 半たわみ性舗装工	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	—
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6 半たわみ性舗装工	3	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	—
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6 半たわみ性舗装工	4	加熱アスファルト安 定処理工	厚さ	—15	—20	—5
						幅	—50	—	—
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6 半たわみ性舗装工	5	基層工	厚さ	—9	—12	—3
						幅	—25	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高・幅は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	10個の 規定値 の平均 (X_{10})
6	道路編	3	舗装工	6	表層工	厚	中規模以上 -7	中規模以上 -2
						幅	-25	-
6	道路編	3	舗装工	7	平坦性	標準高▽	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下直読式 (足付き) 1.75mm以下	-
						厚	±40	±50
						幅	-45	-15
						幅	-50	-
6	道路編	3	舗装工	2	下層路盤工	厚	-25	-30
						幅	-50	-8
						幅	-	-
						幅	-	-
6	道路編	3	舗装工	7	上層路盤工 粒度調整路盤工	厚	-25	-30
						幅	-50	-
						幅	-	-
						幅	-	-
6	道路編	3	舗装工	7	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	厚	-25	-30
						幅	-50	-8
						幅	-	-
						幅	-	-
6	道路編	3	舗装工	7	加熱アスファルト安 定処理工	厚	-15	-20
						幅	-50	-5
						幅	-	-
						幅	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長40m毎に1箇所の割りとし、厚さは、1,000㎡毎に1箇所の割でコアーを採取して測定。		
基準高・幅は延長40m毎に1箇所の割りとし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬと同時に10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割りとし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬと同時に10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割りとし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の 規定値 の平均 (X_{10})	
6	道路編	2	舗装	3	舗装工	厚	中規模 以上	-9	-3
							小規模 以下	-12	-
6	道路編	2	排水性舗装工	5	基層工	幅	-25		
6	道路編	2	排水性舗装工	6	表層工	厚	-7	-2	
							幅		-25
6	道路編	2	舗装工	3	舗装工	平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下直読式 (足付き) 1.75mm以下		
6	道路編	2	舗装工	1	加熱アスファルト安定処理工	厚	-15	-5	
							幅		-50
6	道路編	2	舗装工	2	基層工	厚	-9	-3	
							幅		-25
6	道路編	2	舗装工	3	舗装工	厚	-7	-2	
							幅		-25
6	道路編	2	排水性舗装工	3	舗装工	平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下直読式 (足付き) 1.75mm以下		

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも10個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		

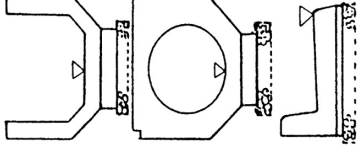
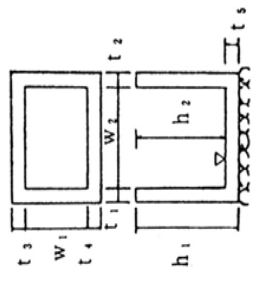
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-9-6 コンクリート舗装工の規定に準ずる。		
第1編3-9-7 薄層カラー舗装工の規定に準ずる。		
基準高・幅は延長40m毎に1箇所 の割りとし、道路中心線及び端部 で測定。厚さは、各車線200m毎に 1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファ ルト混合物の総使用量がおおよそ100 t 未 満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の 割合で規格値を満足しなければならぬとい うも10個の測定値の平均値 (X ₁₀) につい て満足しなければならぬ。ただし、厚さ のデータ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割り とし、厚さは、各車線200m毎に1 箇所を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	10個の 規定値 の平均 (X ₁₀)
6	道路編	2 舗装	3 舗装工	9	コンクリート舗装工		中規模 以上	中規模 以上
							小規模 以下	
6	道路編	2 舗装	3 舗装工	10	薄層カラー舗装工			
6	道路編	2 舗装	3 舗装工	11	下層路盤工	基準高▽ 厚 幅	±40	±50
							-45	-15
							-50	-
6	道路編	2 舗装	3 舗装工	2	上層路盤工 粒度調整路盤工	厚 幅	-25	-30
							-50	-

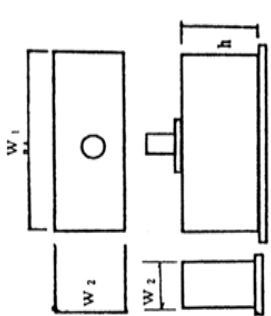
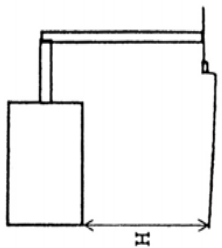
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の 規定値 の平均 (\bar{X}_{10})	
6	道路編	3	舗装工	上層路盤工 セメント(石灰) 安定処理工	厚	中規模以上	-25	-30	-8
						小規模以下	-50	-	-
						幅	-	-	-
6	道路編	3	舗装工	加熱アスファルト安定処理工	厚	-15	-20	-5	
					幅	-50	-	-	
6	道路編	3	舗装工	基層工	厚	-9	-12	-3	
					幅	-25	-	-	
6	道路編	3	舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	-	-	
					厚	t < 15cm	-30	-10	
						t < 15cm	-45	-15	
	幅	-100	-	-					
6	道路編	3	舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚	-9	-3	-3	
					幅	-25	-	-	
					平坦性	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) 1.75mm以下	-	-	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ100 t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬと同時に10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
基準高・幅は片側延長40m毎に1箇所の割りで測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。		
幅は、片側延長40m毎に1箇所の割りで測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。		

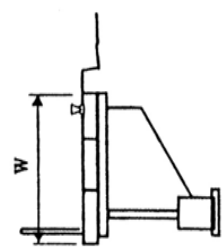
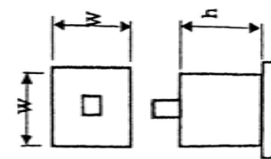
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
6	2	4	2	1	L型街渠工 LO型街渠工 プレキヤストU型側溝工 管(函)渠型側溝工	基準高	±30	
				2				L
				3		延	-200	
				4				
6	2	4	4	1	街渠柵工 マンホール工	基準高	±30	
						厚さ	$t_1 \sim t_5$	-20
						幅	w_1 w_2	-30
						高さ	h_1 h_2	-30
6	2	5	2		路側防護柵工			
6	2	5	3		防止柵工			
6	2	6	3		小型標識工			

測	定	基	準	測	定	箇	所	摘	要
1	箇所	/	1	施工箇所					
1	箇所	/	施工	延長	40m				
					第1編3-3-11路側防護柵工の 規定に準ずる。				
					第1編3-3-10防止柵工の規定 に準ずる。				
					第1編3-3-9小型標識工の規 定に準ずる。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6	2	6	4		土留・仮締切工			
6	2	6	5	1	標識基礎工	基 準 高	▽	
						幅	w_1 w_2	-
						高	さ h	-30
6	2	6	5	2	標識柱工	設 置 高 さ	H	設計値以上
6	2	7	3		区画線工			
6	2	7	4		縁石工			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-13-5土留・仮締切工の規定に準ずる。		
		
第1編3-3-12区画線工の規定に準ずる。		
第1編3-3-8縁石工の規定に準ずる。		

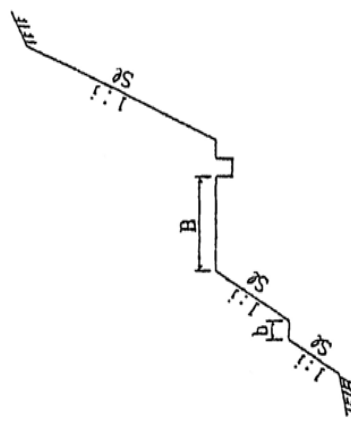
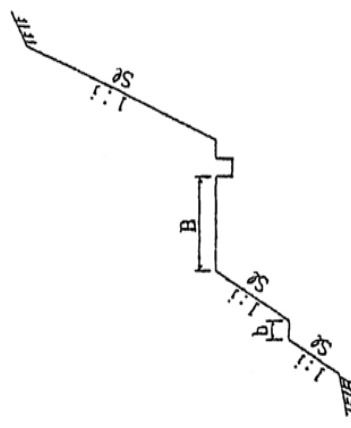
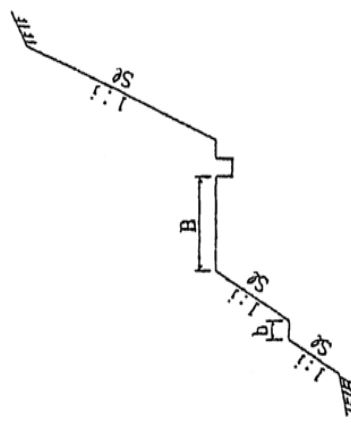
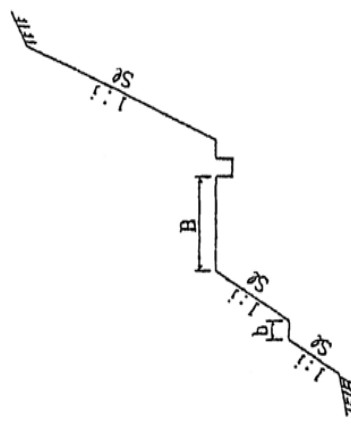
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	2	7	7		道路付属物工		
						7	道路付属物工
6	2	7	8		踏掛版工 コンクリート工	基 準 高	±20
						各 部 の 厚 さ	±20
						各 部 の 長 さ	±30
						各 部 の 長 さ	±20
						厚 さ	
6	2	7			ラバーシユ- アンカーボルト	中 心 の ず れ	±20
						ア ン カ ー 長	±20
						基 準 高	±30
						幅	-30
						延 長	-200
6	2	7	9		組立歩道工		
						9	組立歩道工
6	2	7	9		支柱基礎工	幅	-30
						高 さ	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-3-13道路付属物工の規定に準ずる。		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
全数。		
全数。		
全数。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
1 箇所 / 1 踏掛版		

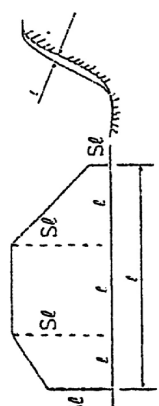
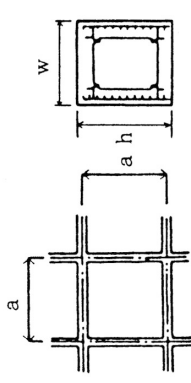
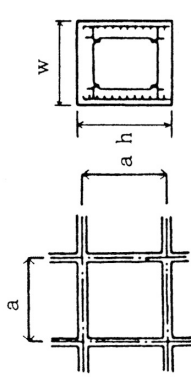
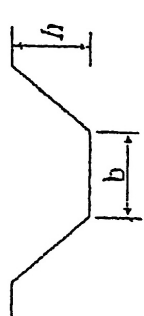
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所/施工延長40m		
1 箇所/1 施工箇所		
1 箇所/施工延長40m		
1 箇所/1 施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	2 舗装	7 道路付属施設工	10 ケーブル配管工	1	ケーブル配管工	基準	±30
						延長	-200
6 道路編	2 舗装	7 道路付属施設工	10 ケーブル配管工	2	ハンドホール	基準	±30
						厚さ	$t_1 \sim t_2$
						幅	w_1
						高さ	h_1
6 道路編	2 舗装	7 道路付属施設工	11 照明工		照明柱基礎工	幅	-30
						高さ	-30

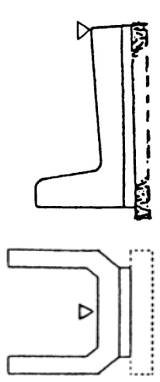
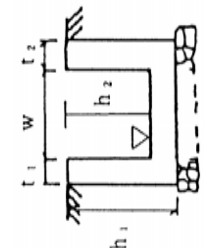
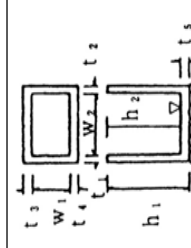
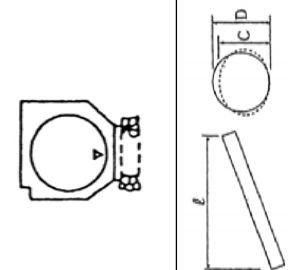
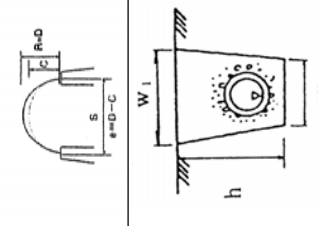
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6	道路編	2 舗装	3 舗装工	敷砂利	砂利舗装工	幅	B -100
						厚	T -45
						施工延長	L -0.2% ただし延長50m未満-100
	林道	土工			道路土工 残土処理場	基準	高 ±100
						幅	B -100~+200
						法長	Sφ < 4 m ±200
							Sφ ≥ 4 m ±5%
						測点間延長	L ≤ 40m ±200
							L > 40m ±0.5%
						測点位置	左右 100
						中心線のズレ (e)	
						小段 (b)	±100
						のり勾配 (i)	±0.5分
							林道
Sφ	Sφ ≥ 4 m 法長の-5%						
延長	φ -100						
法長	Sφ < 4 m -200						
	林道	法面工			植生工 (植生基材吹付工)	Sφ	Sφ ≥ 4 m 法長の-5%
						厚	t < 5 cm -10
						さ	t ≥ 5 cm -20
							t
						延長	φ -100

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長50mにつき1箇所。 ただし、1工事で2箇所以上。		出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。
施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工ヶ所につき3ヶ所。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認められる場合には承認することが出来る。 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認められた場合には承認することが出来る。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。		
施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所に つき2箇所。 検査孔により測定。 1施工箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						法 長 Sφ	Sφ < 3 m Sφ ≥ 3 m	
	林 道	法 面 工			吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	厚	t < 5 m	-10
						さ	t ≥ 5 m	-20
						t	但し、吹付面に凸凹がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L	L	-100
	林 道	法 面 工			法 杖 工 (現場打法杖工) (現場吹付法杖工)	法 長 Sφ	Sφ < 10 m Sφ ≥ 10 m	-100 -200
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						吹 付 杖 中 心 間 隔 a	a	±100
						延 長 L	L	-100
						高	h	-50
	林 道	小 型 水 路 工			側溝工 (素堀) (植生工)	幅	b	-50
						延 長 L	L	-0.1% 最大-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎。		曲線部は設計図書による
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。 施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
	林道	小型水路工			側溝工 (プレキャストU型側溝・L型側溝) (コルゲートフレーム) (自由勾配側溝)	基準高	▽ ±50
						延長	L -0.1% 最大-200
						基準高	▽ ±50
						厚さ	t_1 t_2 -10
						幅	w -30
						高さ	h_1 h_2 -20
						延長	L -0.1% 最大-200
						基準高	▽ ±50
						厚さ	t_1 ~ t_5 -10
						幅	w_1 w_2 -30
高さ	h_1 h_2 -20						
	林道	小型水路工			コンクリート管工	基準高	▽ ±50
						延長	L -0.1% 最大-200
						基準高	高 ±50
						変形量 (n)	e/D ±5%
						スパイン (S)	±2%
						延長	長 (ℓ) -0.1% 最大-200
						基準高	▽ ±50
						幅	w_1 w_2 -50
						深さ	h -30
						延長	L -0.1% 最大-200
	林道	小型水路工			コルゲートパイプ工 合成樹脂管	基準高	▽ ±50
						延長	L -0.1% 最大-200
						基準高	高 ±50
						変形量 (n)	e/D ±5%
						スパイン (S)	±2%
						延長	長 (ℓ) -0.1% 最大-200
						基準高	▽ ±50
						幅	w_1 w_2 -50
						深さ	h -30
						延長	L -0.1% 最大-200

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延長 40m (又は50m) 以下のものは 1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、施工延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎。		

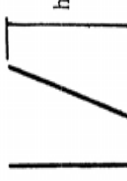
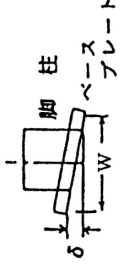
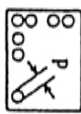
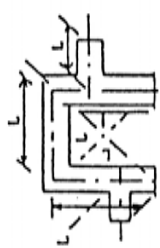
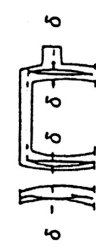
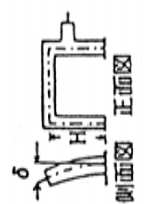
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値						
	林道	石・ブロック積(張)工			コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準	±50						
						延長	$\phi < 10\text{m}$	-50					
							$\phi \geq 10\text{m}$	-0.5% 最大-100					
						のり	長 (S ϕ)	-50					
						のり	勾配 (i)	±0.3分					
						厚さ	面から裏込(t ₁)	-20					
							裏込め(t ₂)	-30					
						林道	擁壁工			現場打擁壁工	基準	±50	
											高さ(h)	$h < 2\text{m}$	-20
												$h \geq 2\text{m}$	-1% 最大-50
幅(b)	$b < 1\text{m}$	-20											
	$b \geq 1\text{m}$	-30											
のり	勾配(i)	±0.2分											
延長(ϕ)	$\phi < 10\text{m}$	-50											
	$\phi \geq 10\text{m}$	-0.5% 最大-100											
林道	擁壁工			補強土壁工	基準						±50		
					高さ						h	-50	
					のり	勾配(i)	-0.3分						
					延長(ϕ)	$\phi < 10\text{m}$	-50						
						$\phi \geq 10\text{m}$	-0.5% 最大-100						

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上部及び下端部の2箇所を測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
<p>1 施工箇所毎。</p>		

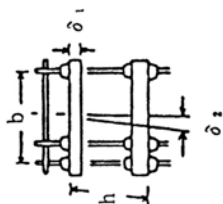
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	林 道	一 般 舗 装 工			下層路盤工	基 準 高	▽
						厚	さ
						幅	幅
	林 道	一 般 舗 装 工			粒度調整路盤工	厚	さ
						幅	幅
						厚	さ
	林 道	一 般 舗 装 工			セメント(石灰)安定処理工	厚	さ
						幅	幅
						厚	さ
	林 道	一 般 舗 装 工			瀝青安定処理路盤工	厚	さ
						幅	幅
						厚	さ
	林 道	一 般 舗 装 工			アスファルト舗装工	厚	さ
						幅	幅
						平坦性	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 長読式(定付き)(σ) 1.75mm以下
	林 道	一 般 舗 装 工			コンクリート舗装工	基 準 高	▽
						厚	さ
						幅	幅

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6	3	3	2		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots$ $h \leq 0.5 \text{ m}$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < h \leq 1.0 \text{ m}$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < h \leq 2.0 \text{ m}$	
						外周長 ℓ (m)	$\pm (10 + L / 10)$	
6	3	3	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$W / 500$
						材	孔の位置	± 2
							孔の径	0~5
						仮	柱の中心 間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10 \text{ m}$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20 \text{ m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20 \text{ m} < L$
組	はりのキャンパー 及び柱の曲り δ (mm)	$L / 1,000$						
立	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H / 1,000 \dots$ $H > 10$						
時								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所での測定。		
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		側面図 正面図
各柱及び片持ばり部を測定。		側面図 正面図

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	4		アソカフプレート製作工	仮組立時	上面の水平度 δ_1 (mm)	$b/500$
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$
							高さ h (mm)	± 5
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	5		仮設材製作工	部材 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	6		工場塗装工	塗膜厚 平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚より大きい場合はこの限りではない。		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸芯上全数測定。		
図面の寸法表示箇所での測定。		
工場塗装終了時に測定する。ただし、工場の上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定する。なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合は無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定回数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-4-4既製杭工にこの規定準ずる。		
第1編3-4-5場所打杭工の規定に準ずる。		
第1編3-4-6深礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-7オープンケンケソン基礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-8ニューマチックケンケソン基礎工の規定に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	3		既製杭工		
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	4		場所打杭工		
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	5		深礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	6		オープンケンケソン基礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	7		ニューマチックケンケソン基礎工		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	道路編	3 橋梁下部	8		躯体工	基準高さ	±20
						厚	-20
						天端橋軸方向幅	-10
						天端橋軸方向幅	-10
						敷橋軸方向幅	-50
						高さ	-50
						胸壁の高さ	-30
						天端長	-50
						敷長	-50
						胸壁間距離	±30
						支間長及びび中心線の位置	±50
6	道路編	3 橋梁下部	9		土留・仮締切工	アンカーボルトの箱抜き規格値	-30～+10
						鋼製支承	±20
						アンカーボルト孔の直度	1/50以下
						ゴム支承	-20～+10
						計画面高	±20
						平面位置	±20
						アンカーボルト孔の直度	1/50以下
						計画面高	
						平面位置	
						アンカーボルト孔の直度	
						6	道路編
平面位置							
アンカーボルト孔の直度							
計画面高							
平面位置							
アンカーボルト孔の直度							
計画面高							
平面位置							
アンカーボルト孔の直度							
計画面高							
平面位置							
6	道路編	3 橋梁下部	11		地中連続壁工 (柱列式)	計画面高	
						平面位置	
						アンカーボルト孔の直度	
						計画面高	
						平面位置	
						アンカーボルト孔の直度	
						計画面高	
						平面位置	
						アンカーボルト孔の直度	
						計画面高	
						平面位置	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
第1編3-13-5 土留・仮締切工の規定に準ずる。		
第1編3-13-8 地中連続壁工 (壁式)の規定に準ずる。		
第1編3-13-9 地中連続壁工 (柱列式)の規定に準ずる。		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-4-4既製杭工の規定に準ずる。		
第1編3-4-5場所打杭工の規定に準ずる。		
第1編3-4-6深礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-7オープンケトン基礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-8ニューマチックケトン基礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-9鋼管井筒基礎工の規定に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	3 橋梁下部	5 R C 橋脚工	3		既製杭工		
6 道路編	3 橋梁下部	5 R C 橋脚工	4		場所打杭工		
6 道路編	3 橋梁下部	5 R C 橋脚工	5		深礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	5 R C 橋脚工	6		オープンケトン基礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	5 R C 橋脚工	7		ニューマチックケトン基礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	5 R C 橋脚工	8		鋼管井筒基礎工		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9 R C 軀 体 工	1	橋脚躯体工 (張出式)	基 準 高 度	±20
						厚 さ	-20
						天 端 幅 度 (橋軸方向)	-20
						敷 幅 度 (橋軸方向)	-50
						高 度	-50
						天 端 長 度	-50
						敷 長 度	-50
						橋脚中心間距離	±30
						支 間 長 度 及 び 支 中 心 線 の 変 位	±50
						ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 扱 き 規 格 値	
						計 画 高 度	-30~+10
						平 面 位 置	±20
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下
						計 画 高 度	-20~+10
平 面 位 置	±20						
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下						
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9 R C 軀 体 工	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 度	±20
						厚 さ	-20
						天 端 幅 度	-20
						敷 幅 度	-20
						高 度	-50
						長 度	-20
						橋脚中心間距離	±30
						支 間 長 度 及 び 支 中 心 線 の 変 位	±50
						土留・仮締切工	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
第1編3-13-5土留・仮締切工の規定に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	3		既製杭工		
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	4		場所打杭工		
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	5		深礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	6		オープンケソン基礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	7		ニューマチックケソン基礎工		
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	8		鋼管井筒基礎工		

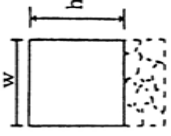
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-4-4既製杭工の規定に準ずる。		
第1編3-4-5場所打杭工の規定に準ずる。		
第1編3-4-6深礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-7オープンケソン基礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-8ニューマチックケソン基礎工の規定に準ずる。		
第1編3-4-9鋼管井筒基礎工の規定に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	3	6	9	1	橋脚フリーチング工 (I型) (T型)	基準 高	▽
						幅 (橋軸方向)	w
						高 さ	h
						長 さ	ℓ
6	3	6	9	2	橋脚フリーチング工 (門型)	基準 高	▽
						幅	w ₁ w ₂
						高 さ	h
6	3	6	10	1	橋脚架設工 (I型) (T型)	基準 高	▽
						橋脚中心間距離	ℓ
						支間長及び 中心線の 変位	±20 ±20 ±50
6	3	6	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準 高	▽
						橋脚中心間距離	ℓ
						支間長及び 中心線の 変位	±20 ±30 ±50
6	3	6	11		現場継手工	現場継手部の すき間 δ (mm)	5

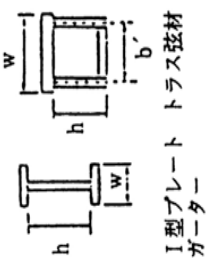
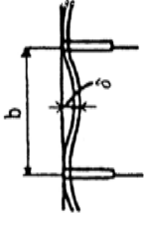
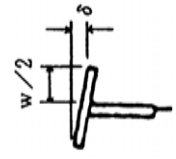
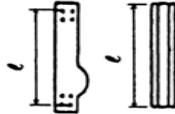
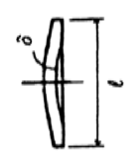
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測 定。 耐候性鋼材(裸使用)の場合は±5		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定する。 1 ロットの大さは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。		
第1編3-13-5 土留・仮締切工の規定に準ずる。		
第1編3-4-3 基礎工（護岸）の規定に準ずる。		
第1編3-3-4 矢板工の規定に準ずる。		

規 格 値	測 定 項 目	工 種	枝 番	条 節	章	編
a. ロットの平均厚は、目標塗膜厚の合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚の20%を超えない。測定値の平均値が目標塗膜厚より大きい場合は、この限りはない。	塗 膜 厚	現場塗装工	12	6 鋼製橋脚工	3 橋梁下部	6 道路編
		土留・仮締切工	13	6 鋼製橋脚工	3 橋梁下部	6 道路編
		笠コンクリート工法 留基礎工	3 4	7 護岸工	3 橋梁下部	6 道路編
		矢板工	5	7 護岸工	3 橋梁下部	6 道路編

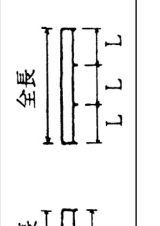
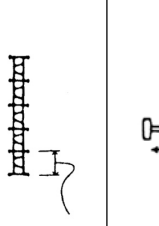
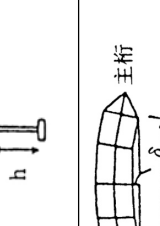
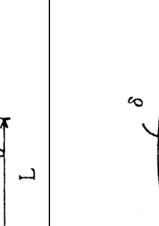
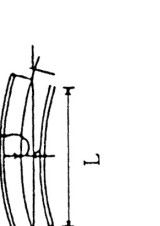
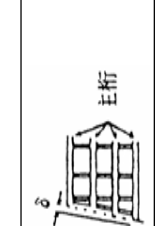
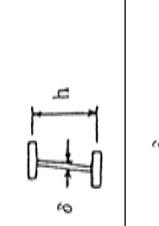
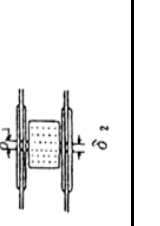

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定に準ずる。		
各格子間の中央部1箇所を測定。		
第1編3-5-5石積(張)工の規定に準ずる。		
第1編3-3-5法枠工に準ずる。		
第1編3-3-7植生工に準ずる。		
第1編4-3-3盛土工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	6		コンクリートブロック工		
6 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	7		護岸付属物工	幅	-30
						高さ	-30
6 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	8		石張り・石積み工		
6 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	9		法枠工		
6 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	10		植生工		
6 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	11		覆土工		

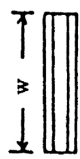
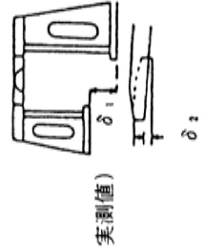
測定基準		測定箇所	摘要
測定	基準		
プレートガーター	トラス・アーチ等	 <p>I型プレートトラス弦材 ガーター</p>	
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		
床組など	構造別に5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
			
	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
	—		主要部材全数を測定。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6	道路編	4	鋼橋上部	3	工場製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\dots 2.0 < w$
						腹板高 h (m)	
						腹板間隔 b' (m)	
						部の平面度 δ (mm)	h / 250
						箱げた及びトラス等のフランジ、鋼床版のデッキプレート	b / 150
						直	w / 200
						フランジの角度 δ (mm)	
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \ell \dots > 10$
						トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1,000$

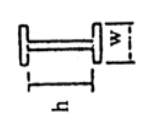
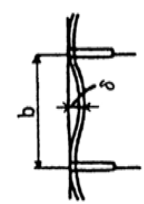

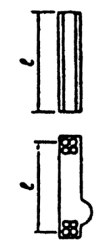



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	4	3	3		桁製作工	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
						主桁、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$
						主桁、主構の 通 り の δ (mm)	$5+L/5$ $\dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$
						主桁、主構の そ の δ (mm)	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15$ $\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25$ $\dots 80 < L \leq 200$
						主桁、主構の 橋端における 出入り差 δ (mm)	± 10
						主桁、主構の 直 度 δ (mm)	$3+h/1000$
						現場継手部の 間 き す δ_1, δ_2 (mm)	± 5

測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
主桁、主構全数を測定。		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
—		
両端部及び中央部を測定。		
最も外側の主桁又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。		
各主桁について 10～12m間隔を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部 支点及び支間中央付近を測定。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。		

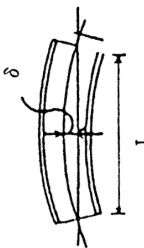
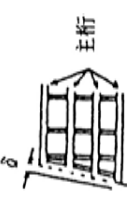
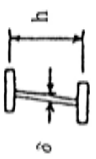
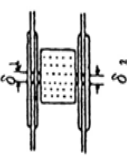
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	4		検査路製作工	部材	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$
						材	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	0 ~ +30
						材	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	6		鋼製耐震連結装置製作工	仮組	設計値 ± 4
						立時	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	7		鋼製排水管製作工	部材	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$
						材	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	8		橋梁用防護柵製作工	部材	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$
						材	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所での測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。	 <p>(実測値)</p>	
図面の寸法表示箇所での測定。		
図面の寸法表示箇所での測定。		
図面の寸法表示箇所での測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	4	3	10		横断歩道橋製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$
						腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$
						部の平面度 δ (mm)	h/250
						フランジの角度 δ (mm)	w/200
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$
						全長、支間長 L (m)	$\pm (10 + L/10)$
						主桁中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm (3 + B/2) \dots B > 2$
						主桁の通り δ (mm)	$5 + L/5$ $\dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
主桁、全数を測定。		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
最も外側の主桁について支点及び支間中央の1点を測定。		

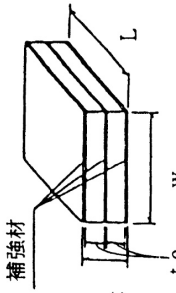
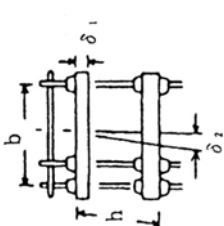
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6	道路編	4 鋼橋上部	10		横断歩道橋製作工	主桁のそり δ (mm)	-5~+5 ... L \leq 20 -5~+10 ... 20<L \leq 40 -5~+15 ... 40<L \leq 80	
						主桁の橋端における出入り差 δ (mm)	± 10	
						主桁の鉛直度 δ (mm)	3 + h/1000	
						現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	
6	道路編	4 鋼橋上部	11	1	鑄造費 (金属支承工)	孔の直径差	± 2 -0	
						中心距離	≤ 1000 mm	± 1
							> 1000 mm	± 1.5
						孔の直径	≤ 100 mm	+3 -1
> 100 mm	+4 -2							
アンカーボルト用孔						孔の中心距離	JIS B 0412 並級	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各主桁について10~12m間隔を測定。		
どちらか一方の主桁端を測定。		
各主桁の両端部を測定。		
主桁の全継手数の1/2を測定。		
製品全数を測定。		

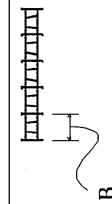
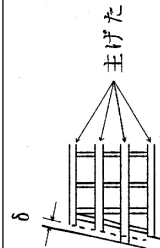
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鑄造費 (金属支承工)	センターボス	+0 -1		
						ボスの直径			
						ボスの高さ	+1 -0		
						上沓の橋軸及び 直角方向の長さ寸法	JIS B 0412 中級		
						全移動量(ℓ)	ℓ ≤ 300 mm	±2	
							ℓ > 300 mm	±ℓ/100	
						組立絶対高さ(H)	上 加 工 面 下 仕 上 げ	H ≤ 300mm	±3
								(H/200+3) 小数点以下 切捨て	
							H > 300mm		
						普通寸法	鑄放し長さ寸法		JIS B 0412 並級
鑄放し肉厚寸法	JIS B 0412 並級								
機械加工寸法		JIS B 0405 粗級							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定する。		

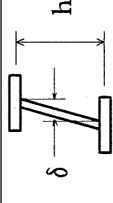
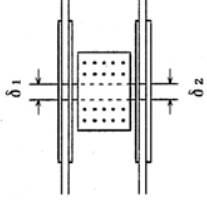
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						幅 (H)	長さ (L)	
6	道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 (H)	$w, L, D \leq 500\text{mm}$	0~+5
						長さ (L)	$500 < w, L, D \leq 1500$	0~+1%
						直径 (D)	$1500 < w, L, D$	0~+15
						厚 さ	$t \leq 20 \text{ mm}$	0~+1
							$20 < t \leq 160$	0~+5%
							$160 < t$	0~+8
						平 面 度	1	
平 行 度	$t e \leq 16$	±1						
	$t e > 16$	10%						
6	道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	12	アンカーフレーム製 作工	仮 組 立 時	上面の平水度 δ_1 (mm)	b/500
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	h/500	
						高 さ h (mm)	±5	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		
軸芯上全数測定。		


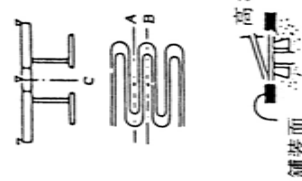
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	13		仮設材製作工	部	±3... \varnothing ≤10 ±4... \varnothing >10
						材	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	14		工場塗装工	塗	膜 厚
						膜 厚	
6 道路編	4 鋼橋上部	4 鋼橋架設工	4 5 6 7 8 9		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバアラークレーン架設)	全長・支間長	±(20+L/5)
						通	±(10+L/5)
						そ	±(25+L/2)
						※主げた、主構の中心間距離 B (m)	±4 B ≤2 ±(3+B/2) B >2
						※主げたの橋橋におおける出入り差 δ (mm)	設計値±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
工場塗装終了時に測定。 ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合は無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。1ロットの大きさは500㎡とす。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。		
各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長 (m)		
L：主げた・主構の支間長 (m)		
主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長 (m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主げた(主構)端を測定。		


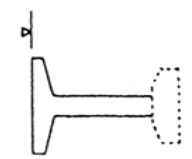
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	道路編	4 鋼橋上部	4	5 5 6 7 8 9		※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値±5
6	道路編	4 鋼橋上部	5	3	現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
						塗 膜 厚	±20
6	道路編	4 鋼橋上部	6	2	床版工	基 準 高	▽
						床 版 の 厚 さ t	-10~+20
						床 版 の 幅 w	0~+30
						鉄 筋 の 有 効 高 さ	±10
						鉄 筋 の か ぶり	設計値以上
						鉄 筋 間 隔	±20
						鉄 筋 間 隔	±10 (有効高さがマイナスの場合)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各主げたの両端部を測定。 h: 主げた・主構の高さ (mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。		
基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもつて代える。)		
1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	4	7	2	1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ	±5
						可 動 支 承 の 橋 軸 方 向 の ず れ	±10
						支 承 中 心 間 隔 (橋 軸 直 角 方 向)	4+0.5× (B-2)
						下 沓 の 水 平 度	1/100
6	4	7	2	2	支承工 (ゴム支承)	橋 軸 直 角 方 向	1/100
						同 一 支 承 線 上 の 可 動 支 承 の ず れ の 相 対 誤 差	±5
						据 付 け の 高 さ	±5
						支 承 中 心 間 隔	±10
6	4	8	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	下 沓 の 水 平 度	1/300 ただし、1mm 未満は±1 mm
						橋 軸 方 向	舗装面に対し 0~-2
						橋 軸 直 角 方 向	
						据 付 け の 高 さ	3
6	4	8	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガンジョ イント)	表 面 の 凹 凸	舗装面に対し 0~-2
						仕 上 げ 高 さ	3
						高 さ	±3
						車 線 方 向 各 点 誤 差 の 相 対 差	3
6	4	8	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガンジョ イント)	表 面 の 凹 凸	3
						歯 型 板 面 の 歯 咬 み 合 い 部 の 高 低 差	2
						縦 方 向 間 隔	±2
						横 方 向 間 隔	±5
6	4	8	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガンジョ イント)	仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支 承 全 数 を 測 定。 B: 支 承 中 心 間 隔 (m)		
支 承 全 数 を 測 定。 上 部 構 造 部 材 下 面 と ゴ ム 支 承 面 と の 接 触 面 及 び ゴ ム 支 承 と 台 座 モ ル タ ル と の 接 触 面 に 肌 す き が 無 い こ と を 確 認。		
両 端 及 び 中 央 付 近 を 測 定。		
高 さ に つ い て は 車 道 端 部、中 央 部 各 3 点 合 計 9 点。 縦 方 向 及 び 横 方 向 間 隔 は、両 端、中 央 部 の 計 3 点。		

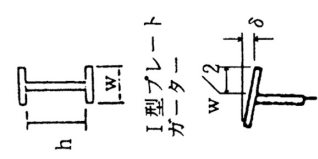
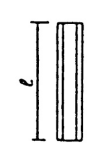
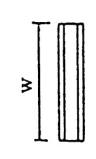
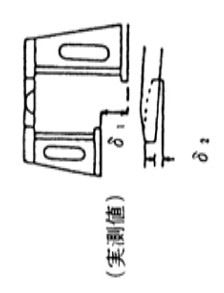
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6	道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁附属物工	5	地覆工	地覆の幅 w_1	+20~-10
						地覆の高さ h	+20~-10
						有効幅員 w_2	+30~0
6	道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁附属物工	6 7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅	+10~-5
						高さ	±10
6	道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁附属物工	8	検査路工	幅	±3
						高さ	±4
6	道路編	4 鋼橋上部	9 歩道橋本体工	3	既製杭工		
6	道路編	4 鋼橋上部	9 歩道橋本体工	4	場所杭工		
6	道路編	4 鋼橋上部	9 歩道橋本体工	5	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	基準高さ	±20
						フーチング幅 w (橋軸方向)	-50
						フーチングの高さ h	-50
						フーチング長 ℓ	-50

測定基準	測定箇所	摘要
1 径間当り両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当り両端と中央部の3箇所測定。		
1 ブロックを抽出して測定。		
第1編3-4-4 既製杭工に準ずる。		
第1編3-4-5 場所打杭工に準ずる。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

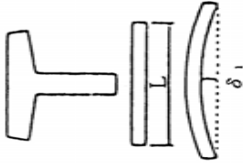
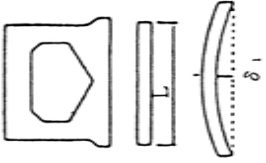
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	4	9	6		歩道橋架設工	全長・支間の桁中心距離	—
						そ	L ≤ 40m... ±25 L > 40m... ±(25 + (L - 40))
6	4	9	7		現場塗装工 (歩道橋)	塗膜厚 塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚の90%以上。 測定値の最小値は、目標塗膜厚の70%以上。 測定値の標準偏差は、目標塗膜厚の20%を超えない。測定値の平均値が目標塗膜厚より大きい場合は、この限りではない。	—

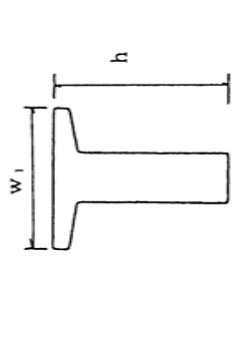
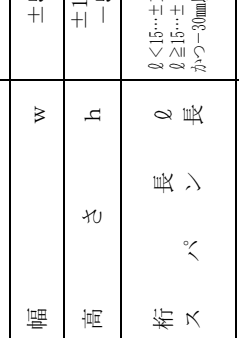
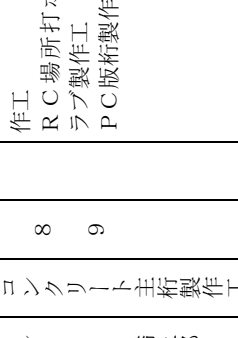
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2...w ≤ 0.5 ± 2... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w
						腹高 h (m)	
						フランジの 直 角 度 δ (mm)	w/200
6 道路編	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	3		橋梁用防護柵製作工	部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10
						部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10
6 道路編	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	4		鋼製伸縮継手製作工	部材長 w (m)	-5 ~ +10 ...w ≤ 10 -5 ~ + (5+w/2) ...w > 10
						仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設計値±4
						フランジの食い違い δ ₂ (mm)	±2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型プレート ガーター</p>	
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。	 <p>(実測値)</p>	

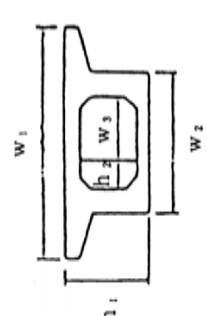
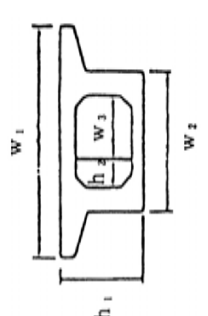
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	道路編	5	3	工場製作工	工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの平均厚は、塗膜厚の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚の70%以上。</p> <p>c. 測定値の標準偏差は、目標塗膜厚の20%を超えない。</p>
							<p>±L/1000</p>
6	道路編	5	4	コンクリート主桁製作工	プレテンション工 入工 (けた橋)	桁 長 L (mm)	±5
						断面の外形寸法 (mm)	±8
						橋桁のそり δ_1 (mm)	±10
						横 方 向 の 曲 が り δ_2 (mm)	
						桁 長 L (mm)	±10…L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m
						断面の外形寸法 (mm)	±5
6	道路編	5	4	コンクリート主桁製作工	プレテンション工 入工 (スラブ橋)	桁 長 L (mm)	±5
						断面の外形寸法 (mm)	±8
						橋桁のそり δ_1 (mm)	±10
						横 方 向 の 曲 が り δ_2 (mm)	


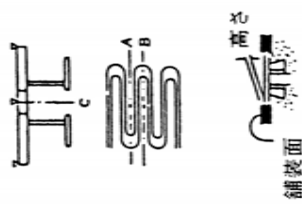
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>工場塗装終了時に測定。</p> <p>ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。</p> <p>なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合は無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。</p> <p>1 ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		
<p>桁全数について測定する橋桁のそりは中央の値とする。</p> <p>なお、JIS製品の場合はJIS工場の成績表に代えることができる。</p> <p>JIS製品以外はJIS製品に準じる。</p>		
<p>桁全数について測定する橋桁のそりは中央の値とする。</p> <p>なお、JIS製品の場合はJIS工場の成績表に代えることができる。</p> <p>JIS製品以外はJIS製品に準じる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	3		ポストテンションT (I) 桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5
						幅 (下) w_2	±5
						高 さ h	+10 -5
						桁 ス パ ン 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
6 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	4		プレキヤストプロック ク桁購入工	桁 長 ℓ	-
						断面の外形寸法 (mm)	-
						桁 ス パ ン 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
						幅	±5
6 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	5		プレキヤストプロック ク桁組立工	高 さ h	±10 -5
						桁 ス パ ン 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
						幅	±5
						高 さ h	±10 -5
6 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	6		プレビーム桁製作工	桁 ス パ ン 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
						基 準 高	±20
						幅 w_1	+30~-5
						厚 さ t	+20~-10
6 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	7		P Cホロースラブ製 作工 R C場所打ホロース ラブ製作工 P C版桁製作工	桁 ス パ ン 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
						幅 w_1	+30~-5
						厚 さ t	+20~-10
						桁 ス パ ン 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、 中央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
桁全数について測定。桁断面寸法 測定箇所は、図面の寸法表示箇所 で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、 中央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、 中央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
基準高は、1径間当たりの2箇所 (支点付近)で1箇所当り両端と 中央部の3点、幅は1径間当たり 3箇所、厚さはおおむね10m ² に1 箇所。 ℓ : スパン長		


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6	道路編	5	4	10 11	PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工	基準	±20	
						幅 (上)	w_1	+30~-5
						幅 (下)	w_2	+30~-5
						内 空 幅	w_3	±5
						高	h	+10 -5
						内 空 高 さ	h_2	+10 -5
						桁 ス パ ン 長	ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ-30mm以内
横方向最大タワミ		0.8 ϕ						
6	道路編	5	4	12	PC押出し箱桁製作工	幅 (上)	w_1	+30~-5
						幅 (下)	w_2	+30~-5
						内 空 幅	w_3	±5
						高	h	+10 -5
						内 空 高 さ	h_2	+10 -5
						桁 ス パ ン 長	ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ-30mm以内
						横方向最大タワミ		0.8 ϕ
6	道路編	5	3	2 3 4 5 6 7	クレーン架設 架設桁架設 架設支保工 (固定) 架設支保工 (移動) 片持架設 押出し架設	全 長 ・ 支 間	-	
						桁 の 中 心 間 距 離	-	
						そ	り	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たりの2箇所 (支点付近)で1箇所当たり両端と 中央部の3点、幅及び高さは1径 間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。 ϕ : スパン長		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レスニング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3箇所とする。 ϕ : スパン長		
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央につい て各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。 床版の厚さは、型枠検査をもって代える。		
支承全数を測定。		
支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いかとを確認する。		
両端及び中央部付近を測定。		
高さについては車道端部、中央部各3点合計9点。 縦方向及び横方向間隙は、両端、中央部の計3点。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	道路編	6 床版・横組工	2		床版・横組工	幅	0～+30
						厚	-10～+20
6	道路編	7 支承工	2	1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ	±5
						可動支承の橋軸方向のずれ	±10
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5
						下 沓 の 水 平 度	1/100
6	道路編	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	橋 軸 直 角 方 向	1/100
						同一直線上の可動支承のずれの相対誤差	±5
						据 付 け の 高 さ	±5
						支 承 中 心 間 隔	±10
6	道路編	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	下 沓 の 水 平 度	1/300 ただし、1mm未滿は±1mm
						据 付 け 高 さ	舗装面に対し 0～-2
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2
6	道路編	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガンジョイント)	高 さ	±3
						表 面 の 凹 凸	3
						舗装面に対し	±3
						車 線 方 向 各 点 誤 差 の 相 対 差	3
6	道路編	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガンジョイント)	表 面 の 凹 凸	3
						舗装面の高差	3
						縦 方 向 間 隙	±2
						横 方 向 間 隙	±5
6	道路編	8 橋梁付属物工	2		伸縮装置工 (鋼フィンガンジョイント)	仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2

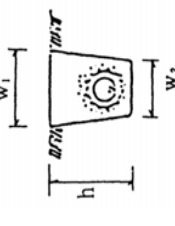
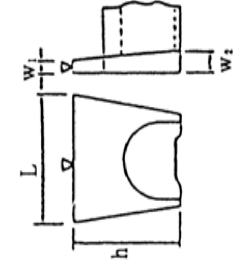
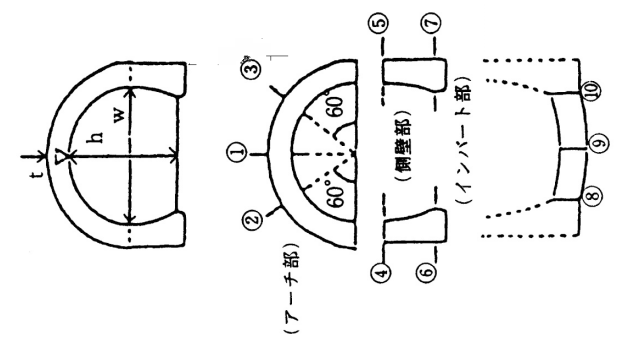
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁附属物工	5		地覆工	地 覆 の 幅 w_1	+20~-10
						地 覆 の 高 さ h	+20~-10
						有 効 幅 員 w_2	+30~0
6 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁附属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅	+10~-5
						高	±10
6 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁附属物工	9		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 径間当り両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当り両端と中央部の3箇所測定。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6	道路編	6 トンネル (N A T M)	5	5 覆工	床版コンクリート工	幅	w	-50
						厚	t	-30
6	道路編	6 トンネル (N A T M)	4	6 インバート本体工	インバート本体工	基準高 (拱 頂)		±50
						幅	w (全 幅)	-50
						高さ h (内 法)		-50
						厚 さ	t ₁ t ₂	設計値以上
						延 長	L	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 高さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図①は40mに1箇所、②～④は100mに1箇所の場合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・ 異常土圧による覆工厚不足</p> <p>で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・ 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6	道路編	7	坑内付帯工		地下排水工	基 準 高	▽	
						幅	w_1 w_2	-50
						深 さ	h	-50
						延 長	L	-200
6	道路編	8	坑門工		坑門本体工	基 準 高	▽	
						幅	w_1 w_2	-30
						高 さ	$h < 3 \text{ m}$ $h \geq 3 \text{ m}$	-50 -100
						延 長	L	-200
6	道路編	8	坑門工		明り巻工	基 準 高 (拱 頂)	±50	
						幅	w (全 幅)	-50
						高 さ	h (内 法)	-50
						厚 さ	t_1 t_2	-20
						延 長	L	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所。 延長40m (又は50m) 以下のもの は1施工につき2箇所。 1施工箇所毎		
図面の主要表示箇所で測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは、施工 延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各 点①～⑩において、厚さの測定を 行う。		

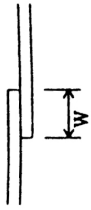
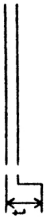
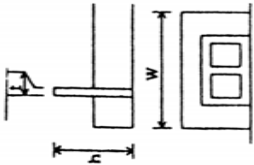
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
6	道路編	7	トンネル(矢板)	5	覆工	3	規格高(拱頂)	±50		
						幅	w (全幅)	-70		
						高さ	h (内法)	-70		
						厚	さ t	-50		
						延	長 L	-		
6	道路編	7	トンネル(矢板)	5	覆工	4	床版コンクリート工	幅	w	-50
						厚	さ t	-30		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点①～⑩で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点①～⑩の巻厚測定を行う。ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) せん孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を拡げることができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	道路編	12 共同溝	3 工場塗装工	3 工場製作工	工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの平均厚は、目標値の90%以上。 b. 測定値の最小値は目標塗膜厚の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚の20%を超えない。測定値の平均値が目標値より大きい場合は、この限りではない。
						基 準 高	▽ ±30
						厚 さ	t -20
						内 空 幅	w -30
						内 空 高	h ±30
6	道路編	12 共同溝	2 現場打ち躯体工	5 現場打ち構築工	現場打ち躯体工	ブ ロ ッ ク 長 L	-50
						厚 度	t
						幅 度	w
						高 度	h
						長 度	L
6	道路編	12 共同溝	5 カラー継手工	5 現場打ち構築工	カラー継手工	厚 度	t -20
						幅 度	w -20
						長 度	L -20
						高 度	h
						長 度	L

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>工場塗装終了時に測定。 ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。 なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系の場合は無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		
<p>両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所所で測定。</p>		
<p>図面の寸法表示箇所所で測定。</p>		

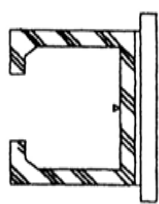
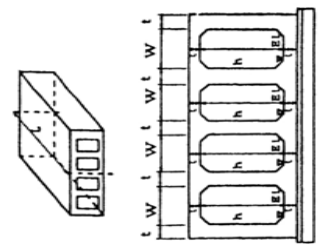
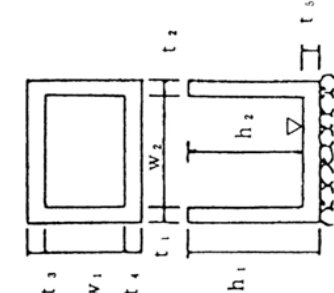
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6	道路編	12 共同溝	6 防水工	1	防水	幅	設計値以上
6	道路編	12 共同溝	6 防水工	2	防水保護工	厚	設計値以上
6	道路編	12 共同溝	6 防水工	3	防水壁	高さ	-20
						幅	±50
						厚	-20

測定基準	測定箇所	摘要
両端・施工継手箇所・底版・側壁・頂版で測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

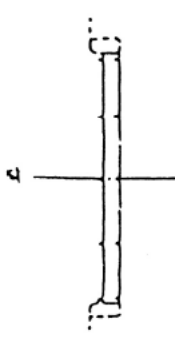
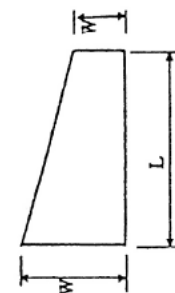
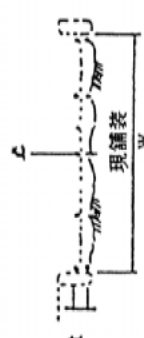
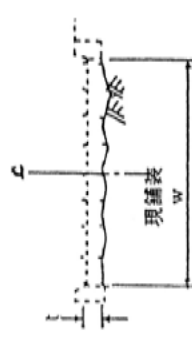
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 道路編	12 共同溝	6 プレキャスト構築工	2 プレキャスト躯体工		プレキャスト躯体工	基準	±30
						高	▽
						延	
						長	L
6 道路編	13 電線共同溝	3 電線共同溝工	2 管路工		管路工(管路部)	基準	0～+50
						高	▽
						延	
						長	L

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所、延長40 m (又は50m) 以下のものは、1 施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎。		
接続部 (地上機器部) 間毎に1箇 所。		
接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6	道路編	電線共同溝	3 電線共同溝工	3 プレキャストボックス工	プレキャストボックス工	基準高	±30
						▽	
6	道路編	電線共同溝	3 電線共同溝工	4 現場打ちボックス工	現場打ちボックス工	基準高	±30
						厚さ t	-20
						内空幅 w	-30
						内空高 h	±30
						プロック長 L	-50
6	道路編	電線共同溝	4 付帯設備工	2 ハンドホール工	ハンドホール工	基準高	±30
						▽	
						厚さ t ₁ ~ t ₅	-20
						幅 w ₁ w ₂	-30
						高さ h ₁ h ₂	-30

測定基準	測定箇所	摘要
接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
1箇所毎。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の規定値 (X ₁₀)
6	16	道路修繕	路面切削工		路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 度 w	-25	
6	16	道路修繕	舗装打換え工		舗装打換え工	厚 さ t	当該工種	
						幅 度 w	-50	
						延 長 L	-100	
						厚 さ t	当該工種	
						幅 度 w	-25	
						延 長 L	-100	
6	16	道路修繕	オーバーレイ工		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 度 w	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	3mプロファイルメーター(δ)2.4mm以下直読式(足付き)	
							1.75mm以下	
6	16	道路修繕	路上再生路盤工		路上再生路盤工	厚 さ t	-30	
						幅 度 w	-50	
						延 長 L	-100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
各層毎1箇所／1施工箇所		
厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央部の3点を掘り起しして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
						測 定 項 目	規 格 値			
6	16	道路修繕	7 路上表層再生工		路上表層再生工	厚	t	-9		
						幅	w	-25		
						延	L	-100		
						リペーパーの場合 再生表層厚	t ₂	-9		
		平坦	性				2.4			
6	16	道路修繕	8 R C舗装工		プレキヤストRC舗装工	基	準	高	▽	±20
						幅		w		±30
						延		L		-200
6	16	道路修繕	9 歩道舗装修繕工		歩道舗装修繕工					
6	16	道路修繕	2 排水構造物修繕工		排水構造物修繕工	取	厚	さ	t	-20
						壊	高	さ	h	-30
						し	延	長	L	-200
							厚	さ	t	-20
							高	さ	h	-30
		延	長	L	-200					
6	16	道路修繕	7 伸縮継手修繕工		伸縮継手修繕工	厚	さ	t ₁	t ₂	-20
						幅		w ₁ ~ w ₄		-20
						延		長	L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、1,000mm毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差を、車線中心線、車線端及びその中心とする。		
施工延長40m (測定間隔25mの場合は50m) につき1箇所、40m (又は50m) 以下は1施工箇所につき2箇所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
第1編3-9-5アスファルト舗装工の規定に準ずる。		
施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 取壊し寸法又は崇上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。		
伸縮継手の両端部及び中央部の3箇所を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 道 路 編	16 道 路 修 繕	6 橋 梁 修 繕 工	落 橋 防 止 シ ス テ ム	R C	軀 体	基 準 高	±20
						厚 さ	±20
						幅	±20
						高 さ	±20
						配 置 誤 差 (※)	±30
6 道 路 編	16 道 路 修 繕	6 橋 梁 修 繕 工	落 橋 防 止 シ ス テ ム	鋼 製	ア ン カ ー ボ ル ト (鉄 筋)	中 心 の ず れ	±20
						削 孔 長	設 計 値 以 上
						部 材 長 L (mm)	±3
						配 置 誤 差 (※)	±30
						6 道 路 編	16 道 路 修 繕
ア ン カ ー 長	-20						
定 着 長	-20						
削 孔 長	設 計 値 以 上						

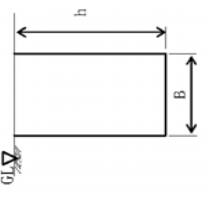
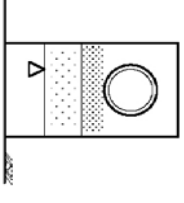
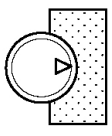
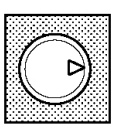
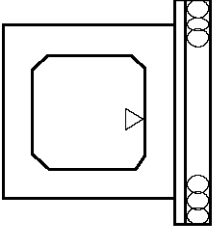
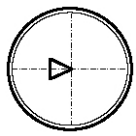
※制限値（落橋防止構造での配置位置0.75SE以下、変位制限装置での支承の移動量の確保等）を越える場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
設置する基数の半数／1支承線		
設置する基数の半数／1支承		
図面の寸法表示箇所での測定		
設置する基数の半数／1支承線		
設置する基数の半数／1支承線		超音波深傷
		器にて測定する。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
7	水道・工業用水道編	2	1	1	沈砂池 着水井 攪拌池 沈殿池 ろ過池 配水池 浄水池 調整池 ポンプ井 その他	基準	±20			
						高	±10			
		1	1	1		1	壁	幅(B)、高(H)、(L)	+30 -20	
								漏水	-0.5%	
		1	1	1		1	蓋	有	-0.3%	
								無		
		3	管	1		1	1	管布施工	布	-100
									延	
		4	資	2		2	3	管	布	+100(浅) -200(深)
									設	
		4	資	2		2	3	管	高	左, 右 100
									高	
4	資	2	2	3	管	中心線のずれ	日本ダクタイル鉄管協会の接合要領書による。			
						高				
4	資	2	2	3	管	縮付けトルク				
						隔				
4	資	2	2	3	管	ゴム輪の状態				
						変				
4	資	2	2	3	管	率	±3%			
						率	±5%			
4	資	2	2	3	管	内面・外面塗膜面	-0			
						面				
4	資	2	2	3	管	ピ	1, 500 V			
						ホ	2, 500 V			
4	資	2	2	3	管	トル	10, 000~ 12, 000 V			
						ル				
4	資	2	2	3	管	検				
						査				
3	管	1	1	2	制	基	±30			
						準				
3	管	1	1	2	制	壁	±10			
						厚				
3	管	1	1	2	制	幅(B)、高(H)、長(L)	±30			
						高				

測	定	基	準	測	定	箇	所	摘	要									
E. L.	管	理	各	構造物	両	端	及び	中央の	3	点	出来形管理 表に記入す る。							
												1	池	毎				
漏水テスト			満水にして24時間静置後検査	測	点	区	画	出来形管理 表に記入す る。										
E. L. 管理			測	点	区	間	距	離、全	延	長	出来形管理 表に記入す る。							
接			合	箇	所	全	数	測	定	接	合	部	出来形管理 表に記入す る。					
φ800以上			全	数	測	定	管	中	央	部	出来形管理 表に記入す る。							
接			合	箇	所	全	数	測	定	接	合	部 (内・外面共	出来形管理 表に記入す る。					
規格電圧で			放	置	し	な	い	こ	と	接	合	箇	所	全	数	測	定	出来形管理 表に記入す る。
E. L. 管理			各	構造物	出来形管理 表に記入す る。													

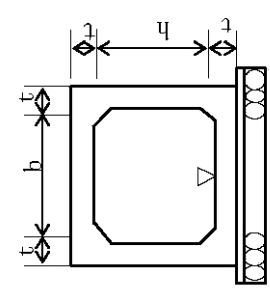
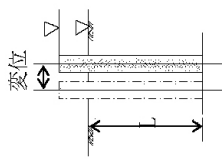
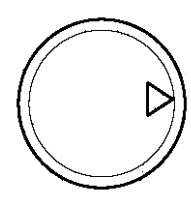
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	3 管路土工		管路掘削	深さ h	±30
						幅 B	-50
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	3 管路土工		管路埋戻	基準高 ∇	±30
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	4 管布設工		管布設 (自然流下管)	基準高 ∇	±30
						中心線の変位(水平)	±50
						勾配	±20%
						延長 ℓ	- ℓ /500かつ -200
						総延長 L	-200
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	4 管布設工		短形渠 (プレキャスト)	基準高 ∇	±30
						中心線の変位(水平)	±50
						勾配	±20%
						延長 ℓ	- ℓ /500かつ -200
						総延長 L	-200
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	4 管布設工		圧送管	基準高 ∇	±30
						中心線の変位(水平)	±50
						総延長	-200

測定基準	測定箇所	摘要
マンホール間ごとに1箇所測定する。		
マンホール間ごとに1箇所測定する。		
基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		

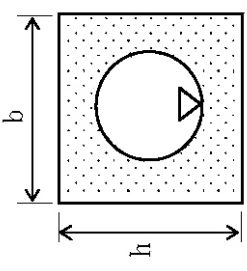
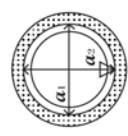
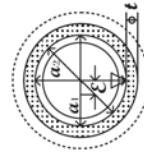
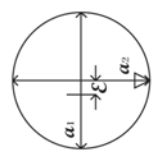
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	5 管基礎工		砂基礎	基準	±30
						高	▽
						幅	B
						厚さ	h
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	5 管基礎工		砕石基礎	基準	±30
						高	▽
						幅	b
						厚さ	h
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	5 管基礎工		コンクリート基礎	基準	±30
						高	▽
						幅	b
						厚さ	h
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	5 管基礎工		まくら土台基礎	基準	±30
						高	▽
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	5 管基礎工		はしご胴木基礎	基準	±30
						高	▽
						幅	b
						厚さ	h

測定基準	測定箇所	摘要
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		

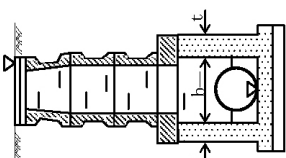
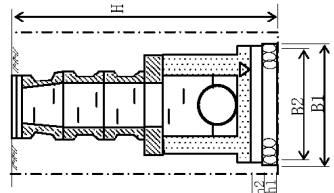
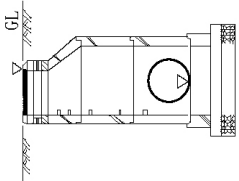
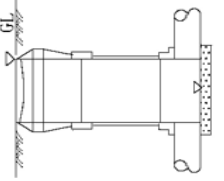
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	6 水路築造工		現状打水路	基 準 高	±30
						中心線の変位(水平)	±50
						幅	-30
						高	±30
						厚	-20
						勾	±20%
						延	- ℓ /500かつ -200
						総	-200
						基	±50
						根	設計値以上
変	100						
8 下水道・集落排水	1 管路	3 管きよ工(開削)	7 管路土留工		鋼矢板土留	基 準 高	±50
						根	設計値以上
						変	100
						基	±50
						延	- ℓ /500かつ -200
						総	-200
						基	±50
						根	設計値以上
						変	100
						基	±50
8 下水道・集落排水	1 管路	4,5 管きよ工(小口径推進、推進)	3 推進工		推進工	基 準 高	内径1500未満、 内径の±10%
						中心線の変位(水平)	内径1500以上、 ±150
						延	小口径(直線) ±50
						総	その他、±100
						基	±50
						延	- ℓ /500かつ -200
						総	-200
						基	±50
						延	- ℓ /500かつ -200
						総	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>延長ℓはマンホール間を測定する。</p>		
<p>施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		任意仮設の場合を除く
<p>基準高、中心線の変位(水平)、推進管1本ごとに1箇所測定する。</p>		
<p>延長ℓはマンホール間を測定する。</p>		

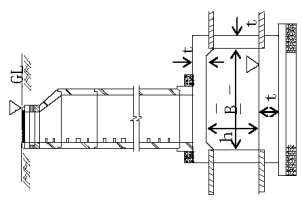
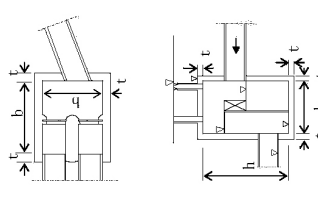
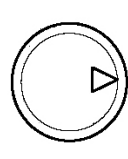
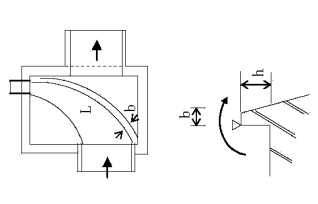
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
8 下水道・集落排水	1 管路	4.5 管きよ工(小口径推進、推進)	4 立杭内管布設工		空伏工	基準高	±50	
						幅	-30	
						高さ	-30	
						中心のずれ	±50	
						延長	-50	
						勾配	±20%	
						基準高	▽	セグメントにおける最低となる内径の±5% (但し±100まで)
						中心線の変位(水平)		±100
						仕上り内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
総延長 L		-200						
8 下水道・集落排水	1 管路	6 管きよ工(シールド)	3 一次覆工		掘進工	基準高	▽	±50
						中心線の変位(水平)		±100
						二次覆工厚 t		-20
						仕上がり内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
						総延長 L		-200
						基準高	▽	±50
						中心線の変位(水平)		±100
						仕上がり内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
総延長 L		-200						
8 下水道・集落排水	1 管路	6 管きよ工(シールド)	4 二次覆工		二次覆工 (Co仕上)	基準高	▽	±50
						中心線の変位(水平)		±100
						二次覆工厚 t		-20
						仕上がり内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
						総延長 L		-200
						基準高	▽	±50
						中心線の変位(水平)		±100
						仕上がり内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
総延長 L		-200						
8 下水道・集落排水	1 管路	6 管きよ工(シールド)	4 二次覆工		二次覆工 (FRPM管)	基準高	▽	±50
						中心線の変位(水平)		±100
						二次覆工厚 t		-20
						仕上がり内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
						総延長 L		-200
						基準高	▽	±50
						中心線の変位(水平)		±100
						仕上がり内径 a_1, a_2		±20
						延長 ℓ		- $\ell/500$ かつ -200
総延長 L		-200						

測定基準	測定箇所	摘要
1 施工箇所ごとに測定する。		
基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
延長 ℓ はマンホール間を測定する。		

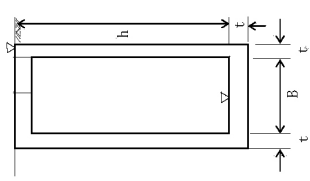
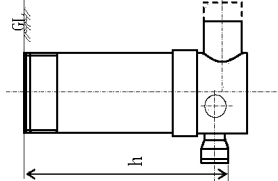
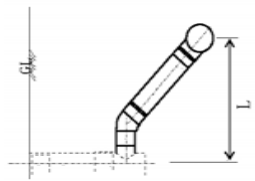
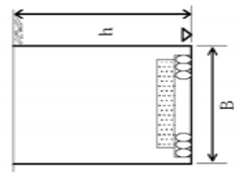
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 下水道・集落排水	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		標準マンホール工	基準高 ∇	± 30
						幅 b (内法)	-30
						壁厚 t	-20
						人孔天端高	± 30
8 下水道・集落排水	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		マンホール基礎工	基準高 ∇	± 30
						床堀深 H	± 30
						基礎工幅 B1	-50
						基礎工高 h1	-30
						コンクリート工幅 B2	-30
						コンクリート工高 h2	-10
8 下水道・集落排水	1 管路	7 マンホール工	3 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高 ∇	± 30
						人孔天端高	± 30
8 下水道・集落排水	1 管路	7 マンホール工	3 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高 ∇	± 30
						人孔天端高	± 30

測定基準	測定箇所	摘要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

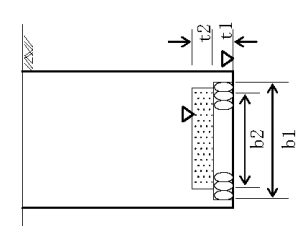
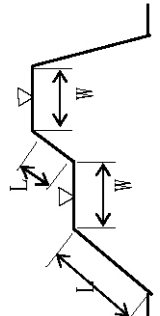
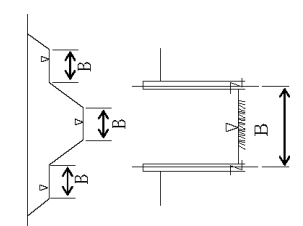
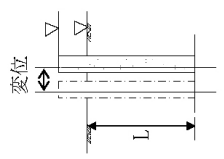
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 下水道・集落排水	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基準高	▽ ±30
						幅	B -30
						高さ	h ±30
						壁厚	t -20
						人孔天端高	±30
8 下水道・集落排水	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室・雨水吐室	基準高	▽ ±30
						幅 b (内法)	±30
						高さ	h ±30
						厚さ	t -20
8 下水道・集落排水	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	基準高	▽ ±30
						中心線の変位	±30
8 下水道・集落排水	1 管路	8 特殊マンホール工	越流堰 (雨水吐室)		越流堰 (雨水吐室)	基準高	▽ ±10
						幅 b (厚さ)	±20
						高さ h (深さ)	±30
						延長 L (長さ)	-20

測定基準	測定箇所	摘要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1 施工箇所ごとに測定する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 下水道・集落排水	1 管路	8 特殊マンホール工			中継ポンプ施設	基準	±30
						高さ	▽
						幅、長さ	B
						深さ	h
8 下水道・集落排水	1 管路	9 取付管およびます工	4 ます設置工		公共ます	ます	±30
						深さ	h
8 下水道・集落排水	1 管路	9 取付管およびます工	5 取付管布設工		取付管	延長	(L)
8 下水道・集落排水	1 管路	12 立杭工			立杭工	基準	±30
						高さ	▽
						寸法	B
						深さ	h

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

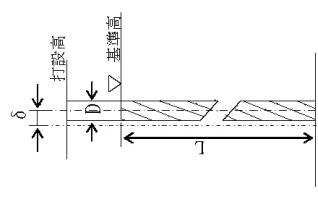
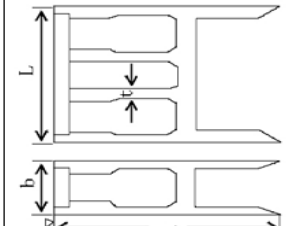
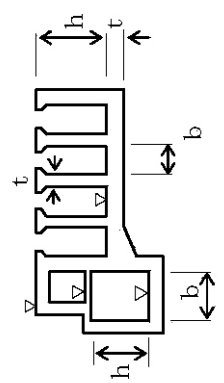
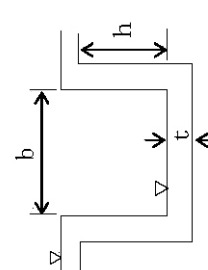
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
8	下水道・集落排水	1 管路	12 立杭工		立杭土工	基準高	▽	±30
						碎石基礎幅 b 1		-50
						碎石基礎厚 t 1		-30
						底版コンクリート基準高		±30
						底版コンクリート幅 b 2		-30
						底版コンクリート厚 t 2		-10
8	下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成土工		盛土・切土	基準高	▽	±50
						幅	w	-100
						法長 L < 5 m		盛土: -100
						法長 L < 5 m		切土: -200
						法長 L ≥ 5 m		盛土: -2%
						法長 L ≥ 5 m		切土: -4%
8	下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工		土工(堀削)	基準高	▽	±50
						幅	B	-100
						基準高	▽	±50
						根入	L	設計値以上
						変位	位	100

測定基準	測定箇所	摘要
1 施工箇所ごとに測定する。		
施工延長おおむね40mごとに1箇所、40m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		
施工延長おおむね40m (小規模なものは20m) ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する		
施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合を除く

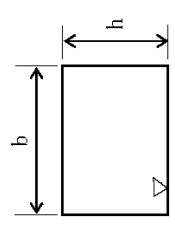
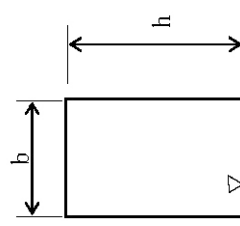
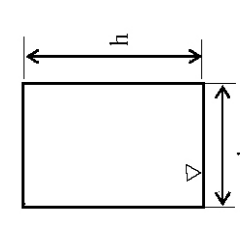
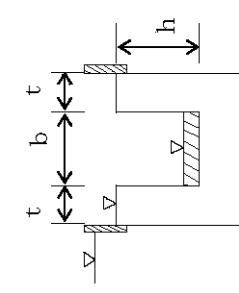
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8	下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工	コンクリート壁	基準高	±50
						地中壁の長さ	L1
						垂直変位	300
						壁体長	-200
8	下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工	ソイル壁	基準高	±50
						地中壁の長さ	L1
						垂直変位	D/4以内
						壁体長	-200
8	下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工	構造物基礎	幅	設計値以上
						厚さ	設計値以上
						延長	名構造物の規格値による
8	下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工	既製杭	基準高	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量	D/4以内かつ100mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40(又は50m) 以下のものについては1施工につき2箇所施工測定する。</p> <p>垂直変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		
<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40(又は50m) 以下のものについては1施工につき2箇所施工測定する。</p> <p>垂直変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		
<p>施工延長20mにつき1箇所測定以上する。施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		
<p>全数について杭中心で測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打ち杭工		場所打ち杭	基準	±50
						長さ	L
						偏心量	δ
						直径	D
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7, 8 ニュートリックケトン基礎工 7, オープンケトン基礎工		ケーソン基礎	基準	±100
						長さ	L
						幅	b
						高さ	h
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	壁	t
						長さ	さ
						高さ	h
						幅	b
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の附属構造物	壁	t
						長さ	さ
						高さ	h
						幅	b

測定基準	測定箇所	摘要
全数について杭中心で測定する。		
打設ロットごとに測定する。		
1池（又は1槽）について、図面の主要たる寸法表示箇所を測定する。		
1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				
8	下水道・集落排水	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	9	躯体工	開口部	幅	b	±20
									高さ	h	±20
									基準	▽	-20
									幅	b	+0
8	下水道・集落排水	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	9	躯体工	ゲート用開口部	高さ	h	±20
									幅	b	+0
									基準	▽	-20
									高さ	h	+20
8	下水道・集落排水	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	9	躯体工	可動せき用開口部	基準	▽	-20
									幅	b	-0
									高さ	h	+20
									高さ	h	±20
8	下水道・集落排水	2	処理場・ポンプ場	8	本体築造工	11	越流樋工	流出トラフ	基準	▽	±20
									幅	b	±20
									高さ	h	-20
									厚さ	t	±20
長さ	さ	±50									

測定基準	測定箇所	摘要
永久開口ごとに測定する。		
開口部ごとに測定する。		
開口部ごとに測定する。		
基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		長さ、各池外周部の1施工箇所について測定する。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基準	±20
						高さ	±20
						長さ	-20
						長さ	±20
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯留槽工	基準	±30
						高さ	-20
						幅	-30
						高さ	±30
8 下水道・集落排水	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工		流入渠・流出渠	基準	±30
						高さ	-30
						高さ	-30
						高さ	-20
						延	L < 20m — 50 L ≥ 20m — 100

※ 下水道・集落排水編に記載されていない工種については、農業集落排水施設検査・施工管理指標（平成12年4月）による。

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準は、中央部及び両端部を測定する。</p> <p>幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。</p>		
<p>設計図の寸法表示箇所を測定する。</p>		
<p>設計図の寸法表示箇所を測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
9	農地編	1 農用地造成工			造成面積	面 積	±5%					
						改良山成工	陸 配	±225				
							造 成 勾 配					
					幅							
					法 勾 配							
					テラス(階段畑)	幅	B ₁	-150				
						耕 起 幅	B ₂	-150				
						側 溝 幅	B ₃	-75				
						不 造 成 勾 配	陸 配					
						法 勾 配						
					幹・支線道路					幅 員	B ₁ B ₂	-150
										路 盤 厚	T	-45
側溝幅高さ	b ₁ b ₂	-75										
耕 土 掘り起し	果 樹		-75									
	野 菜		-15									
土壌改良										改 良 材 料 投 入		±0
										P H 測 定		±0.5 (PH値)
					スプリングラー	埋 設 深	-50					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
平板測量等により全面積測定する。		
不陸の測定は縦断測線でおおむね40mに1本の割合で等間隔に横断側線を選定しその測線で10m間隔に測定する。		
1 工事で100mに1ヶ所測定。		
同 上		
	おおむね10ヶ所/a測定とするほかつなほり2ヶ所/haとする。	
土壌改良散布、2週間経過後、1ha当たり10箇所、1ha未満の場合最低5箇所から改良深15cmの土層を均等にサンプリングし混合して測定する。試験方法はガラス電極法による。		
構造図、寸法標示箇所を測定する。		

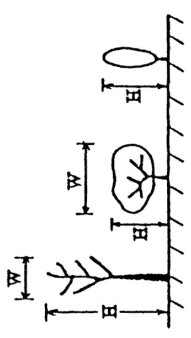

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						形 状 寸 法	各 筆 全 体	
9	2	3			整地面積	厚	さ	±5%
							厚	-0.2%
						基礎整地 表土整地	高	±150
							平 度	±50
						畦畔工	高	-50
							幅	-50
	5	用・排水路工	延長	200m未滿	-400			
				200m以上	-0.2%			
			水路工 (土水路)	基 準 高	V	±150		
				路 盤 厚 さ	T	-45		
			幅	B	-100			
				延長	200m未滿	-400		
延長	200m以上	-0.2%						
4	道路工	吸水渠	布 設 深	深	-75			
			間 隔	隔	±750			
			延長	500m未滿	-1,000			
				500m以上	-0.2%			
			集水渠 導水渠	布 設 深	深	-75		
				延長	500m未滿	-1,000		
延長	500m以上	-0.2%						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。		
10a 当たり 3 点以上を測定する。		
10a 当たり 3 点以上を測定する。		
1 耕区につき 1 箇所の割合で測定する。		
100m につき 1 箇所の割合で測定する。		
幹線道路 施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。		
支線道路、耕作道路 施工延長おおむね100mにつき1箇所の割合で測定する。		
上下流端2ヶ所を測定する。 ただし1本の布設長さがおおむね100m以上のときは中間点を加え3ヶ所測定する。		
1 工事1ロットとする。	施工延長おおむね50mに1ヶ所の割合で測定。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
9	農地編	3	ため池改修工		堤体工	基準高	V	±100	
						堤幅	W	-100	
						法長	L	-100	
						施工延長	長	-200	
						洪水吐工	基準高	V	±30
							幅	B	±30
							厚	T	±20
					樋管工	高さ	H	±30	
						中心線のズレ	e	直線部	±50
								曲線部	±100
						スパン	長	L	直線部
					曲線部				±100
					施工延長	長	-150		
					樋管工	同上付帯構造物	基準高	V	±30
幅	B	-20							
厚	T	-20							
高さ	H	-20							
中心線のズレ	e	直線部	±50						
		曲線部	±100						
施工延長	長	-150							

測定基準	測定箇所	摘要
<p>線的なものについては施工延長20mにつき一箇所割合で測定する。上記未満は二箇所測定する。</p>		
<p>基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。</p>		
<p>基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
10 植栽工編	2 植栽工	1 植栽工 (造園・緑化保全林)			中高木	樹高	H	-100	
						枝張	W	-200	
	幹周					周	-30		
	本数					数	-0本		
	玉物					樹高	H	-50	
						葉張り	W	-50	
						本数	数	-0本	
	苗木					樹高	H	-50	
						根元径	径	-2	
						本数	数	-1%	
	張芝						測点間延長	L ≤ 20m	-100
								L > 20m	-0.5%
	支柱						高さ (ℓ ₁ , ℓ ₂)	-100	
未口径		径	-15						
1 植栽工	2 植栽	7	10	草花種子散布工	防風ネット	高さ	H	±30	
						延長	L	-200	
						2	寒冷紗巻き		
						3	植穴透水層		
						4	空気管		
						5	マルチングA		
6	マルチングB								

測定基準	測定箇所	摘要
全数につき測定。		
10本につき1本測定本数は全数。		
おおむね50本につき1本測定本数は全数。	苗木の本数検査は標準地(100㎡程度2ヶ所以上)によることができる。	
全測線測定 目地間隔は300㎡当り1箇所。	測点間延長の確認をもって面積確認とする。	
全数につき測定 未口径10本につき1本。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		

1 浚渫、床掘り、埋立及び裏埋め

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11 港湾・漁港編	1 浚渫及び床掘	1 浚渫	2 施工		1) 浚渫(土砂)	水深 (底面) (法面)		④による。	④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による	+; 設計値より浅い ことをいう。 -; 設計値より深い ことをいう。
					④検測方法による。			測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による		
					④による。			④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による		
					④による。			測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による		
11 港湾・漁港編	13 埋立及び裏埋	1 施工	3 施工		2) 浚渫(岩盤)	水深 (底面) (法面)		④による。	④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による	
					④による。			測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による		
					④による。			測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による		
					④による。			測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による		
11 港湾・漁港編	13 埋立及び裏埋	1 施工	3 施工		3) 床掘り	水深 (底面) (法面)		④による。	測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	+0 -規定しない 又は④による	断面図は監督員が 指示したとき作成 し提出
					④による。			測線間隔は④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	外測2cm (法面に直角) 内測30cm (法面に直角) 又は④による。		
11 港湾・漁港編	13 埋立及び裏埋	1 施工	3 施工		4) 埋立 裏埋	地盤高 (陸上部) 地盤高 (水中部)		レベル等により測定。	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を 記入し提出	④による。	変化点は測定する。
								測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	④による。	変化点は測定する。	

※④：図面及び特記仕様書

2 地盤改良

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	1 置換え	3 施工		1) 置換え	延長	延長	スチールテープ、 間縄、光波測距儀 等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	-規定しない +0	
							天端高 天端幅 法面	陸上部： スチールテープ、 レベル、光波測距 儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法 肩、法尻、天端幅及 び法面勾配を記入 し提出	天端高±50cm又は (變)による。 天端幅、法面は(變) による。	
								水中部： スチールテープ、 間縄、レゾド又は 音響測深機等によ り測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に延長を記 入し提出	-規定しない +0	
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	2 敷砂・砕石マット	3 施工		2) 敷砂 砕石マット	延長	スチールテープ、 間縄、光波測距儀 等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	-規定しない +0		
						天端高 天端幅 法面	陸上部： スチールテープ、 レベル、光波測距 儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法 肩、法尻、天端幅及 び法面勾配を記入 し提出	天端高±30cm 天端幅、法面勾配は (變)による。		
							水中部： スチールテープ、 間縄、レゾド又は 音響測深機等によ り測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に測定結果 を記入し提出	(變)による。	自動位置決め装置 を使用している場 合、その作動状況が 確認されれば 不要	
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	3 サンドドレーン・砕石ドレーン	3 施工		位置	トランシット及び 光波測距儀により 測定	転船毎及び監督員 の指示による。	1cm					

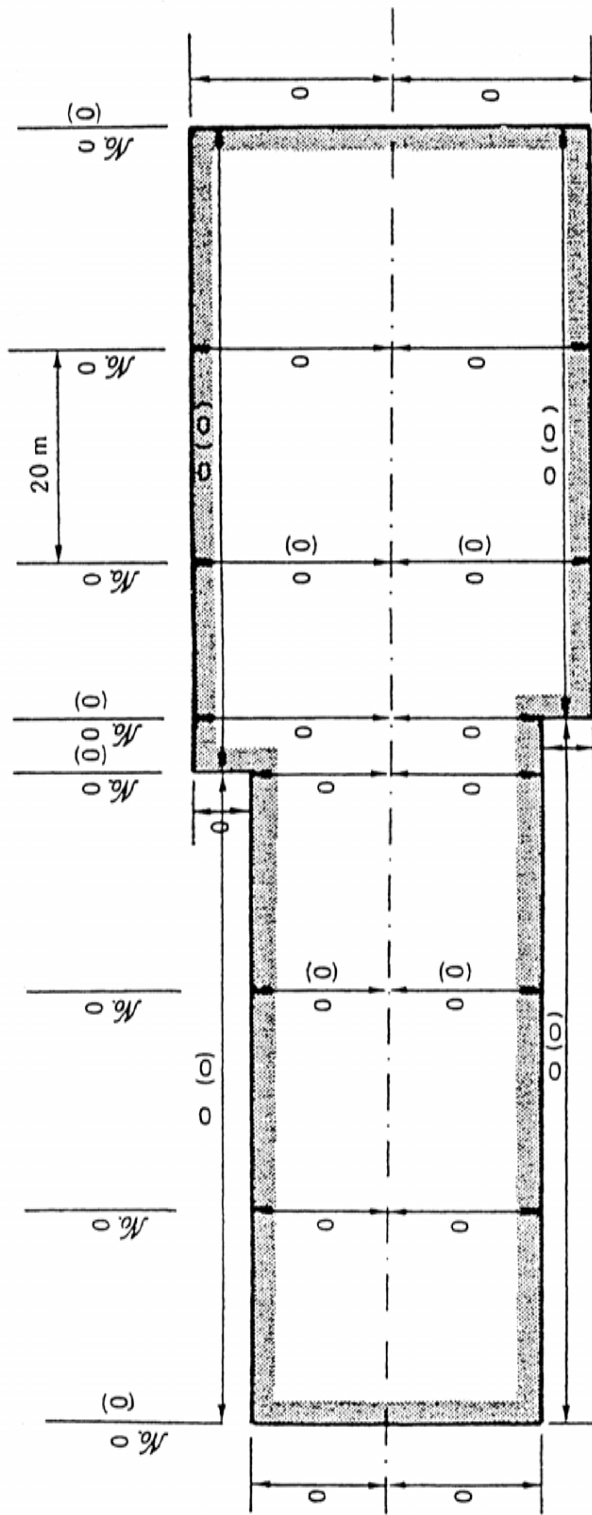
編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	3 サンドドレーン・杵石ドレーン	3 施工				天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
							砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	打込記録紙及び管理表を作成して提出		
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	4 ペーパードレーン	3 施工										3) サンドドレーンを適用する。(砂の投入量のかわりにペーパー等の打込量とする。)
							延長	スチールテープ、間縄等により測定。	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	5 載荷	3 施工				天端高 天端幅 法面	陸上部： スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部： スチールテープ、間縄、レゾド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高±50cm 天端幅、法面勾配による。	
									測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	10cm			

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	6 サンドコンパクション	3 施工 4 打込記録 5 施工管理試験		6) サンドコンパクション	位置	位置	トランシット、光波測距儀により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	④による	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば不要
							天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	7 ロッドコンパクション	3 施工 4 打込記録		7) ロッドコンパクション	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	打込記録紙に砂の投入量を記入し提出			
						盛り上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は④による。	10cm	盛り上り量の平面図を作成し提出			
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	7 ロッドコンパクション	3 施工 4 打込記録		7) ロッドコンパクション	位置	トランシット及び光波測距儀により測定	④による	10cm	管理図に測定結果を記入し提出			
						充填材の投入量			1.0m ³	測定記録等の提出			
11 港湾・漁港編	2 地盤改良	7 ロッドコンパクション	3 施工 4 打込記録		7) ロッドコンパクション	天端高	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の確認	天端高 +規定しない -0		+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
						先端深度	打込記録の確認		10cm	打込記録の確認	先端・深度 +0 -規程しない		

3 マット

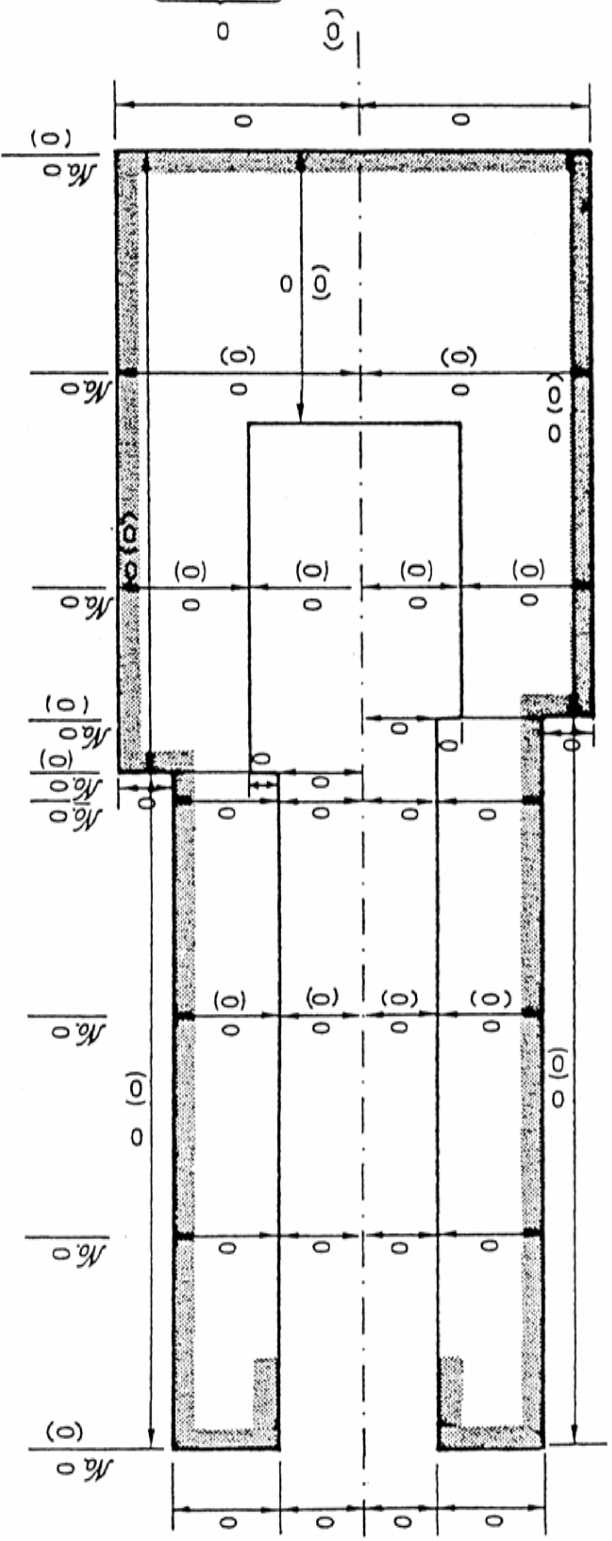
編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考									
11 港湾・漁港編	3 マット	1	4 施工			1) アスファルト マット	敷設位置	スチールテープ、 間縄等により測定	始、終端及び変化する 箇所毎並びに20 mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	特記仕様書による	様式・出来3-1 参 照									
							重ね幅	スチールテープ等 により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	50cm以上										
							延長	スチールテープ、 間縄等により測定	マットの中心を区 間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出	+規定しない -10cm										
							2) 繊維系 マット	敷設位置	スチールテープ、 間縄等により測定	始、終端及び変化する 箇所毎並びに20 mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出		特記仕様書による	様式・出来3-1 参 照							
								重ね幅	スチールテープ等 により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出		50cm以上								
								延長	スチールテープ、 間縄等により測定	マットの中心を区 間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出		+規定しない -10cm								
							3) 合成樹脂系 マット	敷設位置	スチールテープ、 間縄等により測定	始、終端及び変化する 箇所毎並びに20 mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出		特記仕様書による		様式・出来3-1 参 照						
								重ね幅	スチールテープ等 により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図 を作成し提出		30cm以上								
								延長	スチールテープ、 間縄等により測定	マットの中心を区 間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出		+規定しない -10cm								
							4) ゴムマット															2) 繊維系マット を適用する。
								5) 摩擦増大用 マット	イ) (アスファルト マットを使用 する場合)	敷設位置	スチールテープ等 により確認	始、終端及び変化する 箇所毎		10cm			測定表及び敷設図 を作成し提出	特記仕様書による				
									ロ) (アスファルト マット以外を 使用する場合)	敷設位置	スチールテープ等 により確認	始、終端及び変化する 箇所毎		10cm			測定表及び敷設図 を作成し提出					
					ハ) (ケーンン製作 時に施工する 場合)	敷設位置	スチールテープ等 により確認	始、終端及び変化する 箇所毎	10cm	測定表及び敷設図 を作成し提出												

敷設



凡例

測線番号
測定値
設計値



4 捨石及び均し

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考			
11 港湾・漁港編	4 捨石及び均し	1 基礎	3 施工		1) 基礎		本均し (均し面の高さ)	レベル又は [㊦] により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1 cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	±5 cm	様式・出来4-1, 4-2参照			
							(天端幅)	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	+規定しない -10cm				
							(延長)	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	+規定しない -10cm				
									荒均し (天端)	音響測深度、レゾド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は [㊦] による。 異形ブロック据付面(整積)の高さ±30cm又は特記仕様書による	注) -1 係留施設・護岸・土留壁等の背面に於いては、荒均しを適用しない。	
									(法面)	音響測深度、レゾド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	±50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は特記仕様書による		注) -2 係留施設・護岸・土留壁等の背面に於いては、荒均しを適用しない。
									(天端幅)	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	+規定しない -10cm		
	(延長)		スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	+規定しない -10cm									
									均しを行わない面 (天端)	音響測深度、レゾド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	㊦による。	㊦による。	
									(法面)	音響測深度、レゾド又はレベル等により測定	測線間隔10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図(1)、(2)を作成し提出	㊦による。		

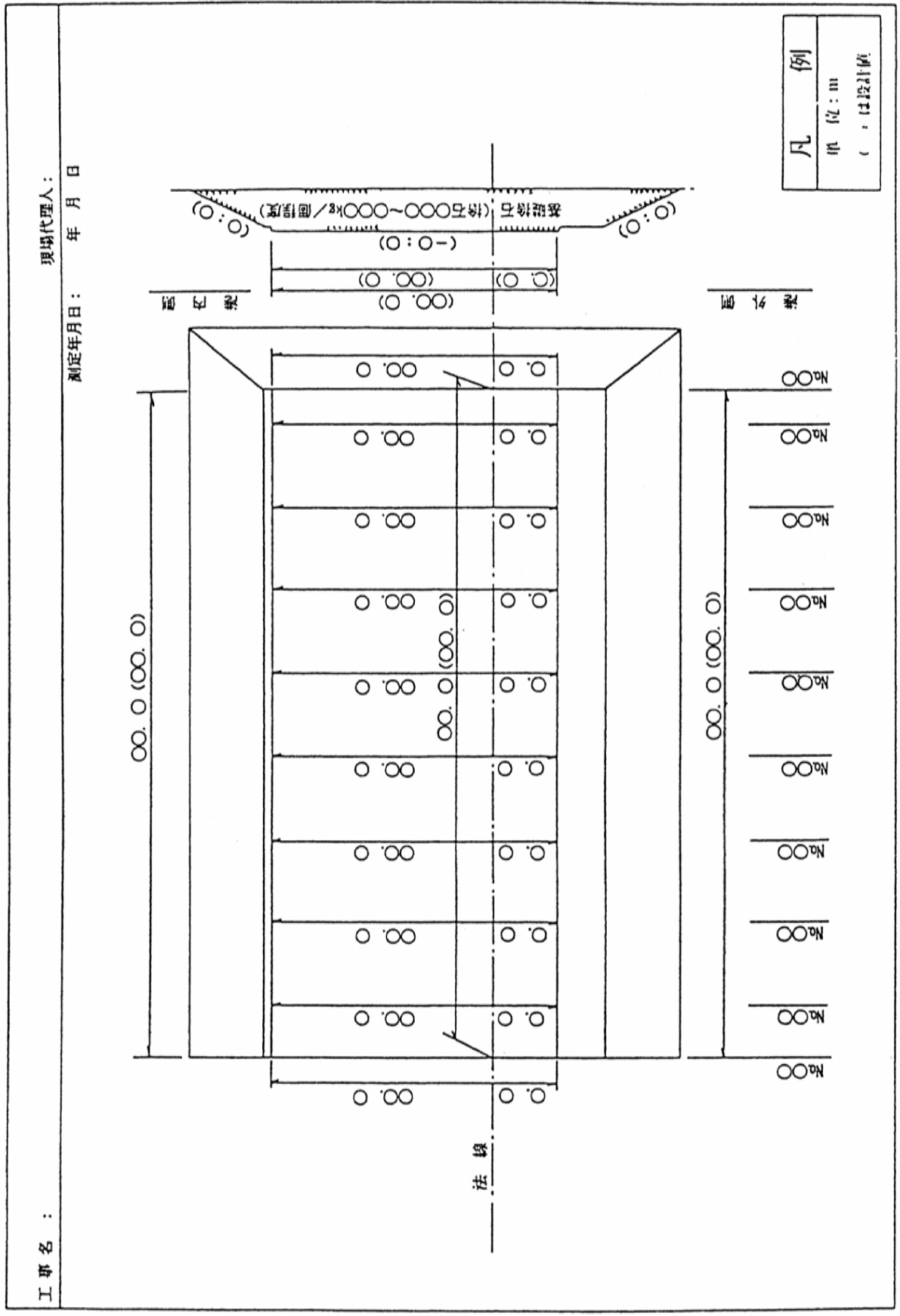
編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考			
11 港湾・漁港編	4 捨石及び均し	1 基礎	3 施工				(天端幅)	スチールテープ、 間縄等により測定	測線間隔10m以下	10cm	均し出来形図(1)、 (2)を作成し提出	⑥による。				
							(延長)	スチールテープ、 間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し 提出	⑥による。				
11 港湾・漁港編	4 捨石及び均し	2 被覆及び根固め	3 施工				被覆均し (天幅)	音響測深度、レッ ド又はレベル等に より測定	測線及び測点間隔 は10m以下	10cm	出来形図を作成し 提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又はに 異形ブロック据付 面(整積)の高さ± 30cm又は特記仕様 書による	様式・出来4-1、 4-2参照			
							(天端幅)	音響測深度、レッ ド又はレベル等に より測定	測線間隔は10m以 下、測点3点以上 但し、マウンド厚2 m以下の場合は2 点以上	10cm	出来形図を作成し 提出	±50cm(法面に直 角) 異形ブロック据付 面(整積)の高さ(法 面に直角)±30cm又 は特記仕様書によ る				
							(天端幅)	スチールテープ、 間縄等により測定	測線間隔10m以下	10cm	出来形図を作成し 提出	+規定しない -20cm				
							(延長)	スチールテープ、 間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し 提出	+規定しない -20cm				
11 港湾・漁港編	4 捨石及び均し	3 裏込め	3 施工				(均しを行わない 天端面)	音響測深度、レッ ド又はレベル等に より測定	測線及び測点間隔 は10m以下	10cm	均し出来形図(1)、 (2)を作成し提出	⑥による。				
							根固均し									2)被覆均しを適用 する。
							裏込均し (天端)	レベルにより測定	測線及び測点間隔 は10m以下	陸上1cm 水中10cm	出来形図を作成し 提出	±20cm	場所打コンクリー トの施工面±5cm			
							(法面)	レベル、レッドに より測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し 提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用す る場合を含む。			
11 港湾・漁港編	4 捨石及び均し	3 裏込め	3 施工				(法面に直角)	マット等を使用す る場合を含む。	測線間隔10m以下	10cm	出来形図を作成し 提出	+規定しない -10cm				
							(延長)	スチールテープ、 間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し 提出	+規定しない -10cm				

1 浚渫、床掘り、埋立及び裏埋め

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11	4	3	3				均しを行わない (天端)	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上1cm 水中10cm	出来形図を作成し提出	⑤による。	
							均しを行わない (法面)	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	⑤による。	
							(天端幅)	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	⑤による。	
							(延長)	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	⑤による。	

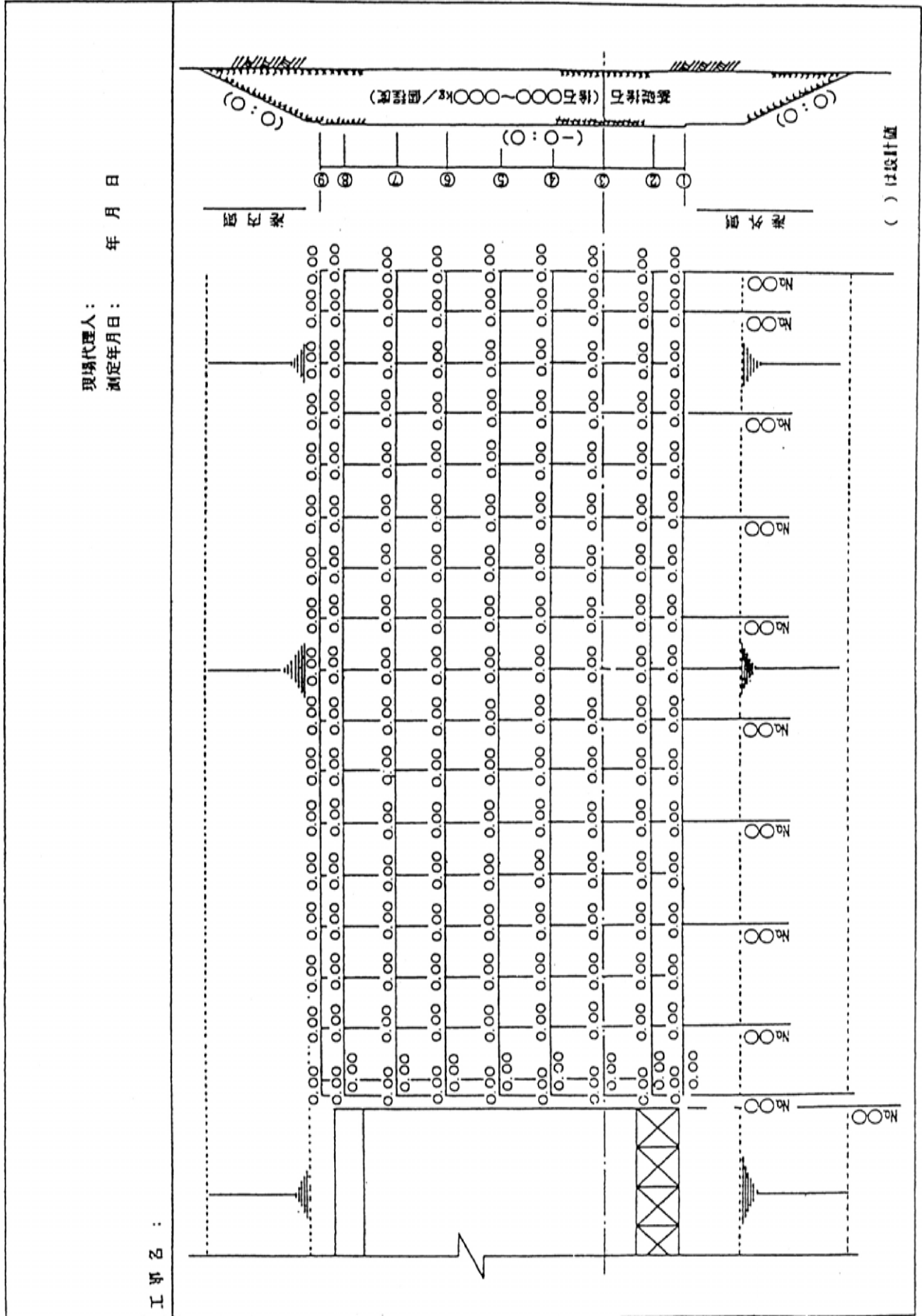
基礎工 均し出来形図 (1)

様式・出来 4-1



基礎工 均し出来形平面図 (2)

様式・出来 4 - 2



5 杭及び矢板

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考	
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板	1 鋼杭	4 施工 5 打込記録		1) 鋼杭		打込記録	5-1-5 打込記録	5-1-5 支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来5-1 参照	
							杭頭中心位置	トラランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	様式・出来5-2 参照	
							杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm		
							杭の傾斜	トラランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下		
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板	2 コンクリート杭	3 施工		2) コンクリート杭		打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5 打込み工法記録を作成し提出		様式・出来5-2 参照	
							杭頭中心位置	トラランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下		
							杭の傾斜	トラランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下		
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板	3 鋼杭及び鋼管矢板	5 施工 6 打込記録		3) 鋼矢板		打込記録	5-1-5 打込記録	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来5-1 参照	
							矢板壁延長	スチールテープ等により測定 (天端付近)	施工中適宜打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板 1 枚幅 - 0	様式・出来5-3 参照	
							矢板法線に対する出入り	トラランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	± 10cm	全数を目視で確認	
							矢板法線に対する傾斜	トラランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下		
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板						矢板法線方向の傾斜	トラランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜	1 cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	全数を目視で確認	
							矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時 (両端部)	1/1000	管理表を作成し提出	± 10cm		
							矢板継手部の離脱	観察 (水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告			

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考	
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板	3 鋼矢板及び鋼管矢板	5 施工	6 打込記録	4)	鋼管矢板	打込記録	5-1-5 打込記録	20本に1本			打込記録を提出		打込記録を提出
							矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	④による。	様式・出来5-3参照	
							矢板法線に対する出入り	トラংশット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	
							矢板法線に対する傾斜	トラংশット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下		
							矢板法線方向の傾斜	トラংশット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下		
							矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	
							矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告			
							矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	様式・出来5-3参照	
							矢板法線に対する出入り	トラংশット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出		全数を目視で確認	
							矢板法線に対する傾斜	トラংশット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	④による。		
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板	4 コンクリート矢板	4 施工	5 打込記録	5)	コンクリート矢板	矢板法線方向の傾斜	トラংশット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満2/100以下	全数を目視で確認	
							矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		
11 港湾・漁港編	5 杭及び矢板	4 コンクリート矢板	4 施工	5 打込記録	5)	コンクリート矢板	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告			

6 控工

編	章	節	条	枝番	工	種	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結 果 の 整 理 法	許 容 範 囲	備 考
11 港 湾 ・ 漁 港 編	6 控 工	1	3 施 工	1 腹 起 し	1) 腹 起 し		取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端(継手毎)全数	1 cm	管理表を作成し提出		
							継手位置	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
							ボルトと取付け	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
11 港 湾 ・ 漁 港 編	6 控 工	1	3 施 工	2 タイロッド	2) タイ材 (タイロッド取付け)		矢板と腹起しとの密着度	観察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
							取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
							矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテーパー等により測定	締付後両端、全数		管理表を作成し提出		
11 港 湾 ・ 漁 港 編	6 控 工	1	3 施 工	2 タイロッド	3) 控 工		定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること	
							ターバンバツクルのねじ込み長さ	観察	全数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
							リングジョイントのコンクリートへの理込み	観察	全数		観察結果を報告		
11 港 湾 ・ 漁 港 編	6 控 工	1	3 施 工	2 タイロッド	(タイワイヤー取付け)		支保材の天端	レベル等により測定	適宜	1 cm	管理表を作成し提出		
							取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
							矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテーパー等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
11 港 湾 ・ 漁 港 編	6 控 工	1	3 施 工	5 控 杭 及 び 控 矢 板	3) 控 工		定着具端部栓の取付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること	
							定着具端部栓の取付け	観察	全数		観察結果を報告		
							トランペットシートの取付	観察	全数		観察結果を報告		
11 港 湾 ・ 漁 港 編	6 控 工											プレキャスト壁は8コンクリートブロックを適用する。場所打コンクリートは10上部コンクリートを適用する。杭及び矢板は5杭及び矢板を適用する。	

7 ケーソン

編	章	節	条	枝番	工	種	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結 果 の 整 理 法	許 容 範 囲	備 考	
11 港 湾 ・ 漁 港 編	7 ケ ー ソ ン	1 ケ ー ソ ン 製 作	3 施 工		1)	ケーソン製作	高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	様式・出来7-1 参照	
							幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm		
							長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm		
							壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm		
							底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm		
							フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm		
							対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm		
							バラスト	レベル等により測定	各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ±5 cm		
							法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000 t未満±20cm 2,000 t以上±30cm 岸壁 ケーソン質量 2,000 t未満±10cm 2,000 t以上±15cm		様式・出来7-2 参照
11 港 湾 ・ 漁 港 編	7 ケ ー ソ ン	6 ケ ー ソ ン 据 付	2 施 工		2)	ケーソン据付	天端高さ	レベル等により測定	据付完了後、四隅 中詰完了後、四隅	1 cm	管理表を作成し提出			
							延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1 cm	管理表を作成し提出			

ケーソン製作管理表

様式・出来7-1

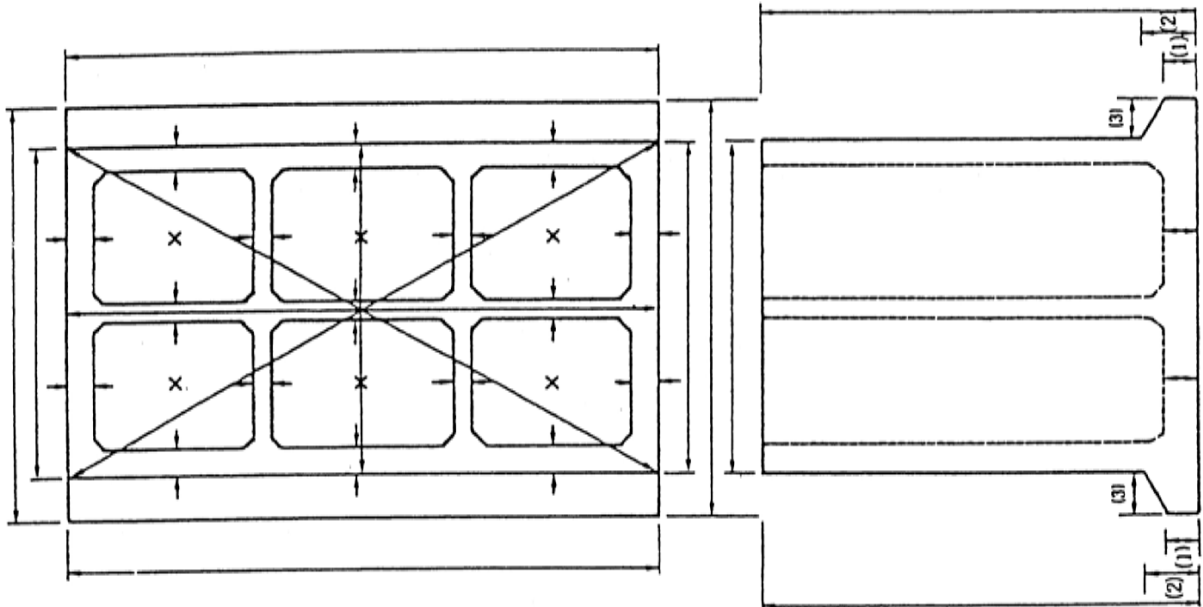
工事名 _____

年 月 日

現場代理人



ケーソン製作測定位置



ケーソン出来形管理表

ケーソンNo. _____

測定月日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
測定位置	設計値	底 版	各 層	各 層	各 層	各 層	天端層
高 さ							4 隅
幅		両端中央	中 央	中 央	中 央	中 央	両端中央
長 さ		”	”	”	”	”	”
壁 厚		—	(各壁) 1ヶ所	(各壁) 1ヶ所	(各壁) 1ヶ所	(各壁) 1ヶ所	(各壁) 1ヶ所
底版厚さ		各室中央	—	—	—	—	—
7キグ 高	(1)		—	—	—	—	—
	(2)		—	—	—	—	—
7キグ 幅	(3)		—	—	—	—	—
対 角 線			—	—	—	—	

ケーソン据付管理表

様式・出来7-2

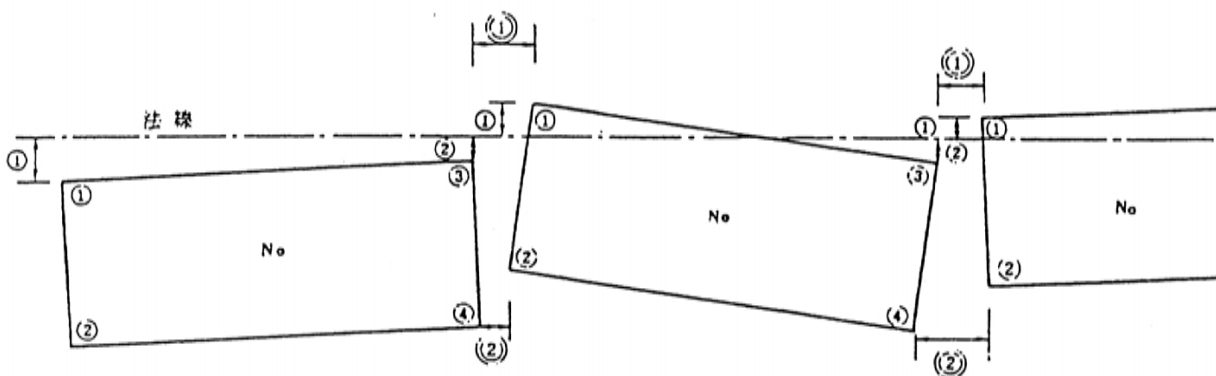
工事名 _____

年 月 日

現場代理人

印

ケーソン据付測定位置



ケーソン据付出来形管理表

ケーソン 番号	法線に対する出入		据付目地間隔			据付時天端高さ			
	測定位置	測定月日	測定値	測定位置	測定月日	測定値	測定位置	測定月日	測定値
No.1	①						①		
	②						②		
		③					③		
		④					④		
No.2	①			①			①		
	②						②		
		③					③		
		④					④		
No.3	①			①			①		
	②						②		
		③					③		
		④					④		
No.4	①			①			①		
	②						②		
		③					③		
		④					④		
No.5	①			①			①		
	②						②		
		③					③		
		④					④		
No.6	①			①			①		
	②						②		
		③					③		
		④					④		

8 コンクリートブロック

編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11	港湾・漁港編	8	コンクリートブロック	3	製作	1) ブロック製作 L形ブロック、セル ラーブロック、直立 消波ブロック及び方 塊	幅、高さ、長さ、 壁厚	スチールテーパー等 により測定	測定箇所は別図(例)を 標準とする。 型枠取外し後全数 直立消波ブロック及び根 固めに使用するブロック は10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm、 -1 cm 高さ +2 cm、 -1 cm 長さ +2 cm、 -1 cm 壁厚 ±1 cm	様式・出来8-1 参照 L型ブロック、直 立消波ブロック、 セルラーブロック
11	港湾・漁港編	8	コンクリートブロック	5	据付	2) 据付 (本体ブロック) Lラ 型ブロック、セルラ ーブロック、直立消 波ブロック及びブロ ック(方塊)	対角線 法線に対する出 入 隣接ブロックと の間隔	スチールテーパー等 により測定	測定箇所は別図(例)を 標準とする。 型枠取外し後全数 直立消波ブロック及び根 固めに使用するブロック は10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	セルラーブロッ ク、直立消波ブ ロック 根固めブロックに ついては、本体ブ ロックの管理項目 のうち延長のみ適 用する。
11	港湾・漁港編	8	コンクリートブロック	3	製作	3) 異形ブロック製 作	延長 天端高 型枠形状寸法 ブロック外観	スチールテーパー等 により測定 レベル等により測定 観察 観察	据付完了後、法線上(最 上段のみ) 据付後ブロック1個につ き2箇所(最下段、最上 段)	1 cm	管理表を作成し提出		
11	港湾・漁港編	8	コンクリートブロック	2	異形ブロック				据付後ブロック1個につ き2箇所(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
11	港湾・漁港編	8	コンクリートブロック	3	製作				型枠搬入後適宜 全数		報告 報告		

工 事 名

現場代理人

表

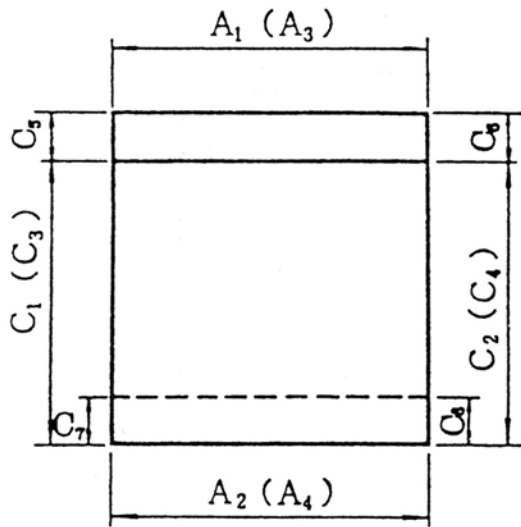
製作番号	長 さ		幅		高 さ		そ の 他								備 考
	B ¹	B ³	A ¹	A ³	C ¹	C ³	C ⁵	C ⁷	D ¹	D ³	E ¹	E ³	F ¹	F ³	
規定寸法	B ²	B ⁴	A ²	A ⁴	C ²	C ⁴	C ⁶	C ⁸	D ²	D ⁴	E ²	E ⁴	F ²	F ⁴	
	250	250	150	150	150	150	10	10	30	30	10	10	110	110	
No.1	251	251	150	151	150	150	9	10	30	30	10	10	110	110	
	251	250	151	151	150	151	10	10	30	30	10	10	111	110	
No.2															

測定箇所は別図
参照
単位はcm

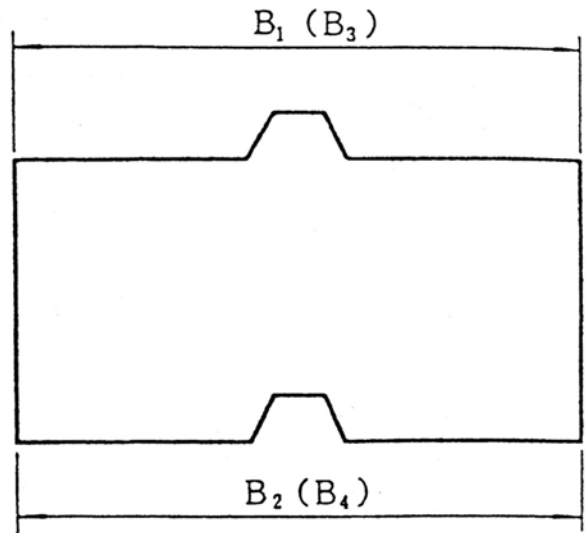
ブロック作成測定箇所（例）

1. 方塊

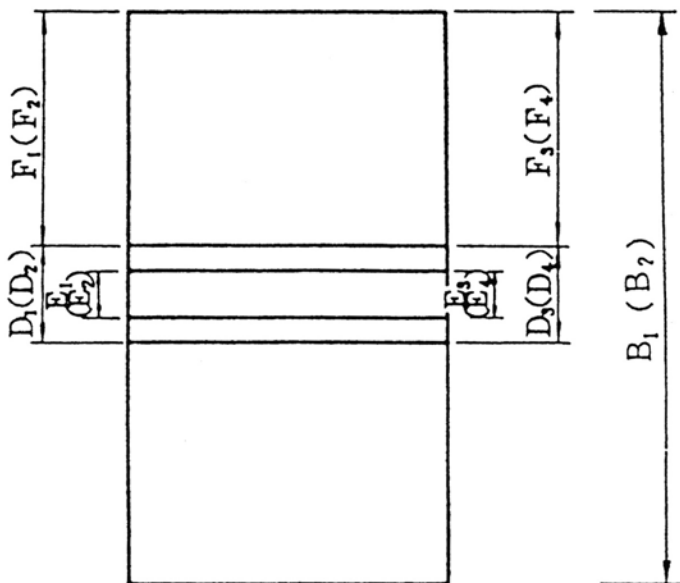
側面図



正面図

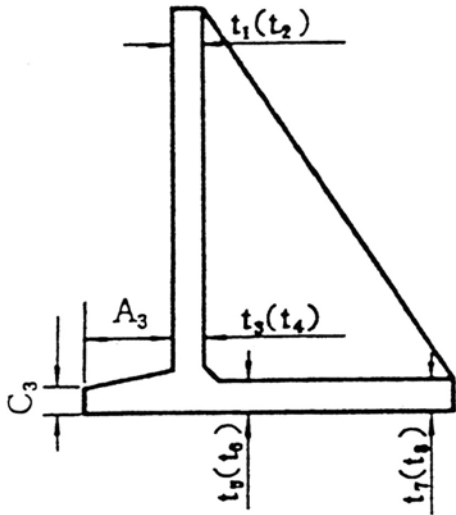


平面図

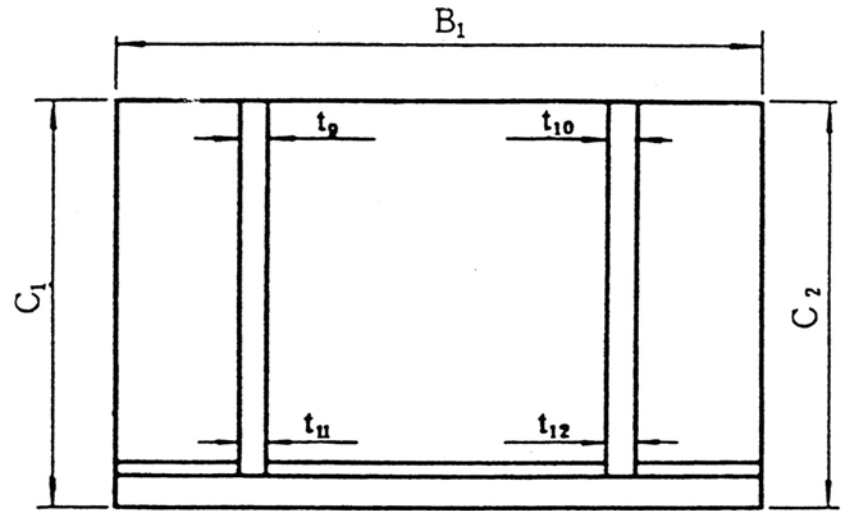


2. L 型

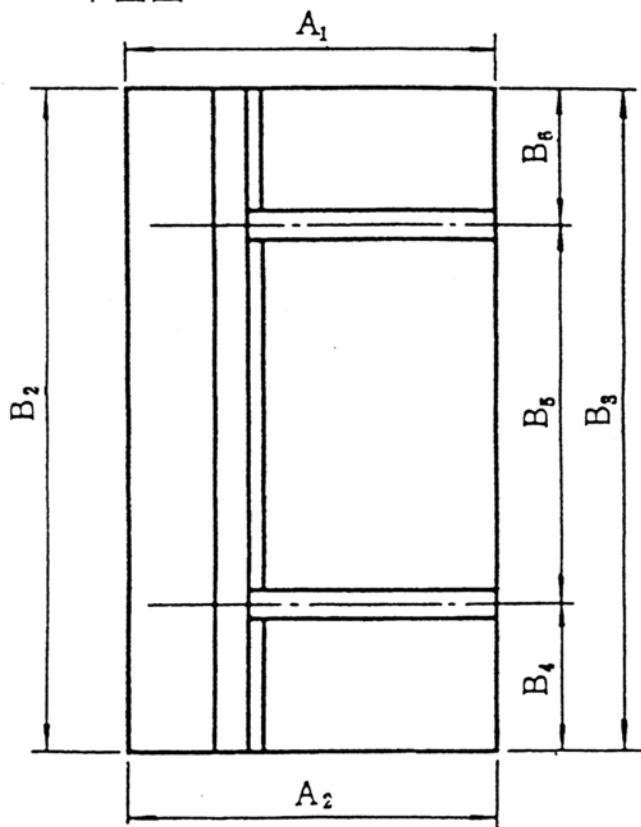
側面図



正面図

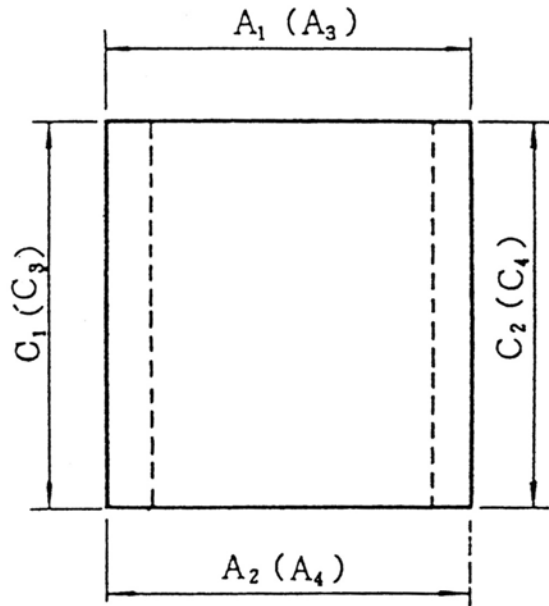


平面図

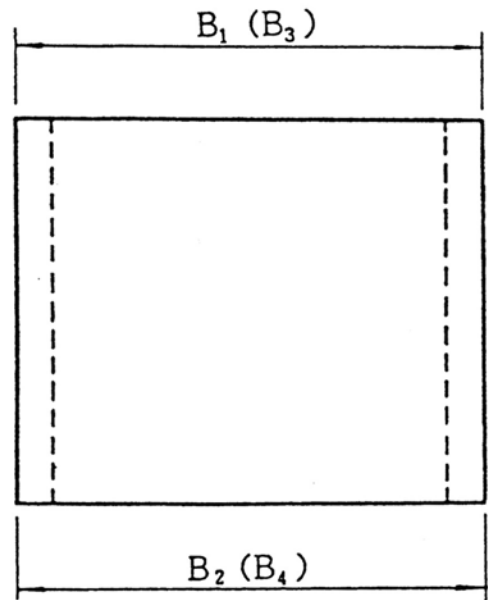


3. セルラー

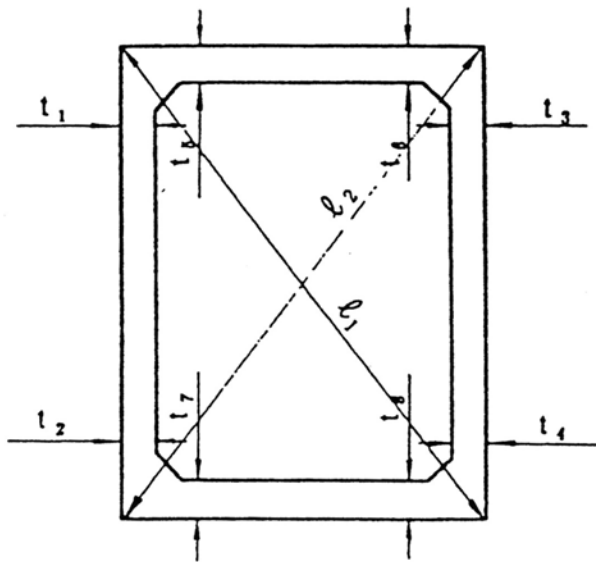
側面図



正面図



平面図



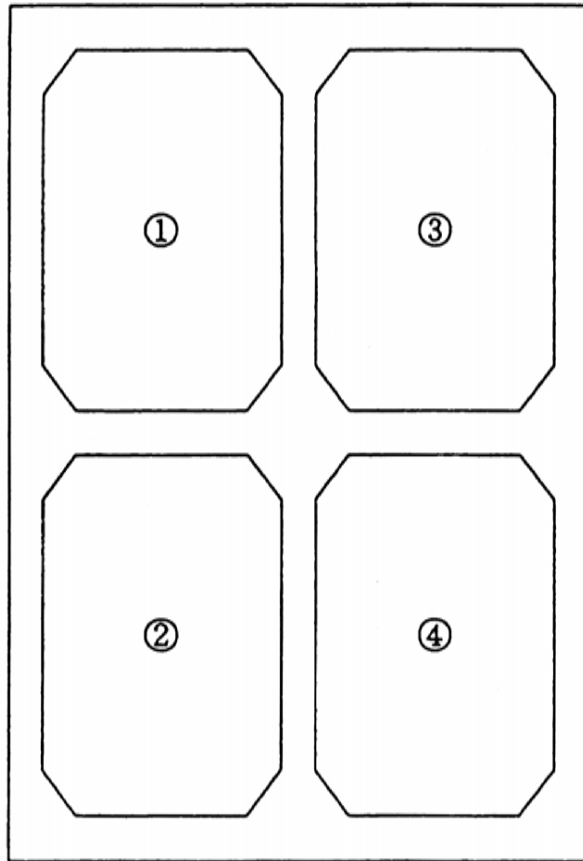
9 中 詰

編	章	節	条	枝番	工	種	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理法	許 容 範 囲	備 考
11	9	1	3		1) 中詰		天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	砂、石材等 陸上±5 cm 水中±10 cm コンクリート 陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来9-1参照
							縮固め	特)による					セル式構造物で中詰の締固めを行う場合
11	9	2	3		2) 蓋コンクリート(現場打ち)		天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来9-1参照
11	9	2	2		(プレキャスト)		天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来9-1参照

中詰・蓋コンクリート出来形管理表

工 事 名 _____

_____ 年 月 日



ケーソンNo. _____

現場代理人 _____ 印

項目 番号	ケーソン天端よりの値		(B)-(A)	備考
	実測値 (A)	設計値 (B)		
①				許容範囲±〇cm
②				
③				
④				

10 上部コンクリート

編	章	節	条	枝番	工	種	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結 果 の 整 理 法	許 容 範 囲	備 考
11 港湾・漁港編	10 上部コンクリート	1	3 施工		1) 防波堤		天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 ± 3 cm 天端幅10mを超える場合は + 5 cm - 3 cm	様式・出来10-1参照。天端高又は厚さの管理項目の選定は図面及び特種による。
							天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 ± 2 cm 天端幅10mを超える場合は + 5 cm - 2 cm	
							延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
11 港湾・漁港編	10 上部コンクリート	1	3 施工		2) 岸壁		法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm又は特記仕様書による	本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2,000 t未満±20cm ケーソン質量 2,000 t以上±30cm
							天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
							天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
11 港湾・漁港編	10 上部コンクリート	1	3 施工		2) 岸壁と同じ		延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	選定は図面及び特種による。
							法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
							防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
11 港湾・漁港編	10 上部コンクリート	1	3 施工		3) 栈橋上部コンクリート		2) 岸壁と同じ					梁(高さ、幅)、床版圧は型枠検査による。	

上部コンクリート出来高測定表

様式・出来10-1

工事名 _____

年 月 日 _____

現場代理人 _____

④

スパン No.	測定年月日	測定結果			出入入	略図(記入例)
		天端高さ	天端幅	延長		

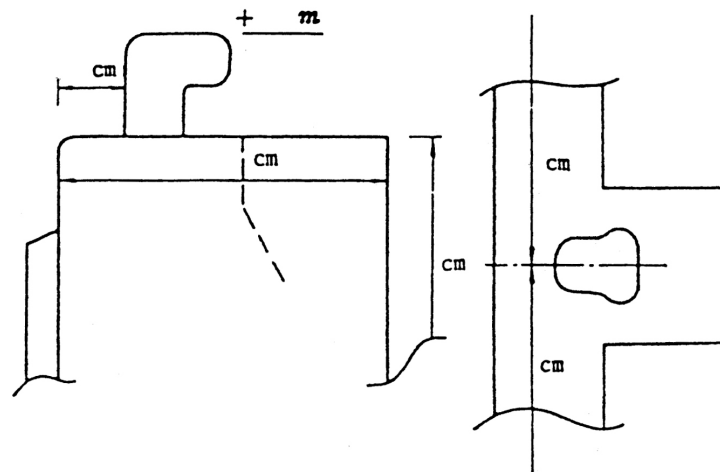
11 付属工

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11 港湾・漁港編	11 付属工	1 係船柱	5 施工		1) 係留柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	曲柱±2 cm 直柱±2 cm	様式・出来11-1参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1 cm	管理表を作成し提出		
						直柱基礎コンクリート(幅) (長さ) (高さ)	スチールテープ等により測定 スチールテープ等により測定 レベルにより測定	完成時、全数、天端両端 完成時、全数、前後面 完成時、全数、中心点	1 cm	管理表を作成し提出 管理表を作成し提出 管理表を作成し提出		
11 港湾・漁港編	11 付属工	1 係船柱	4 製作		2) 防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来11-1参照
						中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部1を1点	1 cm	管理表を作成し提出		
11 港湾・漁港編	11 付属工	2 防舷材	4 施工		3) 車止め	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来11-3参照
						塗装	観察	観察結果を報告		観察結果を報告		
						警戒色(シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		観察結果を報告		
						取付け位置	目視(承諾された図面より確認)潜水士による	取付完了後、全数		確認結果を提出		
11 港湾・漁港編	11 付属工	4 防食	2 電気防食		4) 防食(電防陽極)	電位測定	測定機器による	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	管理表を作成し提出	飽和かんこう電極基準： -770mV 海水塩化銀基準：-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準：-850mV	
						取付け高さ	レベルにより測定	取付完了時、上端高さ鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上				

係船柱出来形管理表

工事名	
年月日	年 月 日
現場代理人	Ⓜ

係船柱測定位置図



係船柱出来形管理表

番号	岸壁前面に 対する出入	天端高	中心間隔	基礎コンクリート(直柱)		
				幅	長さ	高さ
基点 0 上り	—	—		—	—	—
No. 1						
No. 2						
No. 3						

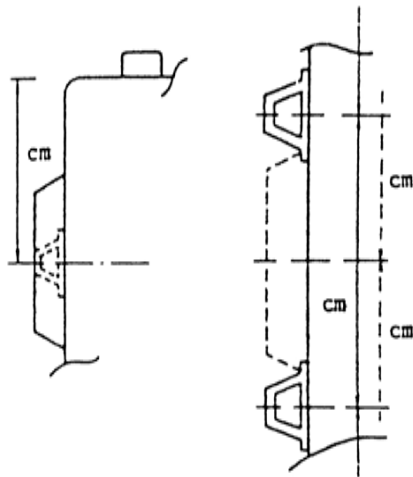
防舷材出来形管理表

車止め出来形管理表

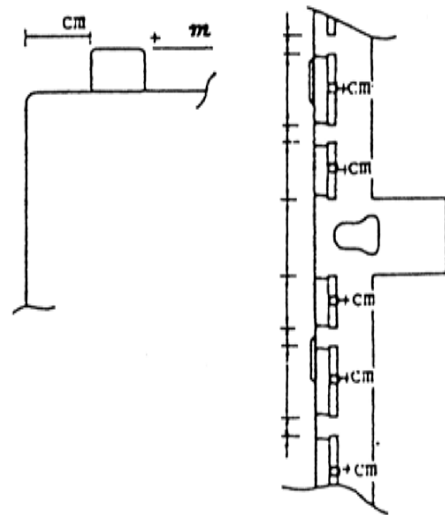
工事名	
年月日	年 月 日
現場代理人	Ⓜ

工事名	
年月日	年 月 日
現場代理人	Ⓜ

防舷材測定位置図



車止め測定位置図



防舷材出来形管理表

番号	取付高さ	中心間隔
基点 0 上り	—	
№ 1		
№ 2		
№ 3		
№ 4		

車止め出来形管理表

番号	岸壁前面に 対する出入	天端高	取付間隔
基点 0 上り	—	—	
№ 1			
№ 2			
№ 3			
№ 4			

12 溶接及び切断

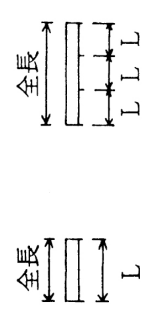
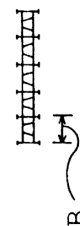
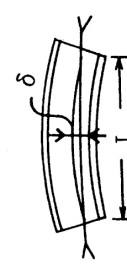

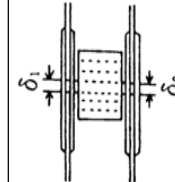
編	章	節	条	枝番	工	種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理法	許容範囲	備考
11 港湾・漁港編	12 溶接及び切断	1 溶接	3 施工		1) アーク溶接		形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテーパー、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1 mm	測定表を作成し提出	特)による。	
							ひずみ	観察	全数		観察結果を報告		
							有害な欠陥の有無	観察	適宜		観察結果を報告		
							溶接部の強度(引張及び曲げ)	JIS Z 3121, 3131等公的機関の試験成績により確認	特)による。	9.8 N/mm ²	試験成績表(検査証明書)を提出	特)による。	
11 港湾・漁港編	12 溶接及び切断	2 ガス切断	3 施工		2) 水中溶接		非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験			写真又はフィルムを提出	特)による。	
							外観	カラーチェック	特)による。		写真を提出	特)による。	
							形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテーパー、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1 mm 溶接長は1 cm	測定表を作成し提出	特)による。	
							外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
11 港湾・漁港編	12 溶接及び切断	2 ガス切断	3 施工		3) ガス切断		形状寸法	スチールテーパー等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	特)による。	
							外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
							形状寸法	スチールテーパー等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	特)による。	
							外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

鋼鉄の仮組立による検査を省略する場合の 施工管理基準及び規格値 (案)

行	精度の対象	項目	規格値
1		フランジ幅 W (m)	$\pm 2 \dots\dots w \leq 0.5$
		腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots\dots 0.5 < w \leq 1.0$
		腹板間隔 b' (m)	$\pm 4 \dots\dots 1.0 < w \leq 2.0$
			$\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$
2		板の平面度 σ (mm)	プレートガーダーおよびトラスなどの部材の腹板
			箱げたおよびトラスなどのフランジ、鋼、床版のデッキプレート
3		フランジの直角度 σ (mm)	$w/200$
4	材	プレートガーダー	$\pm 3 \dots\dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots \ell > 10$
		トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots\dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots\dots \ell > 10$
		伸縮継手	$-5 \sim +10 \dots\dots \ell \leq 10$ $-5 \sim +(5 + w/2) \dots \ell > 10$
5	精	圧縮材の曲り σ (mm)	$\ell/1,000$
6	度	主構の組立高さ h (m)	± 5 $\pm (2.5 + h/2)$ $h \leq 5$ $h > 5$
7		主げた・主構の通り σ (mm)	$5 + L/5$ $L \leq 100$ 25 $L > 100$
8		主げた・主構の鉛直度 σ (mm)	$3 + h/1,000$

備考	測定箇所	仮組立を実施無
h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm)		工場
b : フランジ幅 (mm)		工場
w : 車道幅員 (m)		工場
: 部材長 (mm)		工場
L : 測線長 (m)		工場
h : 主げた・主構の高さ (mm)		工場

行	精度の対象	項目	目	規格値
9		全長・支間長 L (m)		$\pm (10 + L / 10)$
10	組立	主げた・主構の中心間距離 B (m)		± 4 $\pm (3 + B / 2)$ B ≤ 2 B > 2
11		架設完了キャンパ― 架設完了キャンパ― 架設完了キャンパ―	σ (mm)	L : 支間長 (m) L $\leq 40 \pm 25$ mm L $> 40 \pm (25 + (L - 40))$
12	精度	主げた・主構の橋端における出入り差	σ (mm)	10
13		現場継手部のすき間	σ (mm)	5
14		平面対角線長	σ (mm)	$\sigma \leq 15$ mm

備考	測定箇所	仮組立を実施無
		現場
		現場
L : 主げた・主構の支間長 (m)		現場
		現場
σ : 右図における $\sigma 1$ 、 $\sigma 2$ のうち大きいもの (mm)		現場
σ : 対角線長の差		現場

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011 1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011 2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011 3（銅スラグ細骨材）	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
					回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
			製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm （コンクリート舗装の場合） スランブ2.5cm：許容値±1.0cm （道路橋床版の場合） スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
	施工後試験	必須		ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいづれの工種についてもPCは除く。）及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
				テストハンマーによる強度推定調査	JSCE G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 		
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③著しい折れ曲がりがない ④軸心の偏心がD/10以下				
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	熱間押抜法以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は下記による。対してのみ詳細外観検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
					<p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上</p> <p>③著しい折れ曲がりがない</p> <p>④軸心の偏心がD/10以下</p> <p>⑤オーバーヒート等による表面不整がない</p>		<p>熱間押抜法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</p> <p>・①②⑤は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>・③は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>・④は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査を行う。</p>	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。</p> <p>ただし、合否判定レベルは基準レベルより 24db感度を高めたレベルとする。</p>	<p>超音波探傷検査は技取検査を原則とする。</p> <p>抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。</p> <p>ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、下記による。</p> <p>・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。</p>	
3	既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	
		施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	<p>外径700mm未満：許容値2mm以下</p> <p>外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下</p> <p>外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下</p>	<p>・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。</p> <p>・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。</p> <p>・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。</p>	
				鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	<p>原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。</p> <p>試験箇所は杭の全周とする。</p>	
				鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	<p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。</p> <p>（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）</p>	
		その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	<p>原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。</p> <p>（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）</p>	<p>中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。</p>
				鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定	<p>設計図書による。</p> <p>又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。</p>	<p>試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。</p>	
				鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>設計図書による。</p>	<p>供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。</p> <p>尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した$\phi 5 \times 10\text{cm}$の円柱供試体によって求めるものとする。</p> <p>参考値：19.6Mpa</p>

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2 3 1	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2 3 4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2 5 3	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₀ 96%以上 X ₃ 97%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000m ² につき 1 個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1 7 4		・中規模以上の工事：随時	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・確認試験である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
5	上層路盤	材料	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2 3 1	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装試験法便覧 2 3 1	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS 粒度調整鉄鋼スラグ及びFMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装試験法便覧 2 3 2	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS 粒度調整鉄鋼スラグ及びFMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2 3 4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS 粒度調整鉄鋼スラグ及びFMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2 3 4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・MS 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装試験法便覧 4 9 5	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・MS 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
施工	必須		現場密度の測定	舗装試験法便覧 2 5 3	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₉₅ 95.5%以上 X ₉₉ 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時(1,000m ² につき1個) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得た場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3	2.36mmふるい : ±15%以内	・中規模以上の工事 : 定期的又は随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤 : 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装 : 同 配合の合材が100t以上のもの		
			粒度 (75 μmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3	75 μmふるい : ±6%以内	・中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤 : 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装 : 同 配合の合材が100t以上のもの		
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下	観察により異常が認められたとき。			
	その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			
6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる						
7	セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2 4 3	下層路盤 : 一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤 : 一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤 : 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装 : 同 配合の合材が100t以上のもの	
				骨材の修正CBR試験	舗装試験法便覧 2 3 1	下層路盤 : 10%以上 上層路盤 : 20%以上	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤 : 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装 : 同 配合の合材が100t以上のもの	
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装試験法便覧 1 3 5、1 3 6	下層路盤 塑性指数PI : 9以下 上層路盤 塑性指数PI : 9以下	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤 : 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装 : 同 配合の合材が100t以上のもの	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的又は随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同 配合の合材が100t以上のもの	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同 配合の合材が100t以上のもの	
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 2 5 3	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	・中規模以上の工事: 定期的又は随時 (1,000㎡につき 1個) ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき	・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同 配合の合材が100t以上のもの	
			その他	含水比試験 セメント量試験	JIS A 1203 舗装試験法便覧 2 5 4, 2 5 5	設計図書による。 ±1.2%以内	観察により異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事: 異常が認められたとき (1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同 配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3 4 7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3 4 15	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			フィラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧 3 4 12	4%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧 3 4 13	合格	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 3 4 17	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装試験法便覧 3 5 10	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装試験法便覧 3 5 11	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3 5 17	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3 9 6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3 7 7	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X _g 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	
			外観検査 (混合物)	目視		随時		
	その他		すべり抵抗試験	舗装試験法便覧 6 5	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
9 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		指針6 3 2(1)による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	指針6 3 2(1)による。 目標値 締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験		指針6 3 2(1)による。 目標値 締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 細骨材表3 1 粗骨材表3 2	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の付属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の付属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規程 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308付属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			施工 必須 コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。			
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上			
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² に1回（横断方向に3箇所）			
			コアによる密度測定	転圧コンクリート舗装技術指針（案）		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定			
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3 4 7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3 3 17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
	必須		貫入試験40℃	舗装試験法便覧 5 3 3	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装試験法便覧 5 3 4	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3 7 3	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			曲げ試験	舗装試験法便覧 3 7 5	破断ひずみ（10℃、50mm/min） 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			粒度（2.36mmフリイ）	舗装試験法便覧 3 4 3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフリイ）	舗装試験法便覧 3 4 3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3 9 6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 路床安定処理工	舗設現場	必須	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時		○	
			温度測定（初期締め前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			CBR試験	舗装試験法便覧 1 6 1 舗装試験法便覧 1 6 2	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装試験法便覧 1 7 2	最大乾燥密度の90%以上。		500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。		1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				ITS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
				ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1 7 4			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
含水比試験			JIS A 1203	設計図書による。		降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
たわみ量			舗装試験法便覧 7 2 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。		
12 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法	最大乾燥密度の90%以上。		500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。		1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		

面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000
測定点数	5	10	15

面積 (㎡)	0～500	500～1000	1000～2000
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
				「TS・GPSを用いた盛土の締め固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧174	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装試験法便覧72 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。		
13	固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。		
14	アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
				モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
				多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101 2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
				1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101 2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101 2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
15	補強土壁工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
				外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。		
				コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。		
				その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	
				施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧172	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。
			または、 「RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			

面積 (m ²)	0~500	500~1000	1000~2000
測定 点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
				「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
15 1 ロックボルト	施工	必須	引き抜き試験	切土補強土工法設計施工要領 参考資料「ロックボルトの引き抜き試験」	引抜き耐久力の80%程度以上	試験本数は設計上の地質毎に3本を標準とする。 なお、これを最低本数として、必要に応じて試験本数を増やすことが出来る。 また、実施に先立って実施する場合は、本施工とは別に試験用補強材を打設する。			
			確認試験	同上	同上	原則として3%かつ3本以上			
15 2 抑止アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	2回(午前・午後) / 日			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
			適正試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	設計荷重に対して十分に安全であること。	原則として5%かつ3本以上	グラウンドアンカー工に適用する。		
			確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	設計荷重に対して十分に安全であること。		ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	適正試験に用いられたアンカーを除く全本数	グラウンドアンカー工に適用する。	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	設計図書による。	①10本ごとに1本のアンカー	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	(初期荷重は、計画最大試験荷重の約0.1倍とし、計画最大試験荷重までの載荷と初期荷重までの除荷を行う。)	○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	②その他のアンカー	○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	(計画最大試験荷重まで載荷する)	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
	製造 (ブランド)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
その他		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。		・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	コンクリート下の練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE C502.503）を監督員と協議の上、特記仕様書の規定により行う。	
			スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561 1999	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
16	吹付工	材料	必須	骨材のアルカリ・シリカ反応性試験	JIS A 5308 附属書7, 8	無害と判定されたものを使用する。無害でないものに関しては、反応抑制対策（附属書6）を行い使用可とする	当初及び材料の変化時	
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			比重及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	JIS R 5210 ポルトランドセメントの規格	当初製造会社の試験報告書			
			細骨材の洗い試験	JIS A 1103					
			セメントの物理試験	JIS R 5201					
			ポルトランドセメントの科学分析	JIS R 5202					
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203					
			急結剤の品質						土木学会基準「吹付コンクリート用急結剤品質規格(案)」
	施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 F561 1986	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		1日につき2回(午前・午後)行う。			
16 1 特殊モルタル等吹付工	施工	必須	特殊モルタル等の接着強度	モルタルブロック供試体は2cm立方体(フック金具付)	測定値の平均が設計基準接着強度の80%以上	500㎡に3箇所以上			
			特殊モルタル等の圧縮強度	コンクリートの圧縮強度試験方法に準ずる(供試体はφ5cm×10cm)	測定値の平均が設計基準接着強度の80%以上	500㎡に1回(3本)以上			
			特殊モルタル等の吹付量	測定用供試体は10cm×10cmのヤシマット	±20%	500㎡未満10個以上500㎡以上の場合は監督員と協議のうえ施工面積に応じて適宜割り増しする。			
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011 1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011 2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011 3 (銅スラグ細骨材)	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合：JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○		
	製造	必須		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。		レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
	施工	その他		スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
				必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561 1999	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。	・参考値：14.7Mpa以上 (材齢28日) ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。
その他		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE C502, 503) または設計図書の規定により行う。			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。			
		ロックボルトの引抜き試験 コアによる強度試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による JIS A 1107	設計図書による。 設計図書による。	設計図書による。 品質に異常が認められた場合に行う。				
18 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認											
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。													
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。													
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。													
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。													
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。													
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。													
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。													
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。													
			施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装試験法便覧 172 または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1,000 ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 ² を標準とし、1日の施工面積が2,000 ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>面積 (m²)</td><td>0~500</td><td>500~1000</td><td>1000~2000</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	0~500	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10	15	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
						面積 (m ²)	0~500	500~1000	1000~2000										
測定点数	5	10	15																
「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																	
その他			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。												
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧 121	設計図書による。	トランシビリティが悪いとき。	確認試験である。												
19 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。												
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装試験法便覧 または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1,000 ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 ² を標準とし、1日の施工面積が2,000 ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>面積 (m²)</td><td>0~500</td><td>500~1000</td><td>1000~2000</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	0~500	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10	15	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
					面積 (m ²)	0~500	500~1000	1000~2000											
測定点数	5	10	15																
「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																	
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。												
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)													

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22	コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1~3	飽乾密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の付属書3	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の付属書2	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
		練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			回収水の場合： JIS A 5308付属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○		
		製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE C502,503）または設計図書の規定により行う。	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロックリフト当り1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロックリフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。		
			その他の コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
22 1 ため池堤体盛土工	材料	必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			粒度試験	JIS A 1204				
			含水比試験	JIS A 1203				
			液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210				
			透水試験	JIS A 1218				
			三軸圧縮試験	地盤工学会				
その他の 一軸圧縮試験	JIS A 1204							
圧密試験	JIS A 1218							
	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203 又は、RI計器。 但し、監督員との協議により簡便法とすることができる。		盛土工日の着手前、及び盛土材料が変わった時。		
			現場密度	JIS A 1214 又は、RI計器を用いた締固め管理要領（案）	最大乾燥密度の90%以上	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。		
			現場透水試験	立坑法	1×10 ⁻⁵ cm/S以下とする。但し、監督員との協議により、5×10 ⁻⁵ cm/S以下とすることができる。	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。	刃金土に摘要。	
23 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			その他の 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1～3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1～3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び碎石） JIS A 5011 1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011 2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011 3（銅スラグ細骨材）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8～8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。	2回/日（午前1回、午後1回）、または建造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
					3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本(σ7・・3本、σ28・・3本)とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE C502,503)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
24	吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	土木学会規準 JSCE B 101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 水素イオン濃度：PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：	JIS A 5308附属書9	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			連続ミキサの場合：	土木学会規準 JSCE I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。「骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE C502, 503）または設計図書の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCF561 1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3 6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
25 ロックボルト (NATM)	材料 その他 施工 必須		外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
26 路上再生路盤工	材料 必須		修正CBR試験	舗装試験法便覧 2 3 1	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満 (コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤 : 施工面積が1,000m ² を超えるもの 2) アスファルト舗装 : 同 配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	路上再生路盤工法技術指針 (案) 参照 表3.3路上再生路盤用骨材の粒度範囲	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 9以下	当初及び材料の変化時			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
	施工 必須			現場密度の測定	舗装試験法便覧 2 5 3	基準密度の93%以上。	1,000m ² に1回		
				土の一軸圧縮試験	路上再生路盤工法技術指針 (案)	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
				CAEの一軸圧縮試験	路上再生路盤工法技術指針 (案)	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		
27 路上表層再生工	材料 必須		旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			既設表層混合物の密度試験	舗装試験法便覧 3 7 7			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装試験法便覧 3 9 5			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3 9 6			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装試験法便覧 3 4 3			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
		新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。		当初及び材料の変化時		○		
		施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3 7 7	96%以上		1,000㎡につき1個	空疎率による管理でもよい。	
				温度測定	温度計による。	110℃以上		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				かきほぐし深さ	「路上表層再生工法技術指針(案)」付録 5に準じる。	0.7cm以内		1,000㎡毎		
				その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3	2.36mmふるい：±12%以内		適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
粒度(75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3				75μmふるい：±5%以内		適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3 9 6	アスファルト量：±0.9%以内		適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「排水性舗装技術指針(案)」3 4による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○		
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3 4 7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「排水性舗装技術指針(案)」35による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3 4 15	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 3 4 17	水浸膨張比：1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3 5 17	タフネス：20N・m テナシティ：15N・m以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装試験法便覧 3 5 11	20,000Pa・s	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
	必須	プラント	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3 舗装試験法便覧 3 9 6	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			粒度 (75 μmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3 舗装試験法便覧 3 9 6	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3 9 6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	
		その他	ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3 7 3	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3 7 2	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○	
			カンタブロ試験	「排水性舗装技術指針(案)」付録 6	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	
		舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
				現場透水試験	「排水性舗装技術指針(案)」付録 7 舗装試験法便覧 5 4 1	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごと。		
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 5 3 6	基準密度の94%以上。 歩道箇所：設計図書による	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの		
			外観検査 (混合物)	目視		随時			
29 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2 3 1	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3-3による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	上層路盤 セメント安定処理： 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²) 以上。 石灰安定処理： 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²) 以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同 工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同 配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3 舗装試験法便覧 3-7-7	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000㎡に1個または随時		
			粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤： 2.36mmふるい：±15%以内 表層： 2.36mmふるい：±12%以内	路盤：1,000㎡に1～2回または随時 表層：1～2回/日または随時。		
			粒度 (75μmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤： 75μmふるい：±6%以内 表層： 75μmふるい：±4.5%以内	路盤：1,000㎡に1～2回または随時 表層：1～2回/日または随時。		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量 (表層)：±1.5%	1～2回/日または随時。	瀝青安定処理、表層に適用する。	
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	全面	全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理、表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)				
その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。			
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装試験法便覧 3-4-3		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装試験法便覧 3-9-6	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材洗い試験で失われる量	プラント再生舗装技術指針	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3 舗装試験法便覧 3 9 6	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表 8.10による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3 4 3 舗装試験法便覧 3 9 6	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表 8.10による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			再生アスファルト量	舗装試験法便覧 3 9 6	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表 8.10による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
		その他	水浸マーシャル安定度試験	舗装試験法便覧 3 7 4	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3 7 3	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3 7 2	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初期締め前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 3 7 7	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。		
31	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下	表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。	
				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
				スラッグ	目視	塊状のスラッグが点在し、付着しているが、こみ跡を残さず容易にはく離するもの。		
				上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		
		その他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
32	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
				型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラッグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
				マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図 17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。		
			外観検査（余盛高さ）	・目視 ・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による			
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに1.0mmの誤差を認めるものとする。			
			外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。			
			外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あってはならない。			
			外観検査（ビート表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。			
その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			
33 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（主部材・代表部）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			外観検査（主部材・その他）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			外観検査（付属部材）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			機械試験	JISによる		JISによる		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
管 布 設 工 (開削)	管渠材料(下水道用鉄筋コンクリート管)	必 須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)
			形状・寸法(カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-1 による	
			外圧強さ		(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			水密性		検査項目 判定基準 管軸方向のひび割れ 管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あっても構わない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
管 布 設 工 (開削)	管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル管)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。
			寸法	JSWAS K-1 による	(管種の確認を行う)
			引張試験		(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			有害な傷		判定基準 判定基準 管の強さ、水密性及び種別性に影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			滑らかさ		明らかに凹凸がないこと。
			割れ		割れがないこと。
			ねじれ		著しいねじれがないこと。
管の断面形状		管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
ピカット軟化温度試験		実用上の真つぐと。			

試験基準	概要	試験成績表等による確認
(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

[下水・集落排水]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (下 水 道 用 リ ー プ 付 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管)	必	外観・形状	目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)
			寸法	JSWAS K-1 による	
			引張試験		検査項目 判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			扁平試験		有傷な傷
			負圧試験		滑らかな凹凸がないこと。
		須	耐薬品性試験		割れがないこと。
			ピカット軟化温度試験		著しいねじれがないこと。
					管の断面形状は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
					実用上の真つすぐと。
管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (下 水 道 用 強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管)	必	外観・形状	目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)
			寸法	JSWAS K-2 による	
			外圧試験		検査項目 判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			耐薬品性試験		有傷な傷
			耐酸試験		滑らかな凹凸がないこと。
		須	水密試験		管の断面形状は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
					実用上の真つすぐと。

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>(1) 外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2) 寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
<p>(1) 外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2) 寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○

〔下水・集落排水〕

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (下 水 道 用 レ ジ ン コ ン ク リ ー ト 管)	必 須	外観・形状及び寸法	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)
			外圧試験	JSWAS K-11による	(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			水密性試験		検査項目 判定基準
			耐酸性試験		管軸方向の ひび割れ 管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
			吸水性試験		管周方向の ひび割れ 管周の方向で、管周の1/10以上 にわたるひび割れがないこと。
			管端面の欠 損 管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。		
管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (下 水 道 用 ポ ー ス ト 管)	必 須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅱ 類の規定による	(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			外圧強さ		検査項目 判定基準
			水密性		ひび割れ 有効長の1/4以上（有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
			コンクリートの圧縮強度		端面の欠損 端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。
			外表面のあ げた等 内外表面積の5%以上にあばた 又は骨材の露出がないこと。		

試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性、コンクリート圧縮強度については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

[下水・集落排水]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (下 水 道 用 ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管)	必 須	原管	JSWAS G-1 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目 判定基準 クラック クラックがないこと 原管 湯境 湯境がないこと。 鑄巣 手直しの範囲を超えるものは不可とする。 完成管 モルタルライニング 有害なひび割れがないこと ライニング 管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。 表面は実用的に滑らかであること。 塗装 異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。
			内装	目視による	
			外観		
			形状・寸法の圧縮強度	JSWAS G-1 による	
管 布 設 工 (開 削)	管 渠 材 料 (鋼 管)	必 須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目 判定基準 実用的に真つ直ぐこと。実用的に真つ直ぐであること。 原管 両端は管軸に対して直角であること。 有害な欠陥 はなほだしい接合部の目違いの不整がないこと。 仕上げ良好 端面が平滑に仕上がっていること。 完成管 管によく付着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入がないこと。
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類 の規定による	
			成分・機械的性質		
			非破壊又は水圧		
	塗装				

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
原管、内装、外装における形状・寸法及びコンクリートのコンクリートの圧縮強度は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 外観検査は全数について行う。		○
(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法・成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

〔下水・集落排水〕

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
管推進工	管渠材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	必	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	
			寸法（カラー及びゴム輪含む）	JSWAS A-2 又は A-6 による	(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	
			外圧強さ		検査項目	判定基準
			コンクリートの圧縮強度		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）におたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあったも管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾熱収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを、含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。
			水密性		管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上におたるひび割れがないこと。
			管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。		
管推進工	管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	必	原管	JSWAS G-1 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	
			内装		(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	
			外観	目視による	検査項目	判定基準
			形状・寸法	JSWAS G-1 による	クラック	クラックがないこと
					原管	湯境
			完成管	塗装	手直しの範囲を超えるものは不可とする。 有害なひび割れがないこと 管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。 表面は実用的に滑らかであること。 異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

〔下水・集落排水〕

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
管推進工	管渠材料（鋼管）	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類の規定による	
			成分・機械的性質	JIS G 3444	検査項目 判定基準
			非破壊又は水圧		実用的に真っ直ぐであること。
			塗装		両端は管軸実用的に両端面は管軸に対して直に対して直角であること。 有害な欠陥 はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接部の不整がないこと 仕上げ良好 鋼面が平滑に仕上がっていること。 塗装及び塗 管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突起、異物の混入などがないこと。
シールド工	管渠材料（シールド工事用標準コンクリートセグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査	JISMA A-4 による	[外観検査]（下水道協会規格） (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等がないこと。
			水平反組検査		
			性能検査		
			単体曲げ試験		
			継手曲げ試験		
シールド工	管渠材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	ジャッキ推力試験		
			つり手金具引抜き試験		
			材料検査	JISMA A-3 による	[外観検査]（下水道協会規格） (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な曲がり、そり等が無いこと。
			形状・寸法及び外観検査		
			溶接検査		
シールド工	管渠材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	水平反組検査		
			性能検査		
			ジャッキ推力試験		
			単体曲げ試験		
			材料検査	JISMA A-3 による	[外観検査]（下水道協会規格） (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な曲がり、そり等が無いこと。

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(1) 外観検査は全数において行う。 (2) 形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
[外観検査]（下水道協会規格） (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平反組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
[外観検査]（下水道協会規格外） (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平反組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に回行う。		○
[外観検査]（下水道協会規格） (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平反組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3) 性能検査は設計図書の内容による。		○
[外観検査]（下水道協会規格外） (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平反組、性能についての検査は、I 工事に1回行う。		○

[下水・集落排水]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール側塊）	必	外観	目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			須	形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅱ 類の規定による JIS A 5372
		耐力			判定基準 側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。
		水密性			側塊には、継ぎ材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。
		コンクリート圧縮強さ		側塊の端面は、その面積以上が欠損していないこと。	
	端面の形状		側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。		
	鉄製マンホールふた	必	外観・形状	目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。
			須	寸法・構造	JISWAS G-4 による
		材質試験			
		荷重たわみ試験			
耐荷重試験					
マンホール設置工	管渠材料（マンホール埋物）	必	外観	目視による	(外観検査) 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。
			須	形状・寸法	
		材質			
		外観・形状		目視による	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
		必	引張試験	JISWAS K-9 による。 内ふたは、 JISWAS K-7、 防護ふたは、 JISWAS G-3 による。	検査項目 有害な傷
	荷重試験			滑らかさ	明らか凹凸がないこと。
	負圧試験			割れ	割れがないこと。
	耐薬品性試験	ピカット軟化温度試験		ぬじれ	著しいぬじれがないこと。

試験基準	概要	試験成績表等による確認
(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、耐力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
外観検査は全数について行う。 1) 芯材 JIS G 4303 (SUS403, SUS304)、 JIS G 3507 (SWRCH12R)、 JIS G 3539 (SWCH12R) の規格に適合すること。		○
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

[下水・集落排水]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
ます設置工	管渠材料(下水道用鋳鉄製防護ふた)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。
			寸法	JSWAS G-3 による	
			荷重たわみ試験		
			耐荷重試験		
			材質試験		
ます設置工	管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル製ます)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			寸法	JSWAS K-7 による。 防護ふたは、 JSWASG-3	
			引張試験	立上り部は、 JSWAS K-1	検査項目 判定基準
			荷重試験	による。	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があったてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			負圧試験		明らか凹凸がないこと。
耐薬品性試験		割れがないこと。			
ピカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
ます設置工	管渠材料(下水道用ポリプロピレン製ます)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。
			寸法	JSWAS K-8 による。	検査項目 判定基準
			引張試験	防護ふたは、 JSWAS G-3	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			荷重試験	による。	明らか凹凸がないこと。
			負圧試験		割れがないこと。
耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
荷重たわみ温度試験					

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験及び耐荷重試験及び材質試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

[下水・集落排水]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
基礎杭工（既製杭）	材料（鋼管杭、H鋼杭）	必須	外観	目視による	(1) 外観検査 使用上、有害な欠陥（変形など）が無いこと。 (2) 形状・寸法及び材料等は、JISA525、JISA526の規格に適合すること。
			材料検査 （化学成分・機械的性質）		
		必須	外観 形状・寸法 性能検査	目視による	(1) 外観検査 使用上、有害な欠陥（ひび割れ・損傷など）が無いこと。 (2) 形状・寸法及び性能等は、JISA5373の規格に適合すること。
基礎杭工（既製杭）	材料（コンクリート杭）	必須	外観		(財)財日本建築センターの評定又は評価基準
			形状・寸法 性能検査		(社)コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。
		必須	外観	目視による	溶接部の割れ、ピット、アタッカーカット、オーバーラップ、サイズ不足、溶け落ちが無いこと。
基礎杭工（既製杭）	施工（鋼管杭、H鋼杭の現場溶接）	必須	超音波探傷試験	JIS Z 3060による	JIS Z 3060の3種類以上
			その他		
		必須	根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験	JIS A 1108による （コンクリートの圧縮強度試験）	圧縮強度(N/mm ²) ・根固め液 20以上 ・杭周固定液 0.5以上
基礎杭工（場所打ち杭）	施工	必須	支持力試験	杭の載荷試験	
			その他		
		必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験		
基礎杭工（場所打ち杭）	施工	必須	支持力試験	杭の載荷試験	
			その他		

試験基準	概要	試験成績表等による確認
(1) 外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
(1) 外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
(1) 外観検査は全数について行う。その他は、係員の指示により行う。 (2) 形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
溶接継手部の全数について溶接前、溶接中、溶接後の各工程ごとに行う。		
突合せ溶接線（溶接長さ）の10%以上について行う。 (社)日本非破壊検査協会（超音波検査）の認定技術者が行う。		
(1) 本杭で継手のない場合は、30本ごと又はその端数につき1回行う。 (2) 本杭で継手のある場合は、20本ごと又はその端数につき1回行う。 1回の試験の供試体の数は3個とする。 ※供試体は土木学会「PC設計・施工指針」のブリージング率及び膨張率試験方法による。 設計図書による		○
(1) 孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2) 有効性試験（比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分）は杭ごとに又は1日に1回測定する。 設計図書による		○

35 鋼材等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼矢板 (鋼矢板)	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	外觀	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及びの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5528	搬入時	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104放射線透過試験	☎による。	☎による。	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	外觀	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及びの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表 (検査証明書) を提出	工場出荷時の測定表を含む。
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104放射線透過試験	☎による。	☎による。	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	外觀	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5525	搬入時、全数		
2) 鋼杭 (鋼管杭)	形状寸法	JIS及びの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5525	搬入時	試験成績表 (検査証明書) を提出	工場出荷時の測定表を含む。
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104放射線透過試験	☎による。	☎による。	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を提出	
	外觀	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及びの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表 (検査証明書) を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
3) 鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS及びⒺの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
4) 棒鋼 (普通棒鋼)	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		製造工場の試験成績表により確認できない場合
	形状寸法	JIS及びⒺの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
(異形棒鋼)	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		製造工場の試験成績表により確認できない場合
	形状寸法	JIS及びⒺの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5) タイプ材 (タイロッド)	本体、付属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		(高張力鋼材の場合) 機械的性質は6-1-1-2に、化学成分は及び④承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は6-1-1-2化学成分は④及び承諾した規格	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察		搬入時、全数		
	形状寸法	④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	④に適合していること。	④による。	④による。	④による。	試験成績表を提出	
	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		被覆材	④の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察		搬入時、全数		
	形状寸法	④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	④に適合していること。	④による。	④による。	④による。	試験成績表を提出	
6) 係留柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表11-1	1 溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察		搬入時、全数	
	形状寸法	④の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	図11-1-1-1 ~3及び表11-2	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7) 車止め (緑金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表11-6	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時適宜		
8) 電気防食 陽極	形状寸法	Ⓔの形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	Ⓔによる。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	重量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	各陽極の重量の許容範囲は2%以内とし、取付総重量は陽極1個の標準重量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準重量が30kg未満の陽極重量の許容範囲は±4%とする。		工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等 (陽極電位、発注電流)	Ⓔの値に適合していること。	計量機により測定 製造工場の測定結果表により確認		搬入時、適宜	試験成績を提出	

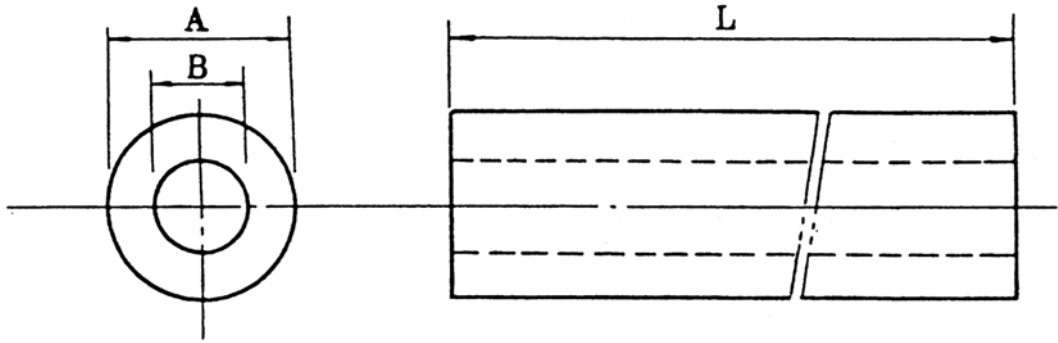
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
9) コンクリート杭	外観	有害な傷がないこと。	観察	JIS A 5310 JIS A 5337	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。
	形状寸法	JIS 及びⒺの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5310 JIS A 5337		試験成績表(検査証明書)を提出	
10) コンクリート矢板	外観	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	観察	JIS A 5354	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。
	形状寸法	JIS 及びⒺの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5354		試験成績表(検査証明書)を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 置換材 (砂)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	④による。	④による。	④による。	試験成績表を提出	
(割石)							5) 捨石材を適用する。
	2) 敷砂材 (砂)	外観	観察	異物の混入のないこと	施工中適宜		
種類、品質及び粒度		JIS A 1102 JIS A 1204	④による。	図2-1	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
シルト以下の細粒含有率		④による。	④による。	④による。	④による。	試験成績表を提出	
3) 改良杭材 (砂)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	④による。	④による。	④による。	試験成績表を提出	
(ドレーン材)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと	施工中適宜		
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		比重	JIS A 1110	④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
4) 載荷材 (砂)	材質	吸水量	JIS A 1110	④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		④による。	④による。	④による。	搬入時	試験成績表を提出	
		外観	観察	異物の混入のないこと	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	④又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積量	④による。	④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

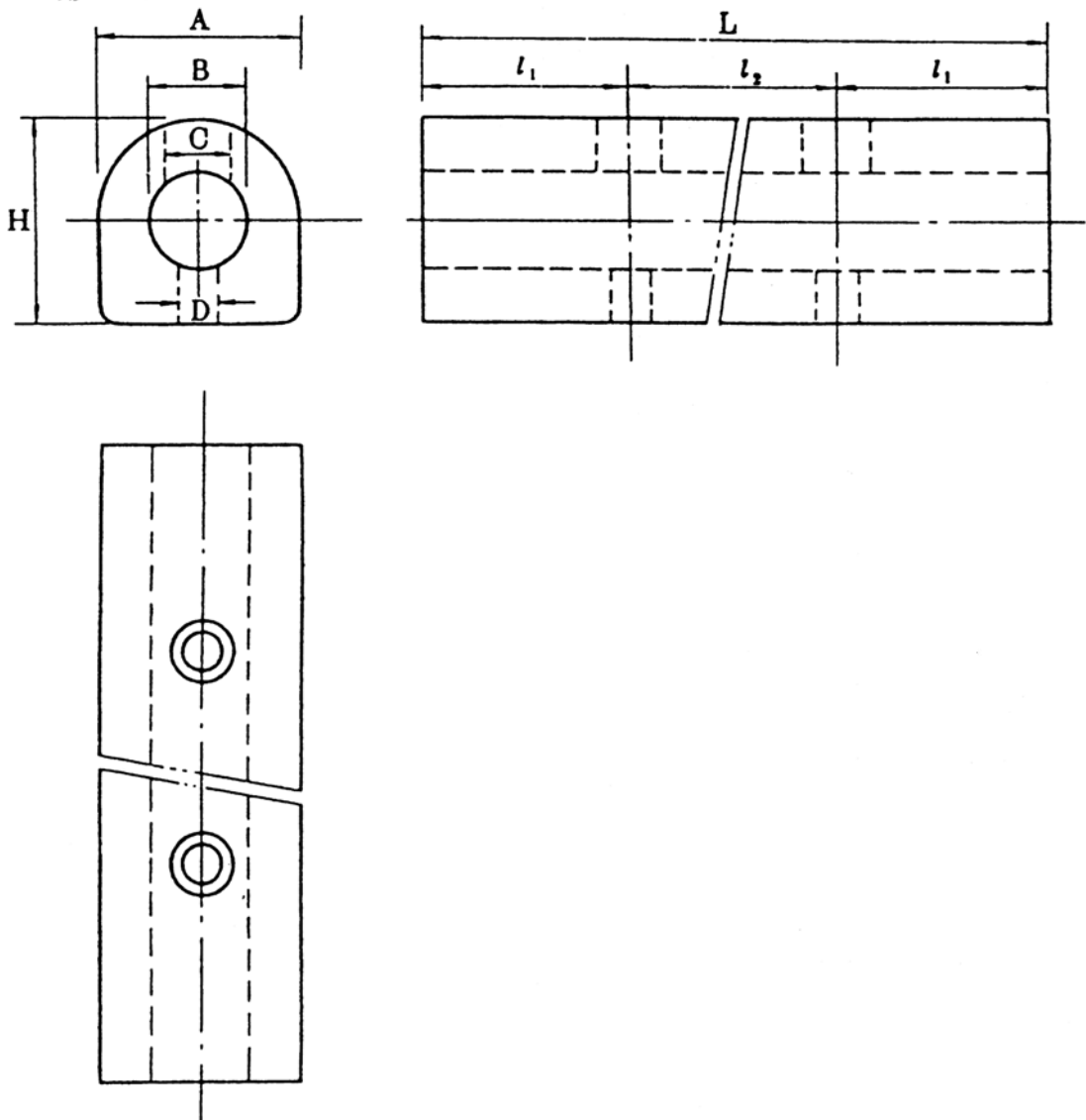
区分	管理項目	管理内容	管理容	管理方	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5) 捨石材 (基礎捨石)	材質	外觀	観察		4-1-2	施工中適宜		
		石の種類	観察		④による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006		④による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外重量の比率	観察		④及びJIS A 5006による。	施工中適宜		
(被覆捨石及び根固石)							5) 捨石材 (基礎捨石) を適用する。	
6) 裏埋材 (裏埋石)	材質							5) 捨石材 (基礎捨石) を適用する。
7) 中埋材 (砂)	材質	種類	観察		④による。	施工中適宜		
		外觀	観察		物の混入のないこと。	物の混入のないこと。	施工中適宜	
		最大粒径	観察		④による。	施工中適宜		
		単位体積重量	④による。		④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
								5) 捨石材 (基礎捨石) を適用する。
8) 裏埋材 (土砂)	材質	種類	観察		④による。	施工中適宜		
		品質	④による。		④による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
9) 盛土材 (土砂)	材質							5) 捨石材 (基礎捨石) を適用する。
								8) 裏埋材 (土砂) を適用する。
10) 埋立材 (土砂)	材質	種類	観察		④による。	施工中適宜		
		品質	④による。		④による。	搬入前、採取地毎に1回		

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理的試験(引張試験、硬さ試験、老朽化試験等)による材質が表11-3に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表11-3 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	製造前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	性能	反力及び吸収エネルギー	④による。	④による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	④及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	様式・品質5-1(例)参照 別紙(例)参照
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、適宜		
2) 取付金属	形状寸法	④の形状寸法に適合していること。	観察	④及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

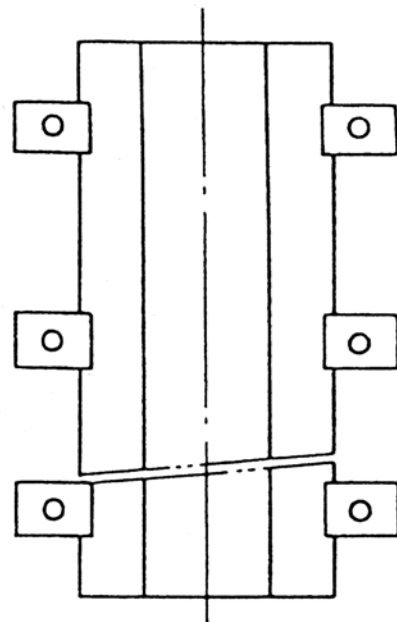
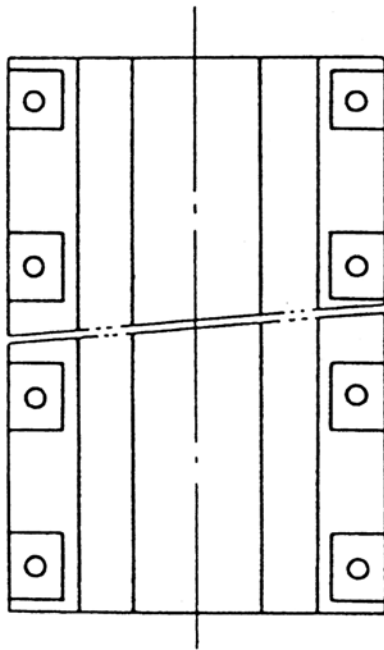
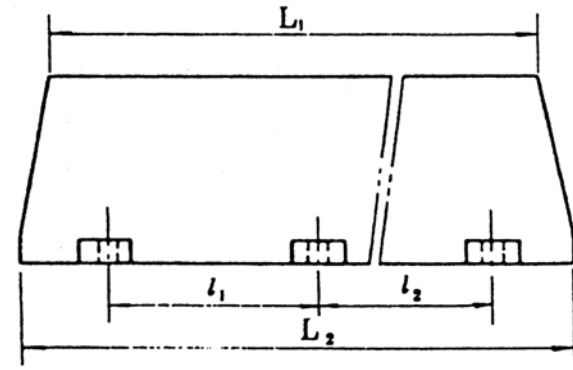
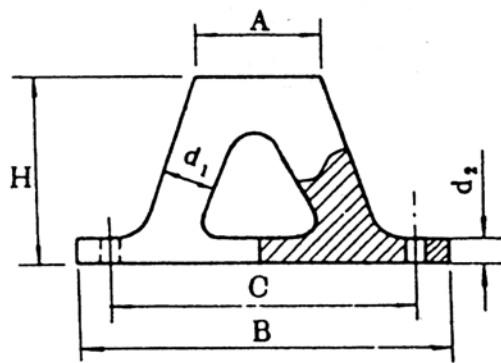
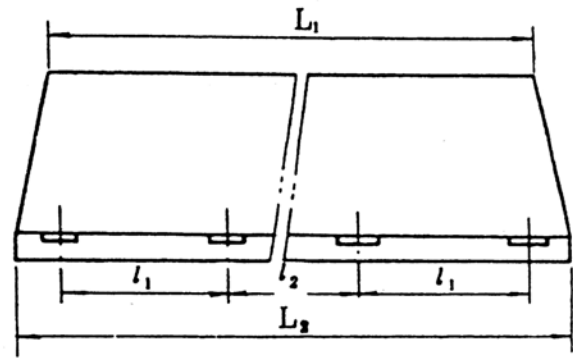
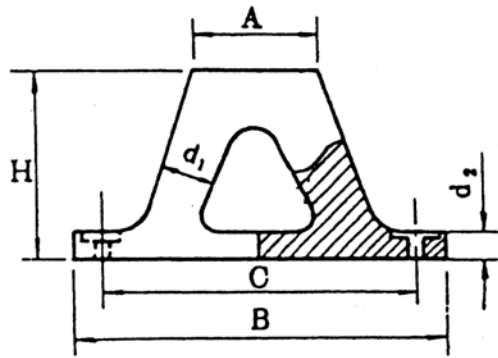
1. 中空円筒形



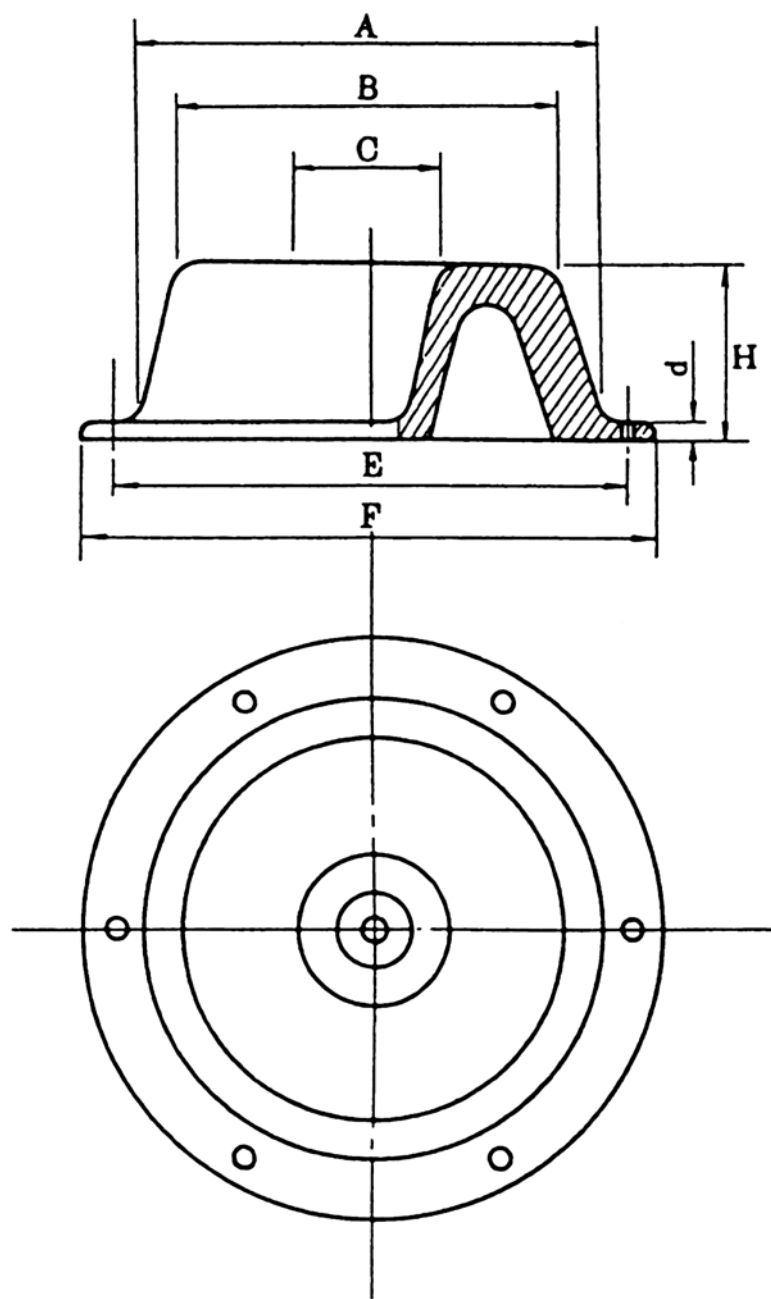
2. D 形



3. V 形



4. サークル形



防舷材形状管理表（例）

工事名 _____

形 式 _____

年 月 日 _____

現状代理人 _____ ㊟

単位：mm

測定箇所		標準寸法	No.	No.	No.	備 考
長 さ	L 1					
	L 2					
幅	A					
	B					
高 さ	H					
肉 厚	d 1					
底 版 厚	d 2					
ボルト穴径	φ					
ボルト穴の 中心間隔	C					
そ の 他						

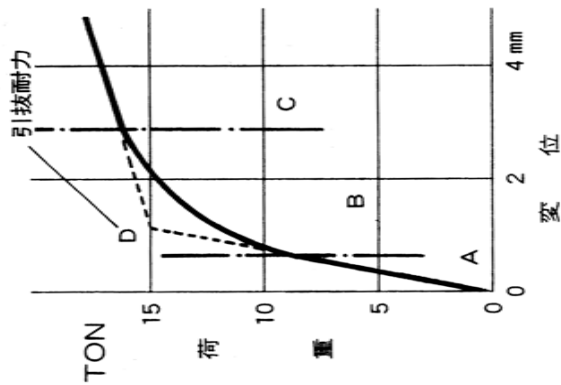
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が㊦に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	㊦又は3-1-2	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	
		補強材の種類は㊦に適合していること。	観察	㊦による。	搬入時、適宜		
2) 繊維系マット	形状寸法	厚さ	スチールテープ等で測定	㊦による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	㊦による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
3) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が㊦に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	㊦による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1096 引裂試験JIS L 1096
	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が㊦に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	㊦による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6301 比重試験JIS K 7112 耐海水試験JIS K 6773
4) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が㊦に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	㊦による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1096 引裂試験JIS L 1096
	材質						1) アスファルトマットを適用する。
5) 摩擦増大用マット (アスファルトを使用する場合)	形状寸法						1) アスファルトマットを適用する。
	材質	㊦による。	製造工場の試験成績表により確認	㊦による。	㊦による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	㊦による。	スチールテープ等で測定	㊦による。	㊦による。	管理表を作成し提出	

ロックボルトの引抜試験

- (1) 計測の目的
ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。
- (2) 計測の要領
ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。
実施時期は施工後3日経過後とし、最大引抜荷重は10tonとする。
- (3) 結果の報告
- (4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。



(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はI SRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Comiltee on Field Tests Document No.2, 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように、図4-2のように反力プレートとボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏を張付ける。

(2) 引抜試験

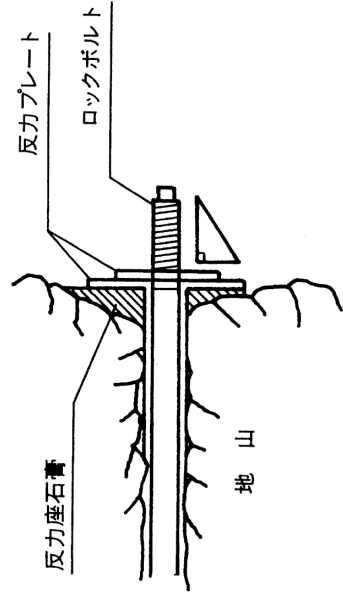
引抜試験は、図4-3のようにセンターホルージャッキを用い、油圧ポンプで1 ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

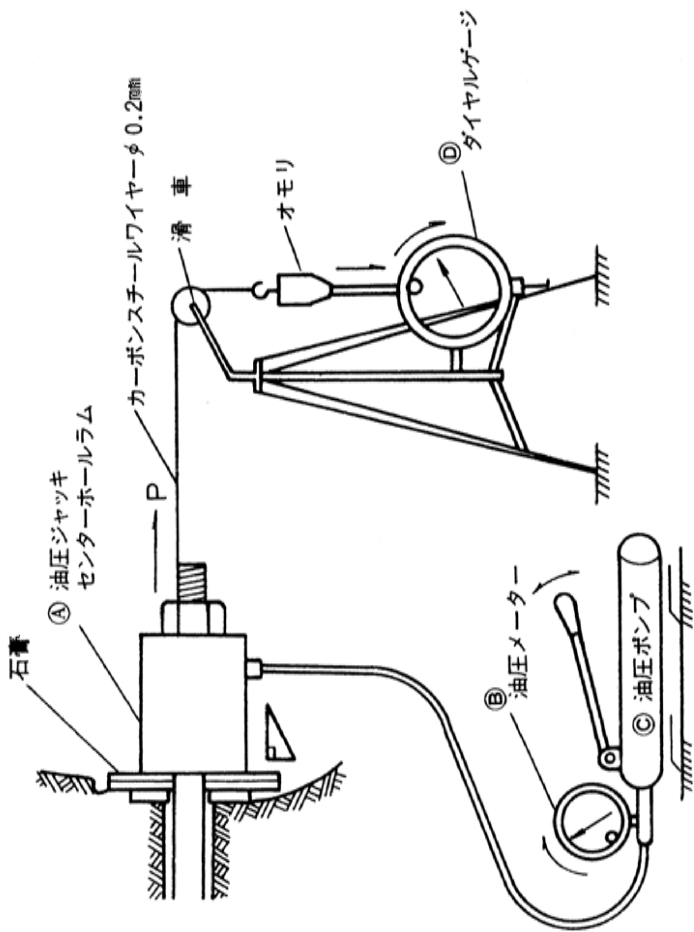
(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取り壊して岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。





40 品質管理基準および規格値

- *試験区分 必須：現状における検収時に実施する試験項目
その他：試験成績表、ミルシートで確認でき、必要に応じて現場検収を行う試験項目
- *検査方法 品質 確認：目視（検測）により検査を行うもの
照合：品質試験成績表等で照合を行い検査を行うもの
試験：監督員立ち会いのもとで試験を行うもの
数量 出来形：施工後に数量を検査するもの
検量：材料検査時に数量を検査するもの

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験（測定）項目	試験（測定）方法	規格値	試験（測定）基準	摘要
					品質	数量					
木材	1	木材	材料	その他	照合	出来形	木材の加圧式防菌処理方法	JIS A 9002			
							木材の浸漬式防菌処理方法				
							含水率	JIS			
							保存処理材浸度試験	JIS			

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要
					品質	数量						
造園材料	1	客土	材料	その他	照合	検量	pH(H ₂ O) 有害物質	簡易pH計 電気伝導度 (ECメーター)	4.5～8.0 0.1～1.0mS/cm			
	2	高木	材料	必須	確認	検量	高さ(H) 幹周(C) 枝張(W)	計測用具による計測 計測用具による計測 計測用具による計測	設計値≦H 設計値≦C<上位階級の寸法値 設計値≦W	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
	3	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ(H) 枝張(W)	計測用具による計測 計測用具による計測	設計値≦H<上位階級の寸法値 設計値≦W	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
	4	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ(H) 幹周(C) 枝張又は尺(W)	計測用具による計測 計測用具による計測 計測用具による計測	設計値≦H 設計値≦C<上位階級の尺法値 設計値≦W	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。		